

平成 21 年度障害者保健福祉推進事業（障害者自立支援調査研究プロジェクト）
障害者アートを活用した障害者の自立・社会参加
に関する研究プロジェクト

報告書

○ はじめに

私たちの団体は、2001年より障がい者アートの公募展「アート・ルネッサンス」を広島で開催してきた。開催当時、この広島の地には、障がい者が表現・創作したものを「アート」としてとらえる風潮は全くと言っていいほどなかったと思う。どちらかと言えば「彼・彼女らも頑張っています（頑張っって絵を描いています、あるいは、頑張っって物を作っています）」という見せ方を福祉現場はしていたし、また多くの方は、同情的にそれらの作品を見ていたように思う。そうした中で、彼らの生み出す作品を「アート」として見つめ、情熱を注いで支援をしていらっしやっただのが当時野呂山学園に勤務されていた長恵先生である。呉市美術館で自主開催されていた「野呂山学園作品展」で、私は彼らの作品と出会い、そして、それら作品が放つエネルギーに圧倒された。そんな私に対して、長先生が「彼らのアートがもっと社会に出て行ったら、社会はずごくおもしろくなると思うんです。」とおっしゃったのを今でも覚えている。この言葉が、私たちを突き動かし「アート・ルネッサンス」を生んだのである。

実際、彼らのアートが放つパワーは予想以上だった。「アート・ルネッサンス」初回展会場となった市内デパートの大催事場は、日を追うごとに満杯となり、主催者の私たち以上に催事担当者を驚かせた。その後、回数を重ねるごとに、応募作品数はうなぎ登りに増え、開始当初の3倍以上の数となり、公募対象エリアも中国5県へと広がった。私たちは、アート活動に取り組む人たちの広がりや勢いを確かに感じたのである。

同時に、来場者、すなわち見る側の視点も確実に変化していった。それまで、障がい者理解といえば「ボランティア活動促進のキャンペーン」や「開かれた施設づくり」などを通して「出会うこと」「直接ふれあうこと」があちこちで推奨されていたが、それが社会全体へと波及し効果をあげているなどとは決して言えるものではなかった。しかしながら、「アート・ルネッサンス」を開催すると、多くの人が集まるばかりでなく、必ず「どんな人が描かれているのですか」「いくつぐらいの方ですか」「どこに行けばお会いできますか」「施設を訪問して一緒に創作をすることができませんか」「作品を購入することはできますか」という問い合わせが来る。そうした人たちのほとんどは、施設等を訪れ、彼らと出会い、そして、そのうち幾人かは障がい者のアート活動を何らかの形で支援する人（アートサポーター）として活動をはじめられる。続く不況の中で、企業からの協賛金が減額となり、「アート・ルネッサンス」の存続が危うくなった時も、彼らアートサポーターといわれる人たちが次々と結集し、手弁当で企画から会場設営、会期中の運営そして撤収までのすべてを担ってくださった。そのスタイルは今でも続き、「アート・ルネッサンス」をより価値のある活動へと変えてくださっている。多くの人たちと共につくる「アート・ルネッサンス」は、私も楽しくて仕方がない。

さて、先程「障がい者理解」という言葉を使ったが、これは、「アート」という文脈の中では決して正しい説明とは言えない。なぜなら、アートサポーターのみなさんの原動力になっているのは「理解」とは別の次元に存在す

る「アートが持つ魅力」によるものだと考えるからである。つまり、障がい者が生み出すアートが、人の心を惹きつけ、揺さぶり、突き動かしているのであり、これがまさに「すぐくおもしろい社会」を生み出している。私たちは、その「おもしろさ」を「アート・ルネッサンス」という枠から一歩踏み出させて、障がい者のアートを街中で展開すること、障がい者のアートを製品に変えて生活の中に浸透させていくことを通して社会全体に広げていきたいと考えた。「おもしろさ」の広がり、すなわち、社会の「幸せ」につながると私たちは考えた。そして、その思いを「幸せ Products.」という企画書に起こして、広島市立大学芸術学部の大井健次先生を訪ねたのである。そして生まれたのが、この「障害者アートを活用した障害者の自立・社会参加に関する研究プロジェクト」である。

矛盾したことを言うようだが、この研究は、障がい者の「自立と社会参加」を最終ゴールとするものではない。そもそも私たちが追求しようとしたのは、「障がい者アートが持つ力」についてであり、その力が社会を「おもしろく」「幸せに」することの可能性やその方法である。「自立と社会参加」は、おそらくそのプロセスに包含される一形態であろうというのが私たちの考えである。従って、「アート」が生む「幸せ」を社会的な新しい「価値観」へと変えていくことこそが私たちの目指すべきところだと考えてきたし、今でもその考えは強く持っている。「アートの力」を「福祉」という枠の中に収めようとしたら、「福祉」に向かう「手段」して活用しようとしなかったことが、結果的に、新たなつながりや協働、そして発見を生むことになった。

約10ヶ月という研究期間はあまりにも短かった。また、研究途中に政権交代があり、「事業仕分け委員会」でこの調査研究事業の次年度以降廃止の声を聞いた時には、本当に口惜しい思いをした。しかし、私たちは、研究を終える今日まで、一切妥協することなく、とことん熱心に、そして実直にこの研究に取り組んだつもりである。考えを深めきれなかった事項も多くあり、また、この報告書においても説明が不十分な点もあると思う。願わくば、この研究へこめた私たちの思いを行間より汲み取っていただきながら、それぞれの場所で、多様に深化、発展させ、私たちにまた激励を与えていただければありがたい。この報告書が、障がいのある方々はもちろん、彼らのアート活動を愛し応援されている方々、さらには多くのアート関係者の皆さまにとって、今後活動を進めて行かれる上で、なんらかの参考となれば幸いである。

2010年3月31日
NPO法人ひゅーるぼん
川口隆司

目次

| | |
|--------|---|
| ○ はじめに | 2 |
| 川口隆司 | |

事業計画

| | |
|-----------|---|
| ○ 事業計画と概要 | 8 |
|-----------|---|

事業実施記録

| | |
|-------------------------------------|----|
| ○ 実施内容一覧表 | 12 |
| ○ Crossing ー都市空間を活用した障害者アート普及プログラム | 14 |
| 今井みはる (広島市立大学芸術学部 協力研究員) | |
| ○ 製品開発について | 26 |
| 川口隆司 (NPO 法人ひゅーるぼん 代表) | |
| ○ アートを二次利用する場合の権利とガイドライン | 33 |
| 権利を守るために必要な障がい者アートをサポートする人たちの役割 | 33 |
| 木元絵美 (NPO 法人ひゅーるぼん) | |
| 二次製品事業に付随する権利に関するガイドライン | 36 |
| 加藤直規 (広島市立大学社会連携センター 教授・知的財産マネージャー) | |

プロジェクト総括

| | |
|--|----|
| ○ 事業総括 | |
| 本事業と大学の連携について | 50 |
| 大井健次 (プロジェクト推進委員会 委員長／広島市立大学芸術学部 教授) | |
| 製品開発の現場から | 51 |
| 吉田幸弘 (製品開発委員会 委員長／広島市立大学芸術学部 教授) | |
| 障がい者を権利面から支える | 52 |
| 加藤直規 (付随権利等検討委員会 委員長／広島市立大学社会連携センター 教授・知的財産マネージャー) | |

| | |
|------------------------|----|
| 事業総括 | 54 |
| 川口隆司 (NPO 法人ひゅーるぼん 代表) | |

○ 委員所感

| | |
|--|----|
| 特異な形の文化を活用していく難しさ | 56 |
| 木村成代 (製品開発委員会 委員 / NPO 法人アートプラットフォーム G 理事) | |
| 障がい者アートが目指す場所 | 56 |
| 田中真弓 (製品開発委員会 委員 / オリエンタルホテル広島 マーケティング部 マネージャー) | |
| 「アウトサイダーアート」「アール・ブリュット」の世界 福祉と文化と経済の融合の試み | 58 |
| 中村隆行 (製品開発委員会 委員 / NPO 法人ひろしま NPO センター 副代表理事・常務理事) | |
| 障害者アートを活かした自立・社会参加の未来 | 58 |
| 金谷信子 (付随権利等検討委員会 委員 / 広島市立大学国際学部 准教授) | |
| 幸せ Products の研究を通して見えてきた事 | 59 |
| 加藤宇章 (付随権利等検討委員会 委員 / アトリエばお 代表) | |
| 今後への期待や方向性を含めた本プロジェクトの研究所感 | 63 |
| 保田香織 (付随権利等検討委員会 委員 / 社会福祉法人かしの木 アート活動支援職員) | |
| 親の立場から | 64 |
| 春日美喜 (付随権利等検討委員会 委員 / アーティスト家族代表) | |

資料編

| | |
|---|----|
| ○ 契約書雛型 | 66 |
| 加藤直規 (付随権利等検討委員会 委員長 / 広島市立大学社会連携センター 教授・知的財産マネージャー) | |
| 〔雛型 1〕 著作権使用許諾契約書の説明 | 67 |
| 著作権使用許諾契約書 | 69 |
| 〔雛型 2〕 著作権譲渡契約書の説明 | 71 |
| 著作権譲渡契約書 | 72 |
| 〔雛型 3〕 デザイン請負契約書の説明 | 74 |
| デザイン請負契約書 | 75 |
| 〔雛型 4〕 著作権使用許諾契約書の説明 | 78 |
| 著作権使用許諾契約書 | 79 |
| ○ 「障がいのある人のアート活動支援状況についてのアンケート調査」から | 83 |
| 金谷信子 (付随権利等検討委員会 委員 / 広島市立大学国際学部 准教授)、木元絵美 (NPO 法人ひゅーるぼん) | |

事業計画

○ 事業計画と概要

以下に示す（１）事業実施計画および（２）概要は、事業申請時のものである。実際の事業実施概要については、p.8以降を参照いただきたい。

（１）事業実施計画

①事業名

障害者アートを活用した障害者の自立・社会参加に関する研究プロジェクト

②事業実施目的

近年、障害者のアート活動への関心が高まりつつあるが、実際には、美術館、特別なイベントでの表出が主な形態であり、社会へのより一層の普及・浸透が切望されている。また、全国各地で先駆的な施設等を中心に障害者アートを活用した商品開発が進められているものの、障害者の自立に結びつくような著しい成果をあげた事例はまだ少ないのが現状である。

本事業では、地元の美術系の大学との「協働」という手法を取り入れながら、こうした現状の改善、変革に向けた取り組みを試験的に行い、障害者アートの普及度、日常生活への浸透度を高めると共に、障害者アートをモチーフとしたきわめて質の高い製品開発・普及・販売を行うことによる障害者自身の自立を高めていく手法やその可能性について研究・検証するものである。

③事業内容

1.都市空間を活用した障害者アート普及プログラム

アートを通じての街づくり、文化芸術活動の振興をねらって広島市立大学の学生・教職員が中心となってさまざまな都市アートイベントが開催されている。このイベント手法と障害者アート作品（中国五県を対象に2001年より毎年主催開催してきた公募展「アート・ルネッサンス」の作品）を融合させて、市内中心部の商業地下街等を活用し、障害者アートの普及告知と製品開発に向けた斬新なアートイベントを開催する。このプログラムでは、障害者アート

が街づくりに力を発揮するその可能性について検証を行いながら、障害者アートの効果的な普及の手法について研究したい。

2.障害者アート活用製品の開発・販売プログラムの実施

アートイベントと連動させながら、障害者アートをモチーフにした製品アイデアの一般公募を行う。優秀な作品については、大学に製品価値や芸術性、実用性を高めてもらうための協力・指導を行っていただき、販売を最終目的とした製品開発を行う。製品開発、販売の段階では企業とのマッチングも検討する。完成製品は、アートイベントをからめた対面販売に加え、専用サイトを立ち上げWEB上での販売を行う。

同時にこのプログラムでは、これまであまり言及されなかった障害者の自立につながるような著作権、販売権といった付随権利の整備を行うとともに、収益配分のガイドライン作りを行う。

本研究事業は、ここまでとなるが、アートイベント、製品開発とからめて効果的にWEB販売を展開していく具体的方法（効果的な販売PR、サイトデザイン、SEO対策、更新作業が容易なサイトソフトの開発など）については、次年度以降も研究を続けていきたいと考えている。

※これら事業の実施にあたっては、広島市立大学の芸術学部を中心とした研究推進委員会を構成し、計画、実施、検証をおこなう。また、市内地下街を活用したアートイベントは、大学に加え管理会社である（株）広島地下街開発等と協働して実施する。広島市立大学ならびに（株）広島地下街開発からは、プロジェクト協力について内諾を頂いている。

実施時期等

- 6月 … プロジェクト推進委員会の立ち上げ／アートイベント企画・準備／研究視察
- 7月末 … 第1回アートイベント／デザイン活用製品公募告知
- 8～10月 … プロジェクト推進委員会の開催／アートイベント企画準備委員会／製品開発委員会／付随権利等検討委員会
- 11月 … 公募製品審査会
- 12月 … 第2回アートイベントの開催／デザイン活用製品優秀作品発表／製品化指導開始・製品量産化
- 2月 … 第3回アートイベント開催（アート・ルネッサンス2010と同時開催）／WEBでのアート製品販売開始 ※次年度以降は、このアート・ルネッサンスが製品化告知イベントを兼ねることになる。
- 3月 … 事業実施評価、報告書づくり

④国庫補助協議額

18,826千円（当初補助申請額）

／補助決定額 11,600千円

⑤事業実施予定期間

平成21年6月1日から平成22年3月31日

⑥事業実施予定場所

中国五県を視野に入れながら、イベントは主に広島市域を中心に波及度の高いプログラムで構成する。

1. 都市空間を活用した障害者アート普及プログラム
…広島市内中心部商業地下街「シャレオ」、広島市市民交流プラザ等
2. 障害者アート活用製品の開発・販売プログラム
…市内中心部、広島市立大学芸術学部、WEBサイト等
※プログラム推進委員会は、ひゅーるぼん事務所、市立大学等で行う

⑦事業の効果及び活用方法

この事業を実施することによって、都市空間を活用した障害者アートの普及の可能性とその方法について研究・検証することができる。さらに、大学と協働してハイクオリティな障害者アート活用製品を開発するための手法や仕組み作りについて研究・検証することが可能である。これらの取り組みは、同時に、アートによる、障害者自身の社会参加や自立度を高めていく手法やその可能性についての研究・検証へとつながるものである。

そして、本事業を実施することにより、障害者アートを軸とした人的交流の推進、付随権利の擁護・整備、関係者間の新たなネットワークの構築が期待できる。

また都市型アートイベントの開催→製品開発→販売という事業展開により、人の関心の高まりと資金の流れを生み出す循環型プログラムの形成が期待できる。芸術系の大学を擁する各都市においても活用可能な地域特性を生かした同様なプログラム展開の可能性が生まれる。

(2) 事業概要

本事業は、近年関心が高まりつつある障害者アートに着目し、美術系大学と協働して、障害者の社会参加と自立についての調査・研究とそのシステム作りを行うプロジェクトである。具体的には、ふたつの関連したプロジェクトで構成される。一つ目は、従来の美術館を中心としたアート展示から脱却をはかり、市街地を活用したアートイベントを行うことで、障害者アートが街づくりに力を発揮するその可能性について検証を行う。

二つ目は、美術系大学の専門性を障害者アートと融合させて、従来とは全く質の異なる芸術性の高いアート製品の開発・販売を行い、アート製品を障害者自身の自立につなげていくことの可能性について検証する。これら二つの実験的な取り組みを行うことで、アートを通じた障害者の自立と社会参加の仕組み作り、ならびに関係者間のネットワーク構築を行っていききたい。

(3) 研究体制および研究推進委員

「障害者アートを活用した障害者の自立・社会参加に関する研究プロジェクト推進委員会」とその専門委員会である「製品開発検討委員会」ならびに「付随権利等検討委員会」を構成し、事業を行った。各委員会の所掌事務および委員構成は下記の通り。

■ 障害者アートを活用した障害者の自立・社会参加に関する研究プロジェクト推進委員会

○所掌事務

- (1) 都市空間等を活用した障害者アートの効果的な普及のあり方に関すること。
- (2) 障害者アートを活用した製品開発とその普及・販売のあり方に関すること。
- (3) 本プロジェクトの実施計画に関すること。
- (4) 本プロジェクトの実施成果についての評価に関わること。

○委員

| | |
|----------|---------------------|
| 大井健次 委員長 | 広島市立大学芸術学部 |
| 加藤直規 委員 | 広島市立大学社会連携センター |
| 金谷信子 委員 | 広島市立大学国際学部 |
| 吉田幸弘 委員 | 広島市立大学芸術学部 |
| 加藤宇章 委員 | アトリエばお |
| 木村成代 委員 | NPO 法人アートプラットホーム G |
| 田中真弓 委員 | オリエンタルホテル広島 |
| 中村隆行 委員 | NPO 法人ひろしま NPO センター |

■ 製品開発委員会

○所掌事務

- (1) 障害者アートを活用した製品に関する調査に関すること。
- (2) 公募による障害者アートを活用した製品アイデアに対する審査ならびにそれらの製品化に向けての支援に関すること。

(3) 障害者アートを活用した製品の普及・販売のあり方に関すること。

(4) 前各号にあげるものについての実施評価に関わること。

○委員

| | |
|----------|---------------------|
| 吉田幸弘 委員長 | 広島市立大学芸術学部 |
| 大井健次 委員 | 広島市立大学芸術学部 |
| 木村成代 委員 | NPO 法人アートプラットホーム G |
| 田中真弓 委員 | オリエンタルホテル広島 |
| 中村隆行 委員 | NPO 法人ひろしま NPO センター |

■ 付随権利等検討委員会

○所掌事務

- (1) 障害者アートを活用・利用するにあたっての障害者自身の権利擁護に関わること。
- (2) 障害者アートを活用・利用するにあたっての付随権利の整備に関わること。
- (3) その他、障害者アートを活用・利用するにあたっての留意すべき事柄に関わること。

○委員

| | |
|----------|---------------------------------|
| 加藤直規 委員長 | 広島市立大学社会連携センター |
| 金谷信子 委員 | 広島市立大学国際学部 |
| 加藤宇章 委員 | アトリエばお |
| 春日美喜 委員 | 障害者アーティストの家族 |
| 保田香織 委員 | 社会福祉法人かしの木 / 障害者のアート活動を支援する施設職員 |

■ 事務局

| | |
|-------|--------------|
| 川口隆司 | NPO 法人ひゅーるぼん |
| 木元絵美 | NPO 法人ひゅーるぼん |
| 本田真輝子 | NPO 法人ひゅーるぼん |
| 森原あゆみ | NPO 法人ひゅーるぼん |
| 今井みはる | 広島市立大学芸術学部 |
| 中村圭 | 広島市立大学芸術学部 |

事業実施記録

○ 実施内容一覧表

| | 2009 7 | 8 | 9 | 10 |
|-------------|---|--|---|---|
| イベント・視察 | | 7.31-8.4 | | 10.27-29 |
| | | <p>〔第1回アートイベント〕Crossing Vol.1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者アート作品展示と、製品化に向けたアイデアの募集（紙屋町シャレオ中央広場） | | <p>〔視察〕製品開発に関する施設の取り組み状況について（京都・奈良・大阪）</p> <ul style="list-style-type: none"> 10.27 ・アトリエやっほう（京都） ・!-style（京都） 10.28 ・たんぼぼの家（奈良） ・コミュニティショップCHIRORI（奈良） 10.29 ・はたのさと（大阪） ・アトリエインカーブ（大阪） ・コーナス（大阪） |
| プロジェクト推進委員会 | 7.23 | | 9.18 | |
| | <p>〔第1回プロジェクト推進委員会〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト推進委員会の紹介と委員長選出について ・委員会設置要綱について ・プロジェクト実施目的と内容について ・専門委員会の委員候補・構成について ・第1回アートイベントについて | | <p>〔第2回プロジェクト推進委員会〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回アートイベントの反省と第2回アートイベントの実施内容について ・専門委員会の進捗状況について ・他地域の研修視察について ・今後の委員会開催スケジュールについて | |
| 製品開発委員会 | | | 9.1 | 10.9 |
| | | | <p>〔第1回製品開発委員会〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の紹介と委員長選出について ・製品開発委員会の審議内容について ・障がい者アート活用製品例について ・本プロジェクトにおけるアート製品開発コンセプトについて ・アート製品開発体制について | <p>〔第2回製品開発委員会〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アート製品開発コンセプトについて ・アート製品開発体制とスケジュールについて |
| 付随権利等検討委員会 | | | 9.14 | 10.23 |
| | | | <p>〔第1回付随権利等検討委員会〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の紹介と委員長選出について ・付随権利等検討委員会の審議内容について ・障がい者アート支援現場で直面する課題・問題点についての意見交換 ・今後の委員会での検討事項の抽出 | <p>〔第2回付随権利等検討委員会〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の今後の研究事項について ・二次利用についての法的整理、契約の留意点について ・障がい者アート支援現場へのアンケートについて |
| ワークショップ | | | | 10.26 |
| | | | | <p>〔製品開発に向けたワークショップ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティほっとスペースぼんぼんとの製品開発ワークショップ（於広島市立大学） |

11

12

2010

1

2

3

11.24-25

〔視察〕製品開発に関する施設の
取り組み状況について(福岡)

- 11.24 ・アトリエブラヴォ
・アトリエブラヴォ市街地アート
11.25 ・工房Kara
・工房まる

12.6-11

〔第2回アートイベント〕Crossing Vol.2

- ・障がい者アートをもとにした
製品プロトタイプ展示
(紙屋町シャレオ中央広場)

2.13-21

〔第3回アートイベント〕Crossing Vol.3

- ・製品販売とアートパフォーマンス(袋町 URABUKURO)
- ・プロトタイプ展示(gallery G)
- ・URABUKUROジオラマ展示(市民交流プラザ)

12.3

〔第3回プロジェクト推進委員会〕

- ・専門委員会の進捗状況について
- ・視察報告・第2回アートイベントの
実施内容について
- ・第3回アートイベントプランについて
- ・報告書作成案について

1.26

〔第4回プロジェクト推進委員会〕

- 専門委員会の進捗状況について
- 第2回アートイベントの実施反省
- 第3回アートイベントプランについて
- 報告書作成案について

3.31

〔第5回プロジェクト推進委員会〕

- 事業総括報告書(案)について

11.19

〔第3回製品開発委員会〕

- ・製品化候補アイデアの選考
- ・委員会参考出展製品アイデアの提案について
- ・第3回アートイベント会場プランについて

※当初1月に予定していた製品開発委員会の討議事項は、
2月開催のイベントとの兼ね合いから1月26日に実施した
プロジェクト推進委員会に含めその検討を行った。

3.16

〔第4回製品開発委員会〕

- ・第3回アートイベント実施状況と反省
- ・製品開発に関わる委員会総括
(成果と課題・展望について)
- ・その他(執筆役割分担)

11.24

〔第3回付随権利等検討委員会〕

- ・製品化候補について
- ・二次利用する場合の契約内容と契約書について
- ・ガイドラインの構成について

1.12

〔第4回付随権利等検討委員会〕

- ・二次利用する場合の契約内容と契約書について
- ・障がいのある人のアート活動支援状況についての
アンケート結果について

3.5

〔第5回付随権利等検討委員会〕

- ・障がい者アートに付随する権利について
- ・権利を守るために必要な障がい者アートを
サポートする人たちの役割について

11.9

〈製品開発に向けたワークショップ〉

- ・かしの木との製品開発ワークショップ(於かしの木)

○ Crossing —都市空間を活用した障害者アート普及プログラム

市内中心部の商業地下街等を活用し、障がい者アートの効果的な普及手法や、アートの二次利用として製品開発・販売に至るまでのプロセスをアートイベントとして開催。「Crossing」とは、「アートと日常」「障がい者と社会」など、様々な交錯により新しいものを創出していく隠喩として題したイベントのテーマである。

はじめに——障がい者アートの可能性

全3回を通した今回の一連のアートイベント「Crossing」は、地元の大学であり県内で唯一芸術学部を有する広島市立大学との協働企画のもと実施する運びとなった。

今日アートは、日々の生活をはじめとする社会全般と様々な接点をもつことができるツールとして、幅広く活用されている。これまでの美術館やギャラリーといった展示空間だけでの在り方ではなく、都市や地域の中への進出、さらには生活空間への浸透が近年いたるところで顕在化してきている。その多くの試みは、人と人、モノとモノを繋ぐ働きかけとして、アートの新しい社会的役割を模索しているのである。したがって、そのほとんどが実験的な試みであり、普遍化し一般に受容されるには時間が必要とみられる。こうしたソフトの部分を育てていくためには、社会の受容力や評価の仕方に関わってくる問題があがってくるが、人々の安定した生活をもたらす福祉という分野がその問題を補完的に解決していく可能性があることを、このイベン

トを通してわたしたちに提示することとなる。一年間という短い期間の中で、障がい者アートを提示することから始まり、そして様々な人と空間を媒介にして生まれた派生物（結果的に二次製品として各種デザインへの展開に結びついた）の今後の社会的役割を検証するものとして、今回のイベントを開催する意義は高かった。

組織構成

事務局：NPO 法人ひゅーるぼん

代表：川口隆司

経理：木元絵美

広報・デザイン：本田真輝子

実施本部：広島市立大学芸術学部

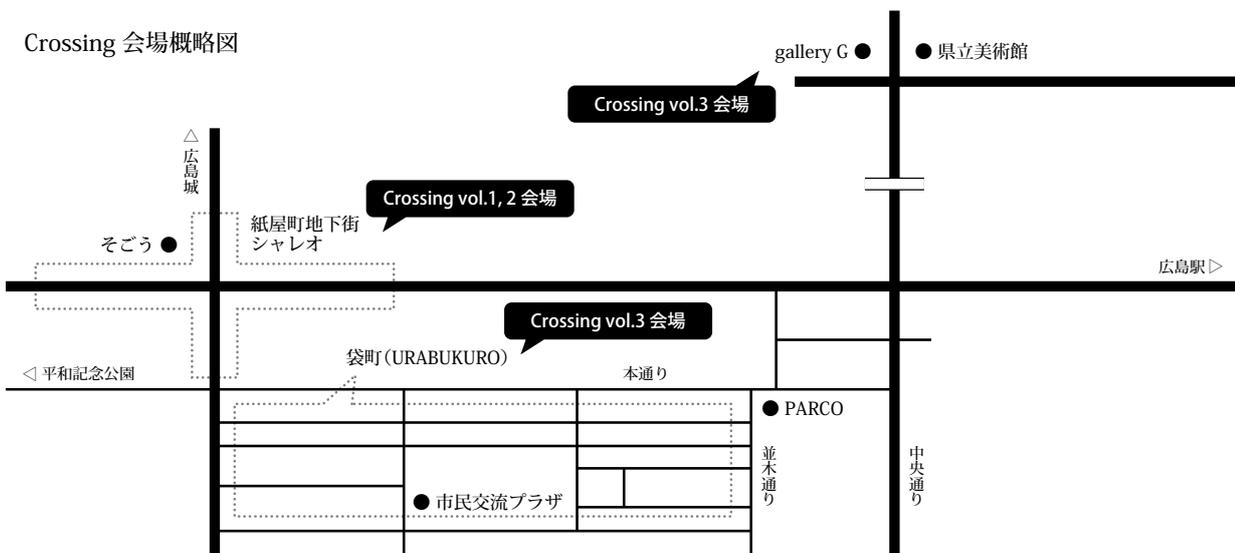
実施本部長：大井健次（芸術学部教授）

運営管理：今井みはる（芸術学部協力研究員）

アートディレクション：中村圭（芸術学部非常勤助教）

製品開発チーム：吉田幸弘（芸術学部教授）、塚本康博（芸術学部実習補助員）、和気拓哉（芸術学部非常勤助教）

Crossing 会場概略図



Par Avion





Crossing Vol.1

Crossing Vol.1——障がい者アート作品展示と、製品化に向けたアイデアの募集

開催期間：2009年7月31日（金）～8月4日（火）

会場：紙屋町シャレオ中央広場（広島市中区基町地下街100号）

開場時間：10:00～21:00（最終日は18:00まで）＊入場無料

関連イベント：ヴィオラコンサート（8月1日、8月2日）

主催：NPO法人ひゅーるぼん

共催：広島市立大学

協力：広島地下街開発株式会社、ふれ愛プラザ

企画・実施管理：中村圭、今井みはる

展示構成：米倉大五郎、塚本康博

入場者数：2,925人



1

2 3

障がい者アートと社会との新しい融合・接点をつくるための製品開発に向けて、来場者のアイデアを創出させる環境づくりを目的としたイベントを開催した。今回のテーマ「Crossing」と、会場となったシャレオの地下街自体がクロス状になっていることにちなみ、その中心部に趣旨をそのまま形にしたクロス状の構造物を設置した。この構造物は、南北を「アート軸」、東西を「生活軸」として構成した。その二つの軸を交差させることで何か新しいもの＝プロダクトが生まれてくるという期待を込めたシンボリックなものとして展開し、「アート軸」には障がい者の方の絵（計14点）を展示し、「生活軸」には生活用品を連想でき

るような言葉をクロスワードパズルのように仕掛けた。このイベントは障がい者アート自体の普及も兼ねており、通常の展示会場では行わない展示方法に積極性をもたせ、鑑賞者に興味を引かせるよう仕向けた。また研究事業の趣旨を伝える場としても機能させ、シャレオという商業空間を社会実験的なアプローチの場として変容させた。会期中には来場者から障がい者アートを活用した製品アイデアを募り、都度公開していった。また、同会場には授産製品を販売する「ふれ愛プラザ」が出店し、二次製品の具体性を来場者に提示した。

1. 会場となった紙屋町地下街シャレオ中央広場の全景。
 2. 展示された障がい者アート作品（一部）。
 3. 障がい者アートのプロダクトへの展開をクロスワードパズルのようにディスプレイした。
- 撮影：鹿田義彦





Crossing Vol.2——障がい者アートをもとにした製品プロトタイプの展示

開催期間：2009年12月6日（日）～12月11日（金）

場所：紙屋町シャレオ中央広場（広島市中区基町地下街100号）

開場時間：10:00～21:00（最終日は18:00閉場）＊入場無料

関連イベント：広島市立大学吹奏楽部アンサンブル演奏（12月6日）、ヴィオラコンサート（12月9日）

主催：NPO法人ひゅーるぼん

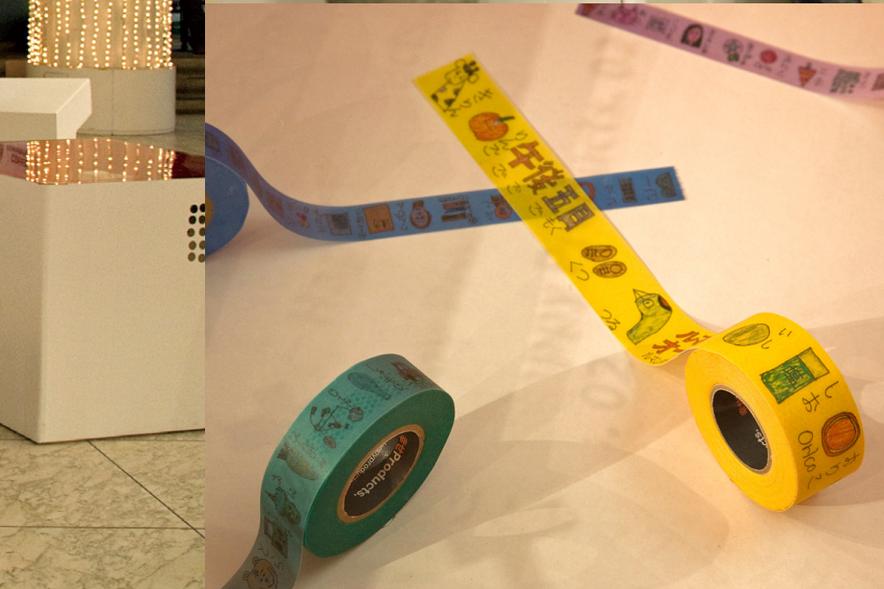
共催：広島市立大学

協力：広島地下街開発株式会社、ひろしまNPOセンター

企画・実施管理：中村圭、今井みはる

展示構成：塚本康博、和気拓哉、長野佳嗣

入場者数：2,252人



1 2

3 4

1 回目のイベントで寄せられた 200 点以上の障がい者アートを活用した製品アイデアをもとに、プロトタイプ(試作品) 10 種類を公開するイベントを開催した。実際の製品化に向けて一般の来場者、企業へのプレゼンテーションを目的としたこのイベントでは、プロトタイプと一緒にアイデアのもとになった原画のコピーも同時に配置し、プロトタイプの一つ一つには、何気ない日用品が障がい者アートと融合することで、日常生活をより豊かにする魅力をもつことをアピールするキャッチコピーを提示した。プロトタイプの種類は、アイデアをそのまま形におこしたもの、製品開発委員会での協議のもと作られたもの、障がい者の方々とワークショップ形式で作られたものなど、様々な開発手法を提案した。イベントを開催した時期は、クリスマスシーズンということもあり、全体をボックスツリー状に構成しプロトタイプとこの展示自体を社会に向けた「ギフト

ト」として演出し来場者を迎えた。さらに、本物のクリスマスプレゼントとして、プロトタイプの一つにあったクッキーの型を使用したクッキーが限定で配布し、イベントの波及性を高めた。また、来場者にはどのプロトタイプが欲しいかを投票してもらい、次の製品開発に向けた参考調査も行った。一部のプロトタイプ(ランチョンマット+箸袋)は紙屋町シャレオ内の 4 つの飲食店で試用運転として実際に使用された。

1. 展示されたプロダクトデザインのプロトタイプを覗き込む来場者。
 2. カップのプロトタイプ。
 3. マスキングテープのプロトタイプ。
 4. ルアーのプロトタイプ。
- *プロトタイプの詳細は、分冊1を参照。
撮影:鹿田義彦



Crossing Vol.3

Crossing Vol.3——URABUKURO での製品販売とアートパフォーマンス

開催期間：2010年2月13日（土）～2月21日（日）（内、gallery Gは2月16日～21日）

場所：広島市中区袋町「裏通り」URA BUKURO、gallery G

開場時間：11:00～20:00（最終日は17:00閉場）＊入場無料

主催：NPO法人ひゅーるぼん

共催：広島市立大学

協力：gallery G、袋町「裏通り」活性化委員会

企画・実施管理：中村圭、今井みはる

展示構成：塚本康博、和気拓哉、長野佳嗣、玉井智子

アートパフォーマンス：東季衣、石田真理、北見彩、下井田麻美、田中真由美、田中若葉、鍋田晃子、農澤美穂子、野末森恵、濱永由佳、松本優希

●連動企画展覧会

『障がいのある人の芸術作品展 アート・ルネッサンス2010』

開催期間：2010年2月13日（土）～2月21日（日）

場所：広島市まちづくり市民交流プラザ4Fギャラリー（広島市中区袋町6番36号）

開場時間：11:00～20:00（最終日は17:00閉場）

主催：NPO法人ひゅーるぼん

イベント：アーティストと審査員による作品解説（2月13日）、ヴァイオラコンサート（2月13、21日）

入場者数：2,055人



ストッキングを履き、まちを散策するパフォーマンス風景。撮影：鹿田義彦



2回目のイベントで公開されたプロトタイプを実際に製品化し、一般のマーケットに流通させる試みとして、広島市袋町の様々な店舗（計7店舗）で展示販売するイベントを開催した。全4種類11点の商品が短期間ではあるが、他の商品と同一の空間に並ぶこととなった。商品の他に複数の絵画も店内に展示させていただいた。今回のイベントは、袋町全体を障がい者の表現空間として捉え、来場者にはまちを歩きながら作品と商品に出会うように設定し、結果的には袋町の活性化にも貢献するイベントとして機能させることとした。その他、同市内にある gallery G では、

2回目のイベントの展示を再構成した形でプロタイプと原画を同一空間に展示し、芸術の分野でも広く周知させる形をとった。会期中の週末には、8名の学生が商品の一つであるストッキングを実際に履き、市内を散策するパフォーマンスを行った。また、関連企画として県内外の施設から寄せられた作品を展示する「障がいのある人の芸術作品展アート・ルネッサンス2010」を開催したことで、イベントの期間中、同時多発的に広島市の様々な場所で、障がい者アートと障がい者の方々と触れ合うことができる機会を提供した



1 2
3 4

1. 会期中配布された案内パンフレット。
 2. 「STICK SWEETS FACTRY」店頭でのランチョンマット販売ディスプレイ。
 3. 「STICK SWEETS FACTRY」での紙製ランチョンマット使用風景。
 4. 同上。
 5. 市民交流プラザで展示されたCrossing 3コンセプトジオラマ(部分)。
 6. 同上全体。
 7. 「White Carret」での商品ディスプレイ。
 8. 「袋町ワイン食堂LE JYAN JYAN」でのアート作品展示風景(部分)。
 9. 「gallery G」での、『動物バスルクッキー型枠』のプロトタイプと、その型で焼いたクッキー(サンプルタイトル)。
 10. 「gallery G」展示風景(1F会場)。
 11. 「gallery G」での、『カップ&ソーサー』のプロトタイプと、そのもととなった絵画作品展示。
 12. 「gallery G」での、『イカ・ボール』のプロトタイプと、そのもととなった絵画作品展示。
 13. 「gallery G」での、『マフラー』のプロトタイプと、そのもととなった絵画作品展示。
- 撮影：鹿田義彦・NPO法人ひゅーるぼん(1~4)、鹿田義彦(5~13)



5
6





〔協力店舗〕

STICK SWEETS FACTORY

橙 Dai-Dai

WHITE GARRET

こっとう史音

暖厨 Danchu

贈り物雑貨店 Lisu Lisu

袋町ワイン食堂 LE JYAN JYAN

7

8

9 10

11 12 13



おわりに―成果と課題

今回のように「障がい者アート」をめぐる新しい試みのイベントが、広島市中心部で開催されたことは、障がいをもつアーティストや障がい者アートの社会参加という点で多くの反響や接点が生まれる要因となったのは顕著である。特に、広島平和記念公園、原爆ドームとも通じるシャレオ中央広場は、単に商業空間としてだけではなく、市内外及び海外からの来訪者に、広島市の都市像をアピールする場所としても最適であった。

まず、1回目の「Crossing」は、障がい者アート〈Art〉と日常生活〈Life〉とが融合する最初の取りかかりとして開催したが、障がい者の作品を単なる視覚を通しての吸収だけではなく、製品化へのアイデアを募集することによって、来場者の生活空間の一部にアートを取り入れた場を想起させる機会を与えることとなった。それは、同時期に同じ場所で授産製品（施設は広島が中心）の販売を行った「ふれ愛プラザ」（主な商品に食品や陶器など）の出店が相乗効果をあげていたとも言える。また、主催者が毎年継続して開催している「障がいのある人の芸術作品展アート・ルネッサンス」の会場でも好評とされる障がい者と来場者の交流は、今回の会場でも随所で拝見された。加えて、当時、製品化への道りはまだアイデア段階ではあったが、作品が題材となり姿を変えていく驚きと希望は少なからず芽吹いていたと窺える。それこそが、このイベントの最大の目的ではあったが、多くの人が通行する会場でありながらも、障がい者アート自体の普及率が低いこと、そして一般的な

絵画展示ではないことが逆に一般市民にはイベントの趣旨が理解されにくかったように思われる。日常生活の場所にアートを展示する趣向は、近年全国的に展開されており珍しいものではないが、今回のイベントのような障がい者アートの普及の仕方は全国的にも稀であると思われる。そして、主に絵画や彫刻が分類される「純粋芸術」としての機能と、音楽や映画などの「大衆芸術」に近い社会的役割をも担うことができる今回の障がい者アートというツールは、福祉面と文化面の双方の可能性を拓けることとなった。

次に、その可能性を目に見える形で飛躍させることとなった2回目の「Crossing」では、10点ものプロトタイプ（試作品）が公開された。一般市民から寄せられた多くのアイデアが障がい者アートとコラボレーションし形となって表れたことは、原画の作者である障がい者や親族の方へ、障がい者が創作したものに想像を越えた価値があることを表明する場となった。また、一部のプロトタイプが会場付近の店舗で使用されたことで、商業空間としての潤いに繋がるなど多くの反響をいただき、実際の製品化を望む声もあげられた。このように、製品化に向けた活動の中で企業の社会貢献活動にも着目しコミュニティビジネスやソーシャルビジネスへの可能性も考察する機会となるイベントとなった。その一方で、一般市民が生活に必要とする製品がどのようなものであるべきか、障がい者アートの二次利用の必要性をどのように伝えるべきかなど、一般の市場調査の不足と各施設が抱える施設の方向性にも繋がる新たな問題にも直面することとなった。

そして、一連のイベントのファイナルとなった3回目の「Crossing」では、最終到達地点ともいえる表現者と消



費者が直接繋がる状況を作り出すことができた。市内中心部に位置する袋町の店舗のご協力をいただき、4種類の商品が他の商品と一緒に店先に並ぶこととなった。その情景は、原画のアートと同じく付加価値をもつ賜物のように光り輝く様子であった。さらに、ストッキングを履いた学生が市内を散策するパフォーマンスによって、派生物として生まれた製品が実際に社会へ歩み出していく光景として目に映った。また、同時期に関連企画として開催した「障がいのある人の芸術作品展アート・ルネッサンス2010」では、今回の事業を行うことで逆に元となる本物の原画に込められた障がい者の方の強い意思表示を再度窺えたことから、障がい者の方の社会参加の場としても継続的により多くの市民へ提示していくことの重要性を認識した。このように、同時多発的に様々な場所で障がい者アートが都市に出現したことは、特別な仕掛けでありながらも俯瞰的に見れば日常的な風景として都市に馴染んでいく予兆にも窺え、あるいはそのようにわたしたちが受け入れていくべき課題かもしれない。そして、今回一つの商品を開発するためには多額の予算が必要であることから、一つあたりの単価が高くなり一般的な販売価格とは言えなかったかもしれないが、アートによる二次的な産物を通常のプロダクト製品とするか、別の付加価値をもつ製品とするかは、今後のネット販売などによる一般の消費者からの反響や、障がい者アートの可能性を継続して研究していくなかで判断する必要があると思われる。それでも、販売をしてくださった店舗からはクオリティーの高い商品との評価をいただき、少なからず経済効果にも影響をきたしたと推測する。

今回、「Crossing」という交錯する場面と新しい派生物を創出する意味を込めて設定されたテーマのもと、「障がい者アートと日常の融合」、「障がい者アートとプロダクトのコラボレーション」、「表現者と消費者の出会い」という形で、障がい者の方々はわたしたち（社会）に斬新な創造性を与えてくれた。このような未知なる創造性は、障がい者の「自立」という概念を単なる経済的な自立という観点からではなく、様々な視点から考察していく必要があると思われる。また、表現者と消費者との繋がりは一般的には希薄でありがちだが、媒介者（今回イベントに携わったスタッフなど）が存在するのであれば、その二者の投げかけを繋ぐ役目を担うことができ、発信する側と受容する側の双方の権利と責任意識をも開示させる余地がある。それが社会での「自立」という概念に組み込まれるかもしれない。

最後に、今回のイベントは、広島市立大学芸術学部のスタッフが企画から展示までをサポートする形で遂行してきたが、製品だけではない多くの派生物を創出することができたことは大きな成果であり、またこのような機会に感謝したい。これは、NPO 法人と大学、福祉と芸術文化が協働するという画期的な試みを企てた影響も大きく、その効果を広島市の独創的なまちづくりという観点からも今後多に波及性が高いものとして取り組んでいく必要がある。

今井みはる（広島市立大学芸術学部 協力研究員）



○ 製品開発について



1

製品開発コンセプトと試行販売までのプロセス

障がい者アートを活用した製品開発については、プロジェクト研究推進委員会の専門委員会として「製品開発委員会」を設置し、開発コンセプト作りから試作品製作、製品試行販売までを行った。

障がい者アートを二次利用した製品を開発するにあたり、「製品開発委員会」がまず大切にしたのはそのコンセプトづくりである。そのために、全国から様々なアート活用製品を入手し、検討・吟味を行った。その過程の中で、既存の製品はおおよそ以下のようなカテゴリーに分類されるのではないかと考えた。

- I 障がい者アートそのものまたはその延長線上に位置付く製品ポストカード、複製画など
- II 障がい者アートを単に既存の日用品に配置した製品アートが配置されたTシャツ、マグカップなど
- III 障がい者アートをもとに専門的にデザインされた製品

その他、障がい者自身が製造プロセスに労働者としてかわり製品づくりが行なわれるケースもあるが、それについては、アートの二次利用とはかけ離れるため、今回の委

員会では研究の対象からは除外した。

これら3つのうち、製品の売れ行きも比較的好調なのはカテゴリーⅢに属する製品であると思われるが、WEBで検索をしてもなかなかそうした製品に出会うことは少ない。また、これら製品の開発は、主に、福祉施設を中心とする現場で行なわれていることが多く、現場スタッフのデザイン力や製品開発力が製品の善し悪しや売れ行きを左右している様子がうかがえる。本製品開発委員会の行った視察では、デザイン会社や製品製造企業にデザインあるいは製品開発を契約委託し製品作りを行う取り組み（たんぼぼの家、エイブルアートジャパン、工房まる）についても知ることができ、製品化を行う上で今後広まるであろう方向性の一つであると感じた。一方で、カテゴリーⅠに属する製品についても新しい方向性を見出すことができた。障がい者が創作した絵画・立体等の作品そのもの、または、その複製、あるいは、創作作品に若干のアレンジを付け加え作品そのものをより引き立たせるようにした製品が我々の目をひいた。これらは、障がい者アートの持つ魅力がより際立つことによって売れていく商品であるので、何よりも製品製作現場スタッフが障がい者アートに対して十分な知識を持ち、魅力を感じていることに加え、障がい者アーティストと心を一体にした協働作業が行えることが必須条件であるよう



2



3

1. 製品開発委員会会議の様子。
2. アトリエやっほう(京都市):製品開発について説明を受ける。
3. たんぼの家(奈良市):エイブルアートカンパニーの取り組みについて説明を受ける。
4. CHIRORI(奈良市):障がい者のアート製品を取り扱うショップの様子。
5. アトリエラヴオ(福岡市):市街地で展開する壁面アートの様子。
6. 工房kara(福岡市):工房で製作されたアート製品。



4



5



6

に思われた。カテゴリーⅠに属する製品は、複製品を除き量産は難しいため販売単価は跳ね上がる。しかし、それら製品が販売実績を上げている事実は、障がい者アートの魅力の伝達がスタッフによって十分に行なわれていることを物語っていると言える。

以上のようなことから、本委員会では、上記カテゴリーのうち、ⅠとⅢを視野におきながらそれを発展させる形で

- 障がい者のアートの魅力がより際立つような製品
- 障がい者アートにデザインの力を加えることによる相互作用で、新しい利用価値を生み出す製品

をコンセプトに製品開発に取り組むことにした。

開発製品のカテゴリーは、障がい者アートの日常的な広がり(日常化)をめざして日用品とした。

また、製品開発のアイデアについては、市民意見を参考にしたいという思いから、7月末より実施したイベント「Crossing vol.1」ならびにWEB上で障がい者アートを展開し、約3ヶ月間、一般公募という形でアイデア募集を行った。

委員会での議論および視察を通して、製品開発を行う上で、製品デザインを行う者が障がい者アート作品だけを見て(障がい者の日常に触れることなく)製品開発を行うことは、私たちがめざそうとしている製品作りにはつながらないという思いから、吉田製品開発委員長を中心とする大学メンバーと障がい者アーティストによるワークショップを行うことにした。「ルアーづくり」をテーマとしたワークショップは2回であったが、施設見学、アートサポートスタッフとの打合せは、数多く行なわれ、相互理解を深めつつ製品作りアイデアを膨らませていった。こうした流れの中から、今回の製品開発については、吉田委員長を中心とした同大学メンバー(プロダクトチーム)がその制作も担っていただきながら進めていくこととした。

一般から寄せられた製品アイデアは200件を越えたものの、既存の日用品に障がい者アートを単に配置するという前述のカテゴリーⅡに属するものが大半であったため、実際には、これらアイデアに上記コンセプトを被せ工夫発展させた製品、プロダクトチームが障がい者との交流の中で発案しデザインした製品、障がい者のアート活動を行う現場の発案による製品という3つの方法で、製品開発委員会の監修のもと製品の開発をしていくことにした。

12月のイベント Crossing vol.2 では、以下 10 種類の試作品（製品プロトタイプ・詳細は、分冊1を参照）を発表した。

1. カフェセット* (ランチョンマット・箸袋・紙ナプキン)
2. 金太郎あめ消しゴム*
3. マスキングテープ*
4. カップ&ソーサー (2バリエーション)*
5. 動物パズルクッキーの型
6. ストッキング (2バリエーション)
7. マフラー*
8. アートでラッピングその1 (イカボール)
9. アートでラッピングその2 (デコもみじまんじゅう他)
10. ルアー

*印がついたものが一般公募デザインを工夫発展させた製品

イベントの概要は、「アートイベント Crossing (p.8-19)」に記載したとおりなので、ここでは試作品の反響について記述する。

地下街中央イベント広場に配置された大型のプレゼントボックスにひかれ、多くの人が足を止めてプレゼントボックス内の試作品を興味深くご覧になり、「これはどこで買うことができるのか」「値段はいくらになるのか」「いつから発売になるのか」「予約がしたい」など、私たちににとっては大変うれしい感想を多くいただいた。ストッキングは若い女性に、動物パズルクッキーの型は子ども連れの親子に、ルアーは男性に特に好評であった。障がい者アートを活用した製品であることは会場内の説明文を読まないといわれない仕組みにしていたため、これらの感想は福祉的な視点でのものではなく、アートと製品の融合性やその完成度の高さから生まれる製品としての魅力によるものだと考えてほぼ間違いないと思われる。委員会としての製品開発への思いが多くの方に受け入れられたことは、2月の試行販売に向けて大きな励みになった。その一方で、ダイレクトメール等によって案内をした地元企業は、わずかに社会貢献担当者の来訪が確認できただけであり、残念であった。後述するが、企業と連携する形で製品開発、販売を行っていくことについては、今後整理すべき課題点はいくつかあるように思われる。そうした意味においても、社会貢献という枠を越えた関係づくりを試行する中で相互理解を深め、新たな関係性を築きあげていくためのアプローチは今後も

事務局に寄せられた一般公募アイデア(一部)



続けていきたいし、また、そうすることがアートを製品に置き換えて日常化を行う上で必須であると考えている。

「Crossing vol.2」終了後、吉田委員長と事務局が中心となり試作品の製品化（量産化）に向けた作業を始めた。当初の予定で、製品の試作販売が第3回イベント実施の2月と決まっておられ準備期間が短いことに加え、予算も限られていたため、製品のそれぞれの反響を加味しながら、製品化するものの種類を限定して行うことにした。その上で、さらに生産可能かどうかという技術的な問題も発生した。プロトタイプで示した製品アイデアを実現する技術力に加え、原色を使った鮮やかな色合い（障がい者アートの原画はこうした色合いのものが多く）を印刷で再現する技術力の両方を備えた会社を見つけるのは大変困難を極め、また、発注量の少なさに難色を示す会社もあった。結果的には、動物パズルクッキーの型、ストッキング（2バリエーションのうちの一つ）、カップ&ソーサー（2バリエーションのうちの一つ）、ランチョンマット（4バリエーション）を製品化することとした。マスキングテープについても製品化に向けて動いていたが、納期が間に合わないことに加え著作権の問題（原画に企業のマークやロゴなどが使われていること）で断念した。製品化の過程で、ランチョンマッ

トについては繰り返しの利用を考慮して布製の素材を使うこととし、ストッキングについてはレギンスも検討したが、試作品で示した通りのストッキングタイプとした。カップ&ソーサーについては、鏡面仕上げのカップに絵を載せるという技術経験を持つ会社がなく、やっどご協力いただけることになったサクラ陶器株式会社さんも試行錯誤しながら製品にするとの見解であった。さらに苦慮したのは動物パズルクッキーの型であった。試作品展示の中では一番人気だったこともありどうしても製品にしたいという思いはあったが、原画に示された複雑なラインを型枠に変える技術が容易ではないこと、さらにそのための費用が莫大に必要であることが大きなハードルとなった。こちらも試行錯誤の末、素材をアクリルとしコンピューター制御したレーザーカッターで切り取るという方法でしのぐこととしたが、それでも高価となるため、制作コストを考慮しライオンの顔部分のみ（試作品の一部）を商品とすることにした。販売価格については、アーティストへの利益還元分を考慮し、制作費用のおおむね2倍を上限として設定することにした。実売価格（消費税抜き）、制作個数、製造依頼先は以下の通りである。

上段:広島市立大学でのルアーづくりワークショップの様子と完成したルアー。 下段:社会福祉法人「かしの木」でのルアーづくりワークショップの様子。



しかしながら、これらのうち動物パズルクッキーの型、カップ&ソーサーについては制作費用がかかりすぎたため、ほぼ制作費用が販売価格となってしまった。

これら商品の販売は、障がい者アート展「アート・ルネッサンス 2010」およびその周辺の商店街と連動する形で、「Crossing vol.3」として行った。販売に向けて、クッキーの型となったライオンをあしらった上質の箱を使ったパッケージ、製品が出来上がるまでのバックストーリーと原画をメッセージカードとして添えるなどの工夫を加えた。さらに、アートイベント報告にもあるように、商品宣伝の街頭パフォーマンス、協力店舗の特別ディスプレイなども行い、販売の促進を図った。

こうした取り組みに対して、テレビ、新聞など地元メディアも大いに注目し、プログラムの着目点、手法に加え、製

品自体のデザイン、品質についても多方面から高評価をいただいた。しかしながら、販売結果は、クッキーの型枠3個、ストッキング15足、カップ&ソーサー7セット、ランチョンマット18枚と、予想を下回る数量となった。協力店舗等からのヒアリングによると、価格が高すぎるというのがその原因であったように思われる。

成果と課題

なによりも、開発コンセプトを十分に満たした製品が誕生したことは一番の成果であり感慨深い。改めて、完成した製品の一つひとつ見てみると、単に福祉現場が持たない技術力を芸術の専門家が肩代わりして生まれたのではなく、いずれも障がい者アーティストおよび開発に携わった人た



1. 動物パズルクッキーの型



2. ストッキング



3. カップ&ソーサー



4. ランチョンマット

ちそれぞれの思いが融合し、高まり、製品化への努力のプロセスを経て生まれたものであると感じさせてくれる。こうしたことを踏まえて、協働による製品開発の意味と効果、障がい者アートから二次製品を作り出す意味と効果、製品開発および販売を行っていく上で検討されるべき課題という三点からまとめを行ってみたい。

まず、一点目として協働による製品開発の意味と効果についてであるが、強調したいのは、障がい者アートを二次利用した製品作りにおいて、ただ単に福祉現場が持たない技術力を専門家が肩代わりして製品化をするというレベルの協力ではいい製品はできないであろうということである。いい製品というのは、品質に限定した意味ではなく、本委員会が開発目標とした「障がい者アートの魅力をより高め、新しい利用価値を生む」という意味においてである。福祉現場関係者としては、製品デザインの根底となる発想や考え方から素材の選定、製品化の手法に至るまでのすべてが発見と学びの連続であった。一方、大学にとっては、障がい者アートとの出会いを通して、少なからず芸術に対する見方や考え方、姿勢を揺さぶられる機会が生まれた。当初は、専門的な技術力を借りる、アートから相互理解が生まれるというレベルであったが、やがて、相互の持つ力を認識した上で、製品コンセプトを描き、ふくらませ、形にしていこうとする協働作業へと高まっていった。時間をかけて、交流の経験値を上げ、理念共有をしていながら新しい物を生み出すというスタイルは、「効率」を第一としない福祉現場、大学にとってまさにベストマッチスタイルと言えるのではないだろうか。さらに協働の習熟度が高まれ

ば、よりすばらしい製品が数多く生まれていくだろうという期待を感じた。そのための歩みを始めることはもちろんであるが、製品開発にとどまらず、作品展示、制作現場の共有など様々な交流の試みを行っていくとするならば、アートを軸とした、より多様な相互関係性と新たな社会価値を生む協働成果物やアクションが生まれるに違いない。他方、製品の洗練度や流通度を高めていくという意味においては、企業・販売店など営利組織との積極的な関係構築も今後積極的に進めていく必要性を感じている。

二点目として、障がい者アートから二次製品を作り出す意味と効果についてであるが、まずは、障がい者自身の社会参加の可能性を広げることにについて述べたい。アーティストおよびその家族にとって、自身の作品が形を変えて製品となり、店頭で販売され、購買者から感想をいただいたことは大きな喜びを生んだ。そうした一義的な意味にとどまらず、その先には、日用品へと姿を変えた彼、彼女らのアートが生活に浸透していくことによって生まれる新しい社会参加のスタイルが発生する。「デザインが気に入ったから」「生活の中にあると楽しいから」という動機で、彼らのアートが「物」として生活に取り込まれていくことは、やがては、彼らのアート活動を大切に、支えていこうとする原動力へとつながっていくに違いない。さりげなく、しかし、多様に生活の中に存在感を放つことは「社会形成」という意味においても大変重要であり、それを可能にするのがまさに、「アート」のもつ力なのだと思う。そのように考えていくと、「アート製品」の対岸にある「アート発表・展示の場」の重要性も強調しておきたい。

| 商品 | 制作個数 | 実売価格(税抜き) | 製造依頼先 |
|----------------|--------|-----------|---------------|
| 1. 動物パズルクッキーの型 | 30 セット | 3,000円 | プロダクトデザイン正城 |
| 2. ストッキング1 | 100 足 | 4,300円 | 有限会社メディア・ワークス |
| 3. カップ&ソーサー | 50 セット | 5,000円 | サクラ陶器株式会社 |
| 4. ランチョンマット1 | 50 枚 | 2,500円 | 株式会社コスモ |
| 5. ランチョンマット2 | 50 枚 | 2,500円 | 株式会社コスモ |
| 6. ランチョンマット3 | 50 枚 | 2,500円 | 株式会社コスモ |
| 7. ランチョンマット4 | 50 枚 | 2,500円 | 株式会社コスモ |

第3回目のイベント「Crossing vol.3」において、製品販売と作品展「アート・ルネッサンス」を並行的に実施した。私たち主催者のみならず多くの人たちから、二つの「アート」のあり方におもしろさや可能性を感じたという感想をいただいた。これらもの二つの間にも多様なアート展開は存在するに違いない。私たちは、新しい手法やあり方も検討しつつ、障がい者アートを日常化していくことについて研究を深めていきたい。次に、アート製品の製造、販売による障がい者の経済的自立効果についての見解を述べる。施設視察、そして今回の取り組みを通してみると、アート製品の製造・販売は、今後さらに発展をし、新たな市場を生み出す可能性は十分にあると思われる。それは、アート自体がまだ社会に十分に浸透しているとは言えないこと、さらに、一部の団体をのぞき、製品開発・製造・販売にかかる取り組み状況が未だ成熟の域に達していないことによる。こうした状況を見ると、アート製品が障がい者の経済的自立度を高める可能性は十分にあると言えるだろう。しかし、そのためには、別章でも記載があるとおり、障がい者アートを扱う側のモラル形成や障がい者に対する人権擁護意識の醸成も同時進行していかなければならないという重要な条件が存在することを今一度強調しておきたい。

三点目の製品開発および販売を行っていく上で今後検討されるべき課題について述べる。最も大きな課題は、製品開発・販売に関わる費用に関してである。今回は、研究事業としての予算的裏付けがある中での取り組みであったが、実際には、製品開発、製造、流通のそれぞれの段階で費用が発生する。一般的に考えると、今回のように、障がい者のアート活動を行っている施設または関係者が製品開発元を担うケースが多いと思われるが、それを単独で行うということは現実的にはかなり難しいと思われる。よりよい製品づくりをめざせばめざすほど、多額の開発コストが必要となり、またその製品が製造のための高度な技術を必要とする場合は、その技術に比例したコストがかかる。製品販売単価を下げるために量産を行えば、その分まとまった一時資金も必要になる。製品PRのための費用も無視できない。特にその製品作りを担う団体が私たちのようなNPO法人であれば、事業のための融資制度すら無いのが現状で

ある。となると、製品発案は施設等の関係者、つまり現場側が行い、そこから先はノウハウを持った企業等に委託をするというのが現実的な選択となる可能性が高い。その場合はやはり、障がい者アートを扱う側のモラル形成が不可欠となり、障がい者自身への利益還元を保障すること、障がい者アートの著作権を保護していくことなど現場側が果たすべき役割は大きく、協働する相手との良好なパートナーシップが形成されることが重要な条件となる。さらに、もうひとつ大切な課題として、製品製作意図と価格設定の関係があげられる。単純に考えると、販売価格を安くすれば、消費者にとっては手に入れやすい環境が生まれる。つまり、価格を安くすることで流通量が増え、障がい者アート製品の普及度が増す、言換えれば、障がい者のアートを通じた社会参加が促進されるということになりそうだが、果してそう言い切れるだろうか。製品そのものが障がい者アートという特殊性を帯びたものであるが故に、販売価格を下げることで、結果的に障がい者アートの価値を下げるにつながらないだろうか。価格を安くすることは、製品の質を下げってしまうのではないかと心配もあるが、それ以上に、障がい者アートそのものが安価なものという印象を社会に作っていくことにはならないだろうか。こうしたことは、一般のアート業界でもあてはまることであると思うが、価格設定については明確な製造目的と販売ビジョンをもっておこなわれるべきであり、例えば、商品によって販売価格帯を使い分けるなどの手法も必要であると思われる。今後の取り組みの中でさらなる究明を行っていきたいが、現時点で、私たちは、これら製品が、障がい者自身の社会参加やアートの魅力を伝達する役割を担うものであると考えており、価格決定においては、その付加価値分を反映させるべきだと考えている。

その他、今回の研究では十分に手が回らなかったが、WEB販売の可能性と効果については今後深めていきたいと考えている。

川口隆司 (NPO 法人ひゅーるぼん 代表)

○ アートを二次利用する場合の権利とガイドライン

権利を守るために必要な障がい者アートをサポートする人たちの役割

私たちは今回の研究事業の中で専門委員会として「付随権利等検討委員会」を設け、権利・契約等の専門家を交え、アートに付随する権利、中でも特に最近増えているアートの二次利用に伴い発生する権利について、また契約時に留意すべき事柄などについての整理と議論を重ねてきた。その背景には、全国各地で行われる取り組みによって、近年、障がい者アートが注目され、またその価値が社会の中で認識されるようになってきたこと、それに伴い、私たちの身近なところでも作品の販売、デザイン使用や複製などの二次利用を行う機会、第三者からの要望が増えてきたことがある。ここで懸念するのは、作品が製品などの様々な形で社会に送り出されるプロセスにおいて、作者である障がい者自身の権利はきちんと尊重されているだろうかということである。彼らの権利を守ろうと思えば、障がい者アートをサポートする人たちに求められる部分が大きいであろう。ここでは、委員会の中で出た議論をもとに、サポーターに求められる役割を

- ・ 障がい者アートから派生する権利を守ること
 - ・ 障がい者のアートから生まれる利益を保障すること
 - ・ 障がい者自身の自己表現であるアート活動を大切にすること
- の三点に集約して述べてみたい。

まず一点目に挙げた「障がい者アートから派生する権利を守ること」について述べたい。

アート作品に関しては、所有権、著作権（財産権）、そして作者本人がもつ（他人には譲渡できない）著作者人格権という権利が発生し、それぞれの権利者にのみ行使できる権利がある。そこで、誰がその権利者なのかということがまず問題になるのだが、施設において制作された作品においては、作者である障がい者本人に全ての権利を帰属させるかどうかは施設の考え方により異なるだろう。実際、今回の研究でいくつかの施設にお聞きした中でも、一部の権利を作者が施設に譲渡しているケースも、作者が著作者人格権を行使しないことを契約しているケースもあった。

このように、権利を譲渡したり権利の不行使を契約している場合、一見すると作者の権利が守られていないのではと思われるかもしれない。しかし、作者のことを第一に考え、アートを社会により広めることで彼らの生活を豊かにすることにつなげたいという考えのもとづき、二次利用などによる事業を円滑に進めるために作者も同意した上のことであれば、それも一つの考え方、やり方として間違っていないであろう。そうしたケースも含めて一つ言えるのは、それぞれの権利は作者本人、あるいは本人の権利を尊重しながらきちんと支援していただける方にあるのが望ましいことだけは確かだということである。様々なトラブルを避けるためにも、施設において制作した作品の各権利は誰に帰属するのか、施設としての方針をまとめ、作者やその家族との間で話し合い、合意を得ておくことが望ましいと思われる。

ただ、現実には、そうした美術の著作物に関する権利についてまだよく知らない、或いはあまり意識していないサポーター、施設の方が数としては多いのではないだろうか。今回の研究事業で実施したアンケート調査でも、販売や二次利用に関して作者と施設との間で何らかの契約や取り決めをしている施設は半数に満たなかった。私たちも今回こうして研究の機会を与えられて、今まで知り得なかった権利のごく基本的な部分について学び知ることができたというのが正直なところである。権利について知らない、また意識がないが故に、彼らの権利を侵害してしまっている可能性もある。悪意がなければ日頃の信頼関係で問題にはならないのだろうが、例えば、作者本人の意思確認を十分にしないまま安易に彼らの作品をデザインとして使用してしまっていることは実際に現場ではあるのではないだろうか。また、「作品が行方不明」「壊れた」「処分した」といったこともよく耳にするが、残念ながら彼らの生み出した作品そのものが彼らの意思ではないところで粗末に扱われているケースもあるのではないかと思う。

もう一方で、支援現場からも様々な課題や悩みの声を耳にする。作者である障がい者自身が、作品の販売や使用許可の判断をする、契約内容を理解する、取引額を決める、第三者と交渉するといったことは難しい場合も多い。法的には、契約などを行うための判断能力が十分でない場合、成年後見人が彼らの権利を守る立場にあるが、現実には後見人等を選任していない人も多く、施設の活動の中で生まれた作品に関しては、作者の身近にいる施設職員・サポーターや家族といった人がそうした役割を代行すること、代行せざるを得ないことも多い。二次利用に関しては第三者と契約を交わすこともあるが、私たちサポーターもそうしたことに不慣れであり、社会一般的な状況もわからないまま、相手方に提示されるままの内容・金額で物事が進んでしまうのが現実だ。

そのためサポーターは、アートに付随する権利についてまずはよく理解することが必要で、二次利用に際しては障がい者自身の意思確認を行う、またはその意思を汲み取る最大限の努力をし、それを尊重することなど、彼らの権利に配慮し、また彼らにある正当な権利を守っていく立場にあると言える。権利や契約時の留意点などについてはこの後で示すガイドラインに詳しくまとめてあるので、サポーターのみなさんにはぜひ熟読いただきたい。特に、これからも増えてくるであろう二次利用に関しては、その制作プロセスに関わるデザイナー、事業者など、作者や施設以外の様々な立場の人にも権利や取り分が発生する可能性がある。その中で、障がいのある人の立場に立ち、彼らの意思を尊重し伝えながら事業を進めること、作者が障がい者だからといって一般のアートよりも安価な価値の低いものとして扱われることのないようにすること、彼らが持っている権利や取り分について主張し、保護、保障していくことといった重要な役割を担えるのは、彼らに寄り添うサポーターだろう。そしてそうした役割は、対第三者に限ったことではなく、施設内での活動・事業においても同様である。権利を前面に出しすぎると事業が円滑に進まなかったり、相手に扱いにくさを感じられてしまうのではないかと、今は彼らの作品がいろいろな形で社会に出て行くことの方が大切で、作品を使ってもらえるだけでありがたいのであまりこちらが主張しない方がいいという意見もあるだろう。

しかし、そうした場合でも、彼らの作品を活用・利用する者には、作品にまつわる権利だけでなく人間としての基本的な権利を尊重すること、つまり人権擁護の意識が求められることだけは忘れないようにしたい。

なお、契約書の内容を、契約当事者である障がい者自身にもわかりやすく説明したものが必要だという意見は委員会の中で出ていたのだが、今回その作成まではできなかった。サポーターのみなさんには、一人一人に合った方法でわかりやすく契約内容について説明し、彼らの意思を汲んだ契約にする努力、姿勢を大切にしていきたい。

次に、「障がい者のアートから生まれる利益を保障すること」について述べたい。

アートの二次利用は経済活動、商業的な取引につながるものが大半である。言い換えれば、彼らが自己表現として生み出した作品を、そのアートの価値を高める形で加工し、社会に喜ばれる形で発信していくことは、お金という形で彼らに還元できる可能性を秘めている。その際大切にしたいのは、彼らの作品のアートの価値を下げない、アートとしての魅力をより高める、質の高い出し方を考えていくこと、彼らのアートの価値と魅力を社会に伝えることである。そして、アートとして正当に扱い評価することによって、作者自身の利益が最大になるように努力することがサポーターには求められる。例えば、二次利用に向けた作品制作依頼が第三者からあったとしても、本人たちのペースや思いを尊重すれば、彼らは依頼主からの要望、仕様に応じて、期日までに制作するというようなことはしないだろうし、量産もできないだろう。しかし、これが彼らのアートであり良さなのだと伝えること、彼らの制作スタイルやペースを理解してもらうこと、その上で彼らのアートが高く評価してもらえるように交渉し、アートから生まれる利益を保障することが大切ではないだろうか。彼らの作品を障がい者アートだからといって価値の低いものとしてみる必要はない。二次利用において、アーティストである彼らがデザイナーや事業者と対等に評価され、対価として正当な最大限の利益を得ることは彼らが有している権利である。

なお、二次利用や原作品の販売を含め、その価格の設定は大変難しい問題である。この委員会でも最低価格や参考

価格として何らかの基準を示すことができないか検討したが、現実として難しかった。参考としてインターネットなどで公開されている一般アーティストの事例を調べ、それをもとに検討するのも一つであろう。加えて、二次利用における利益配分についてもガイドラインとして示すことはできなかったが、すでに述べた通り、障がい者の権利を尊重し、彼らが得る権利のある利益を、きちんと彼ら自身に保障していくことが、サポーターに求められる大切な姿勢だと言える。施設の活動で生まれた作品の二次利用から得る対価、利益を、作品の制作過程を支援した施設と作者とで分配することもあるだろう。その際も、明確な根拠、理由をもって分配すること、障がい者自身への最大限の利益還元を努めたい。

最後に「障がい者自身の自己表現であるアート活動を大切にすること」について述べたい。

自立支援法の施行により生産性、経済的自立が求められるようになった結果、障がいのある人たちにとって大切な活動だとは感じながらも、収益に直結しにくく、材料費も必要となるアート活動をやめた施設は現実が多い。一方で、収入を得るための手段として方向転換してアート活動に取り組む現場も出てきている。いずれにしても、本来の自己表現としてのアートだけでは施設運営として厳しい状況になってきた現実は否めない。社会情勢としても、アートによる経済的自立に期待が寄せられていると感じる。

しかし、アートで自立するのだ、これだけ稼がなければという思いを周囲が持って、彼らのペースや思いを無視して追い立てて描かせたり、また本人たちが自立ということ意識しだすと、彼らが本来持つアートの力、魅力が十分に発揮されないだろう。それは、彼らがアート活動を通して行っているのは自己表現活動であって、あくまでも純粋に絵を描くこと、表現することが好きで、自己表現を楽しんでいるからであり、また、描きたいときに描きたいもの描く彼らの創作スタイルから生まれる作品が人をひきつけているからでもある。

私たちサポーターに求められるのは、彼らが「描きたい」と思ったときにその思いを支えること、彼らが彼らなりの手段と価値観を大切に自分を表現できる環境を整え充実さ

せること、彼らの生み出した作品やそこに込められた思いをその価値を高める出し方で社会に発信し伝えていくことなのではないだろうか。アート活動の全てを経済的な自立を前提とすることで、彼らの本来の表現活動をゆがめてはならないし、また、彼らが自己表現活動を望んでいるにも関わらず、本人の意思とは関係ない国の政策や第三者の思惑で、人間として大切な表現する自由、権利を左右することがあってはならないと感じる。自己表現としてのアートは、経済的自立にはつながらなくとも、人との出会い、つながり、活動の広がりをもたらし、彼らへの理解と社会参加を促進する、有意義な活動なのだ。サポーターとしてこれまで彼らのアート活動を大切にしてきた根底にある思い、原点に立ち返り、本来の自己表現としてのアート活動を今後も大切にしていきたい。

サポーターの役割としてここまで述べてきたことの根底にあるのは、障がい者自身の思いに寄り添い最大限その意向を汲むこと、そのためにも彼らの自己表現の一つであるアート活動を尊重すること、つまりは彼らを人として尊重し、その権利を保護、保障することが大切だという、考えてみればごく当たり前のことばかりである。障がいのある人のアート活動においてはアートサポーターの存在が大切であり、今日までの障がい者アートの広がり、発展の陰には、「彼らのアートの魅力や込められた思いを社会に伝えたい」「彼らの表現を充実させたい」といったサポーターの熱意と努力、技術的力量的の向上があったことは確かである。今後の障がい者アート活動やアートの二次利用においてもサポーターに求められる役割は大きい、アートの持つ力を知っているサポーターの熱意によって、障がい者アート活動がより充実し、彼らの生活がより豊かになることを期待したい。

木元絵美 (NPO 法人ひゅーるぼん)

二次製品事業に付随する権利に関するガイドライン

1. はじめに

障害者芸術著作権等整備委員会編『障害者アートと著作権』（2000）は、美術の著作物に関しすべてのアーティストが等しく有する権利を再確認しお互いに尊重すべきであるとし、著作権法から最小限の事項を抜粋し、さらに契約の重要性や後見制度を追加して「ガイドライン」として宣言したものである。著作権法の部分は普遍的なものであり、障がい者に限ったことではないが、権利が傷つけられやすい障がい者の権利を見守ることがすべての人の責務だとする。ここまでは10年後の今日でも全く陳腐化していない。障がい者アートをアートとして扱う間は、このガイドラインは有効であり続けると思われる。

最近、障がい者の自立支援の方策としてアートを二次利用して製品化する活動が見られるようになった。アートを工業製品も含めた広義の意匠ととらえれば、純粋アートとしての販売以外にも工業意匠として有効な利用がありえることから、二次製品化により障がい者の活動の幅をより拡大することができよう。『障害者アートと著作権』には二次利用についてはほとんど記載されていないので、ここでは『障害者アートと著作権』を出発点とし二次利用を中心とした新ガイドラインとしてまとめることを念頭においた。

したがって本論では、障がい者アートの二次製品化事業に伴う関係者の権利を検討することとする。関係者には以下の者がある。

- [事業者]:事業全体をプロデュースする者をいう。
- [アーティスト]
- [原作品管理者]:アーティスト自ら、またはその家族、または障がい者施設のいずれかが担うと考えられる。アーティストの権利を代行するだけなので本論では特に言及しない。
- [障がい者施設]
- [製品化アイデア提供者]:一般に広く呼びかけてアイデアを募集する。提供されるアイデアは文章で簡単に記されているか、概念を示すラフスケッチである。詳細な表現まで含んだアイデアは単なるアイデアの域を超えるものとして、ここには分類しない。したがって、広範な呼びかけに応じたから「製品化アイデア提供者」に分類するのでなく、実態に即して分類するのである。
- [製品デザイナー]:アートを使った二次製品を実現するための詳細をデザインする。
- [製造者]
- [販売者]

ここに示す分類は二次製品化事業の内訳としてこのような「機能」があるという趣旨で述べた。製品デザイナーが製品化アイデア提供者を兼ねるとか、障がい者施設が販売者を兼ねるなど、ひとつの機関や事務所が複数の機能を果たすことはありえる。「事業者」は二次製品事業全体をプロデュースする者を指し、アーティスト以下に列挙した当事者のうちいずれかがなり得る機能であるという意味で視点が異なる分類である。本論では障がい者施設がそれを担う場合を想定した議論とする。

また、本章の議論では製造者、販売者については省略する。これらの機能は二次製品事業に特有に発生しうる権利問題を主体的に解決する立場にないと考えられるからであ

る。もちろん、製造者や販売者が事業者となるのであればこの限りではないが、それは本論の応用問題に過ぎないのであって、営利事業に慣れた彼らが応用問題を解くことはそれほど困難なことではない。

2. 各論

2-1. 製品化アイデア提供者の権利

製品化アイデアとは、原画であるアート（通常は何らかの製品に装飾として利用されることは想定して制作されていないが、利用先が決まっているものもありうる）をどの製品に如何なる形態で利用するかというヒントである。二次製品の事業はこの製品化アイデアからスタートする。ちょっとした思いつきであるがこれを大事にしなければ事業はそもそも生まれない。このようなヒントにいかに関与することができるかが本節の課題である。

(1) 定義

製品化にあたりアイデアを提供する行為とは、どのアートをどのように使ってどのような製品になるかを、文章、イラスト、写真などで提案してもらうこと（以下「アイデア説明書」という）と定義する。たとえば、提案は公募等により広く募集する方法でもよい。2-2. で論じる製品デザイナーとの差異は微妙なものがある。この定義に該当するか否かは名称の如何によらず、何を為したかによって判断することが必要になる。アイデア説明書として想定する記述はいたって簡単で、実現するための詳細は記載されず、イメージだけを描写したものと定義しよう。たとえば次のようなものである。

A氏の描いた水玉模様をお皿のうえに転写し、鏡面をもつ金属性のカップを上においてカップ&ソーサー（皿）のセットとしてつくったら、お皿の水玉模様がカップに映し出されて面白い。

(2) この行為の付加価値

応募書類に記載した文章、イラスト、写真などのアイデア説明書そのもののうち、製品化アイデア提供者が作成した付加価値部分が製品化アイデア提供者の著作物として著作権で保護される可能性がある。アートを二次製品上に配置するときの製品の選択や配置の仕方が製品化アイデア提供者の付加価値である。

前掲のアイデア説明書の事例では、A氏の水玉模様の絵画がカップ&ソーサーという媒体を使って、絵画にはなかった新しい価値が生まれたのである。A氏も事業者も気付かなかったかもしれないアイデアを提供するという意味で付加価値をもたらしている。そのアイデアがなかったならば事業が生まれなかったかも知れないのである。なお、「転写」は一般的な用語として使っている。著作権の範囲内であれば「複製」というところである。

(3) この行為から生まれる権利の考察

製品化アイデア提供者はどのような権利があるだろうか。権利が発生する法域として、著作権、意匠権、特許権（または実用新案）、不正競争防止法、契約を検討する。また権利が発生する対象として、提供されたアイデアの記述と二次製品とに分けて考える。

(3-1) アイデア提案書

アイデア提案書そのものは、「思想または感情の創作的表現」であるから著作物の定義に合致し、製品化アイデア提供者に帰属する著作物である。

アイデア提案書の事例の文章は製品化アイデア提供者の著作物であることは疑う余地はない。著作物の定義「思想又は感情を創作的に表現したもの」（著作権法第2条第1項1号）に該当するからである。製品化アイデアを提示することはアートを装飾した製品をつくりたいという思想である。文章の代わりにラフスケッチになっても、写真になっても、このことは変わらない。

(3-2) 二次製品への転写

アイデア提案書の著作権はそのまま二次製品の著作権にはなるのではない。二次製品にはアイデア提案書の著作権による保護は及ばない。

製品化アイデア提供者が持つ文章の著作権は、アイデア提案書上の表現に対して適用されるだけであり、二次製品、すなわちこの文章が説明しているカップ&ソーサーについてまで適用されるわけではない。なぜなら、アイデア提案書の著作権は言語に関するものであるのに、二次製品であるカップ&ソーサーを生産することはアイデア提案書の複製ではないからである。文章ではなくラフスケッチとなると絵も入ってくるが、そのラフスケッチは原画であるアートをどのように二次製品に載せるかを説明するに過ぎず、ラフスケッチそのものを使うわけではないので同じように理解すればよい。したがって、アイデア提案書は著作権で保護されるが、二次製品にはその著作権による保護は及ばないのである。

こう考えると本来アイデア提案書で伝えたかったことは、「思想又は感情」そのものであって「表現したもの」ではなかったといえるのかもしれない。しかし、思想又は感情は、技術的思想であれば特許権や実用新案権の対象に、美的感情であれば意匠権の対象になる余地があるともいえるが、2-1.(1)のアイデア提案書のようなものではこれらの権利を付与される完成度からは程遠く、製品化アイデア提供者もそのようなことは考えてもいない。

(a) 著作権

製品化アイデア提供者は、二次製品上に実際に表現することに関与していないので、二次製品上に創作の跡を認めるのは困難である。よって、翻案としての著作権は考えにくい。

水玉模様のアートは、A氏のアートであるから、製品化アイデア提供者のものではない。それでは、お皿に描いた水玉模様はどうだろうか。A氏は確かにお皿のうえには描いてない（表現していない）。お皿の上に描くことを提案

したのは製品化アイデア提供者である。仮に、製品化アイデア提供者は2-1.(1)のアイデア提案書の情報を提供した以外には何もやっていないとしよう（デザインまで踏み込んでいると別の議論というのが本論の定義であった。「製品化アイデアの提供」がデザインに踏み込んでいないか慎重に見極める必要がある。）。お皿の水玉模様に新たな著作物性（著作権で保護される著作物であること）を認めるためには、何か創作された部分がなくてはならないはずである。水玉と隙間との関係を維持したまま拡大・縮小など大きさを変更するとか、お皿の縁や凹凸と水玉の位置関係を新たに設定すれだけでも、そこに幾分かの創作性を認めることができるかもしれない。製品化アイデア提供者は、「水玉模様をお皿のうえに転写し、鏡面をもつ金属性のカップを上に置く」考えを提案しているが、水玉模様について「転写する」と発言した以外に何も行っていないので、これだけで提案した水玉模様の部分に新たな創作の跡を認めることは困難と考えられる。よって、翻案としての著作権が存在するとは考えにくい。

(b) 意匠権・特許権

費用と手間が障害になり製品化アイデア提供者がなしえることではない。かつ意匠権は審査にパスするには細部の詳細が必要なので、製品化アイデアの段階では難しい。特許権は理論的には可能だが、技術が関与することは極めてまれである。

特定の水玉模様を有するカップ&ソーサーの組合せは工業デザインとして意匠権の対象となる可能性があり、もし意匠出願をすると意匠を受ける権利（意匠権を受ける可能性のある状態）が出願人に発生する。製品化アイデア提供者は、意匠出願することができるだろうか。意匠権は審査を経て付与される権利であるので、その審査をパスしなければならない。意匠権の審査では、意匠の定義に合致すること、既存のカップ&ソーサーにはなかった新規性や類似してないことが求められる。審査にパスすると登録料を支払えば登録が受けられる。ところが、この手続きは面倒な

上に費用がかかるので、上記のような一般のアイデア応募者が意匠出願をすることは考えにくい。また、ここで例に使ったアイデア提案書のサンプルタイトルでは、形状、模様、色彩のいずれも指定がなく意匠の定義に合致しないから、アイデア提案書だけでは意匠権の要件を充たせない。もっとデザインの細部を詰めないと意匠権を取得できるに至らないと考えられる（そこまでやると、ここで定義した製品化アイデア提供者を超えた役割を担うことになる）。

カップの鏡面で皿の模様を反射させて見せることに技術的な新規性があれば、特許出願をすれば特許を受ける権利が発生する（意匠権と同じで、審査にパスすれば特許権が与えられる）。特許は技術的思想であって表現の詳細は不要であるから、理論的には特許権を取得できる可能性はある。しかし、アートの二次製品化といった事業を考えると、主目的がアートの保護と活用にあることから、技術に関する権利である特許権が関与することはきわめて考えにくい。

意匠権と特許権は保護対象が異なる。意匠権は美の感覚によって選択される形状などが対象で、他方、特許権は技術が保護対象である。したがって、技術的理由で形状が決定される場合は、それが結果的に美しいものであっても特許であって意匠権ではない。

結論として、製品化アイデア提供者を意匠権で保護することは、製品化アイデア提供者自身が煩瑣な手続きと費用を負担してまでそれ求める可能性は低いとともに、アイデア提供の段階では審査に耐えうるだけの細部の詰めができていないケースは少ないと考えられ、非常に考えにくい。特許の取得は理論的には可能だが、現実にはないであろう。

(c) 不正競争防止法

二次製品の事業者でない製品化アイデア提供者が不正競争防止法（模倣行為禁止）の保護を受けることはない。

製品化アイデア提供者と不正競争防止法が結びつくのか。製品化アイデア提供者のアイデアに基づいて事業者（アートを二次製品化することをプロデュースする者）が二次製

品を製造・販売したところ、第三者が模倣品を販売したので事業者の製品は売れなくなったケースを考える。不正競争防止法の差止請求権や損害賠償請求権は「不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれのある者」が侵害の停止又は予防を請求することができ（第3条）、「故意又は過失によって他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる」のであるから、事業者が二次製品を製造・販売する「営業」が保護されるのであって、事業を可能にしたアイデアだけをもって製品化アイデア提供者が保護されるのではない。直接に、製品化アイデア提供者と不正競争防止法を結びつける根拠は見当たらないのである。

(3-3) 本節の結論

製品化アイデア提供者が二次製品化にあたり一定の貢献をしていることは否定できない。なぜなら、アートを製品に転写するというアイデアによって一定の経済的利益を得る可能性があるからである。しかし、アイデアを記述したアイデア提案書のみが著作権で保護されることを除き、二次製品から生じる利益についてはプロデュースする事業者を離れて製品化アイデア提供者に確保できる部分を見出すことは、知的財産法の枠内では困難である。何らかの貢献をしていると考えることはできるので、やれるとしたら、事業者が主体となって製品化アイデア提供者と契約を締結することである。アイデア提供が事業的に行われているのであれば、契約も可能であろうが、事業的であるなら2-1. (1) で定義する「製品化アイデア提供者」の域を超えて2-2. (1) で述べる「製品デザイナー」の領域まで踏み込んでいる可能性が強い。障がい者アートのアイデア募集では、アイデア提供はほとんど個人によってなされ、事業に寄与しているとの意識は希薄であり、どこにでもあるほんのちょっとしたアイデアに過ぎず、製品化アイデア提供者は自らの貢献はほとんどないと感じ、また見返りを求めないものと想像される。この場合は契約を締結することは現実的でないので、実務上は、金一封か記念品で処理するか、あるいは割り切って障がい者の自立支援だからと目的を限定した範囲で自由に使用して頂くのであっても咎める人もいないのではないだろうか（その旨断ってアイデ

ア募集すれば万全である)。

2-2. 製品デザイナーの権利

(1) 定義

製品デザイナーとは、製品化アイデアをもとにアートをデザインする者を指す。デザインとはアートを如何に製品上に展開するか、たとえば、水玉模様の大きさと間隔の変更、色の変更、製品が必然的に要請する変形への対応、シールや糊葉の選択、印刷なら色の指定、その他製品を完成させるためのすべての詳細の決定を行う者である。対象となるアートは、元々は二次製品に展開することを想定していないものがほとんどである。製品への橋渡しがデザイナーの役割である。

(2) この行為の付加価値

上記デザインは、対象となる製品の特性に最も適した形体を追求すること、二次製品として最も高い経済的価値をもたらすことを目指す。前節の製品化アイデア提供者のアイデアは、抽象的にこのようなものが欲しいという欲望の段階に過ぎず、そのアイデアは必ずしも製品化アイデア提供者のオリジナルではなく、どこかで見たり聞いたりしたことがあったものをたまたま思い出したのである。それに対し製品デザイナーはこの欲望を実際の二次製品のうえで実現することが異なるのである。二次製品に掲載するにあたって、大きさの変更、色彩の変化、三次元表面への展開など二次製品の性質上、原作品に改変を加えざるを得ないことがありうる。さらに二次製品の魅力を向上させようと必要ならばアートに変更を加えることも検討される(もちろん、アートの翻案または二次的著作物に該当する)。手に取った二次製品のブランク(素材)に、見た目はほとんど変わらないものから、大胆にデフォルメしたデザインまでの幅広い範囲のいくつかを製品デザイナーの付加価値として提案するのである。

(3) この行為から生まれる権利の考察

2-1. と同じように製品デザイナーが発生させる可能性のある権利を著作権、意匠権、特許権(または実用新案)、不正競争防止法、契約について検討する。また、権利が発

生ずる対象として、デザイン原画と二次製品に分けて論じる。

(3-1) デザイン原画

デザイン原画は二次的著作物として著作権保護が受けられる可能性がある。原画アートの作者もまた翻案と二次的著作物の権利を有することに配慮する必要がある。自由に改変できるのは真にやむを得ない場合に限る。

アートを最良の形体でブランク上に展開するため、デザイナーはアートに依拠して様々な原画を制作するはずである。この作業は著作権法では「翻案」とよばれ、著作物と認められる限りデザイナーは翻案した部分の著作権を有する。このようにして生まれたデザイン原画もまた別個の著作物であり、アートの二次的著作物に当たる。アートの著作権は翻案権(著作権者のみが翻案できる権利)を有する(第27条)とともに、その二次的著作物に対しても著作権を有する(第28条)。すなわち、二次的著作物であるデザイン原画は制作した製品デザイナーばかりでなく、アートの著作者もまた同一の種類の権利を専有する。その意味は、翻案はアートの著作者の了解の下、実施されなければならないということである。「著作権と認められる限り」と書いたわけは、デザイン用図面は産業上利用されるという理由で著作物に該当しないとされた判例(東京地判平4.1.24 装飾用窓格子等事件)もあるからである。

ところで、著作権はおおきく二つに分かれ著作権(財産権)と著作者人格権がある。財産権はいま説明した翻案や二次的著作物に対する権利、複製権、展示権などが含まれる。著作者人格権は、公表権、氏名表示権、同一性保持権があり、これらは譲渡ができないので常に著作者の下に留まる。ここで重要なのは同一性保持権(20条)であり、「著作権者は... その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする」として改変を受けない権利を定める。他方、著作権法は著作権の及ばない領域(改変できるケース)のひとつとして「やむを得ない改変」を定

め(20条2項4号)、利用する立場にも配慮する。判例によると、明らかな誤植(東京高判平3.12.19法政大学懸賞論文事件)の修正や、映画をテレビ放送するときのトリミング(東京高判平10.7.13)、原作品と印刷物の差異(東京地判平11.3.26ドルフィンブルー事件)などは「やむを得ない改変」として著作者人格権の行使が制限された。誤植の修正については世に異論もあるかもしれない。それを除けばこの2例からは、できる限り忠実にしたいが目的を遂行しようとする改変せざるを得ない、変化してしまい他に選択の余地のないもののみが該当することがわかる。「やむを得ない改変」は著作者人格権が著作権法のなかで強力な位置付けが与えられていること、その権利を制限することは慎重であるべきという考えから、きわめて限定的に認められて来たに過ぎないのである。

したがって、二次製品における「やむを得ない改変」とは真にやむを得ない場合に限ると解するべきであり、意識的にデフォルメした場合はもちろん、改変したとの意識がない場合でも、作品見本の段階で原作者に確認を求める(たとえば、円柱のガラスに絵を印刷すると大きさ・形状・色はこのようになります、等)作業を怠らないことが望ましい。

(3-2) 二次製品

(a) 著作権による保護

明確な基準を欠くものの、実用目的を超えて美の追求がなされたと認められれば著作権で保護されることが多い。もっぱら実用の美であると認められると、意匠権の領域となり著作権での保護はできない。

デザイン原画の次はブランクへの転写によって二次製品を誕生させるフェーズである。デザイン原画に従って、たとえば、水玉模様の大きさと間隔の変更、色の変更、製品が必然的に要請する変形への対応などを行い二次製品上に転写するプロトタイプ制作はデザイナーが行うこともあれば、製造委託された者が製造に先立って試験的に行う場合もある。転写に実験的な要素が多いのであれば、デザイナー

の果たす役割が大きく、逆に完成した手法の確認に近ければ、製造者の役割が大きくなる。このプロトタイプは製品の製造に向けたテストの役割を果たす。

さて、この転写の行為によって初めて原画から異物体であるカップ&ソーサーへの展開がなされるわけであるが、単に次元が増加したこと以上に本質的なことは、著作物から工業製品への転換である。すなわち、著作権が適用されていたアート、著作権が適用される可能性の高いデザインから著作権適用が困難になっていく二次製品への転換である。二次製品において著作権が適用されるか、されないかの境界は以下説明するようにあまり明瞭ではない。

著作権法は「美術の著作物は美術工芸品を含む」(2条2項)とするが、美術工芸品の意味するところは明確な基準を欠いている(中山信弘『著作権法』,有斐閣,p.145)。よって、解釈は判例に委ねられる。まず、いかにも工業的なデザインの事例から紹介すると、電子玩具や家具の表面に貼る木目化粧紙の模倣品に対して著作権を否定している(仙台高判「ファービィ人形事件」2002.7.9、東京高判「木目化粧紙事件」1991.12.27)。街路灯デザイン図の事例では、デザイン図は絵画的表現といえるが、設計図は技術的なものであり絵画的な表現形式での創作ではなく、街路灯の設置も同様であるとした(大阪地判「街路灯事件」2000.6.6) これらの判決が暗示するところは、二次製品は著作権の範囲外になり得ることである。すなわち、第三者が製品を模倣したとしても著作権侵害として差し止めを求めたり、損害賠償を請求することができない。この場合、著作権法で保護されとしても原画であるデザイン画だけであり、二次製品におけるその複製物については、もはや著作権では保護されない可能性があるということになる。次に、より美術的な事例を見ると、Tシャツのデザイン画についてTシャツという実用目的を超えた美の表現として制作されたとして、著作物である(著作権で保護できる)とされた判例(東京地判昭和56.4.20アメリカTシャツ事件)や博多人形について著作物性が肯定されている(長崎地佐世保支判昭和48.2.7博多人形あかとんぼ事件)。「実用目的のために美の表現において実質的制約を受けることなく、専ら美の表現を追及して制作したものと認められ」(アメリカTシャツ事件)れば著作権法で保護されるとい

える。

要するに、原画が応用する工業製品と関係なく美を追求したものであれば著作権法、工業製品の制約下で作製されたものであれば意匠法または不正競争防止法の保護を受ける。あるいは、はじめから純アートとして制作されれば著作権法の領域、カレンダー、ポスター、ポストカード、本の表紙、携帯待受け画面は純アートの複製だから著作権法、バッグ、マグカップ、置物などはケースバイケース、自動車や家具なら著作権からはみ出すケースが多いだろうといえる。

(b) 意匠権・特許権

著作権の保護を受けられない工業製品は意匠権の保護を受けられる可能性がある。二次製品への転写の詳細を決定する製品デザイナーは意匠権を出願できる立場にある。

2-2 (3) (3-2) (a) で述べたように、もっぱら実用を目的とした美を追求したものである場合は原画でも著作権の保護を受けられず、工業製品を保護することを目的とした意匠法の保護を受けられる可能性がある。また、原画アートが著作権の保護を受けるものであったにせよ、二次製品は意匠権の領域ということもある。たとえば、原画アートは通常の絵画であるが、絵画の構成要素に沿ってクッキーの型を制作しクッキーを販売することを考える。漫画のポパイの図柄をネクタイなどに付して著作権侵害を問われた事件の裁判で、著作物の複製とは「既存の著作物に依存し、その内容および形式を覚知させるものを再製することをいうものと解すべきである」（東京高判平 4.5.14 ポパイ事件）との判決はヒントになりうる。クッキーの型またはクッキーそのものは、それが依拠したアートを覚知させることはほとんどないのではないか。そうだとすると、クッキーの型またはクッキーを著作物ということはかなり困難であろう。翻案権または二次的著作物に関する原作者の権利によってクッキーの型またはクッキーに対し権利行使することは難しいことを意味する。例外的にアートを覚知

させることがあるとすれば、ポパイやミッキーマウスのような有名キャラクターの例がありえる。このようなケースで著作権の範囲で侵害となるのかは明快にはわからないが、少なくとも提訴を受ける可能性はある。このような工業製品の形状を保護するのは、本来、意匠権法の領域である。

意匠権の登録には形状、模様、色彩の詳細が定まっていなくてできないので、詳細を決定する立場にある製品デザイナーは二次製品について意匠権を取得しうる立場にある。この部分が製品化アイデア提供者との違いである。特許権も技術的思想の創作であるなら可能性としてはありうる。

法人であるデザイナー事務所は費用と手間のかかる意匠権・特許権を取得することはあり得ないことではない。実際に、出願人がデザイン事務所である意匠権は多い。

(c) 不正競争防止法

製品デザイナーは二次製品の事業者ではないので、不正競争防止法（模倣行為禁止）の適用はない。

2-1 (3) (3-2) (c) に説明したのと同様に製品デザイナーは二次製品をプロデュースする事業者ではないので、不正競争防止法（模倣行為禁止）の適用はない。製品化デザイナーが創作したデザインが模倣されたのであるが、「商品化のために労力、費用等の資本を投下することを決定したもの」を保護することが、模倣行為禁止の趣旨であるから、「意匠法と異なり、デザイナーは当該要件に該当しない限り保護を受けることができない」（半田正夫ほか編『知的財産権辞典—第3版—』、2007、丸善、p. 350）。

(d) 契約

製品デザイナーの著作権は事業者に譲渡する契約となっていることが多い。著作者人格権は譲渡できないので、不行使を約束させられる。

製品デザイナーの付加価値が非常に高い場合は、著作権が譲渡されない契約もある。

意匠登録を受ける権利は事業者に譲渡されない（すなわち製品デザイナーに残る）ことが多い。その場合でも、事業者や事業者から正当に入手した者に対する意匠権の不行使を約束させられることもある。

製品デザイナーは事業者との間でデザイン請負の契約を締結する。このような契約のなかで、製品デザイナーの付加価値部分の保護がどのように規定されるか。両当事者が、デザインの付加価値部分が製品デザイナーにあることを確認するとともに、事業者としては自由に事業を行えることを保証されたいはずである。多くの契約で見られる妥協点は、著作権については製品デザイナーから事業者に譲渡すること、その譲渡対価を含めた価格設定がなされることである。すなわち付加価値は製品デザイナーに存在することを確認したうえで、改めてその付加価値に関する著作権の移転を行い、事業者が自由に利用できるようにする。著作権には移転のできない著作者人格権があるから、製品デザイナーがデザインした二次製品に対しては、著作者人格権の主張はしないことを契約に盛り込む。これで事業者は二次製品化にあたって、著作権については自由になる。

ここまで書くと製品デザイナーに権利が残らないのかという疑問もあるかもしれない。確かに権利は残らないのであるが、そもそも原画であるアートはアーティストの制作したもので、製品デザイナーはあくまでアートに依拠してデザインしたものである。したがって、デザイン後も原画アートを認識でき著作物にとどまるものについては、アーティストの二次的著作物の権利の及ぶ可能性があるため、その場合は自由に再利用することもできないので譲渡に応じることに大きな支障はないものと考えられる。逆に、

アートをヒントにしたものの製品デザインからは原画のアートを思い起こすことができない程度に新たな創作といえる場合は製品デザイナーに残すべきかもしれない。両当事者が各自の想いを実現するため交渉する事項である。

著作権でカバーできない部分については意匠権でということになるが、意匠登録を受ける権利（創作以降で登録する前の状態）の譲渡を取り決める契約は少ないようである。特許権の場合も同様である。譲渡の取り決めがなければ、意匠権を取得する権利は製品デザイナーに残り、製品デザイナーがそのまま放置して製品が市場に出されたとき、もはや意匠は新規性を失い誰もがその意匠権の取得はできなくなる。すなわちその意匠は人類の共有となったのであって、事業者は自由に実施することができる。製品デザイナーが放置せず新規性を失う前に意匠出願をしたら、製品デザイナーは他の登録要件が充たされているなら意匠権を取得できる。事業者は製品デザイナーが意匠登録を求めるのはかまわないが、自らの事業に悪影響があるのは困るという立場をとることが多い。将来に紛争が起こった場合にそなえ、契約中に、事業者または事業者から二次製品を正当に入手した者に対する行使はしない旨を盛り込むことはある。

2-3. 事業者（障がい者施設を想定した場合）

(1) 著作権

事業者（障がい者施設）はアーティストから実施権を受けるか、著作権の譲渡を受けてアートを利用する。

原画であるアートの利用については、アーティストから実施権のみ取得するか、著作権の譲渡を受ける。前者では著作権は最初にアートを創作したアーティストに留保されるが、後者では著作権はアーティストから施設に移転される。実施権とするか譲渡を受けるかは、事業者とアーティストの間で契約により決まることである。アーティストが所属する施設の方針が決定要因となる場合が多い。実施権のみ取得する障がい者施設は、著作権はアーティストに帰属すべきものとの著作権法の原則に忠実であり、著作権を

アーティストに留保することでアーティストの権利を再確認する。著作権の譲渡を受ける障がい者施設は、著作権は施設に移転してこそ、障がい者の自立に役立つ効果が大きいと考える。いずれも当事者内部で経営戦略と整合がとれていれば正しいと考えられている。

製品デザインは、製品デザイナーの創作部分が著作物に該当する場合は、製品デザイナーに著作権が発生するから、事業者としては著作権を事業者に譲渡してもらうことが事業の自由を確保する道である。しかし、製品デザイナーの付加価値が特に大きい場合は事業者が著作権の譲渡を受けられない場合がある。この場合は、実施権を受け事業を行う必要がある。

(2) 意匠権・特許権

著作権の保護を受けられない工業製品は意匠権を受けられる可能性がある。

事業者は第三者の権利を侵害しないよう事前に意匠権等の調査をした方がよい。

事業者は製品デザイナーからは意匠権等の権利主張をされないよう製品デザイナーとの契約で手当てをしておくことよい。

2-2 (2) (3-2) (a) で説明したように、二次製品化した場合に、原画のアートを転写（著作権をはずれることを想定して、「複製」といわずに一般用語の「転写」とする）された図柄が著作物とならない場合も考えておく必要がある。2-2 (3) (3-2) (b) で示したアートに描かれた絵柄に沿ってクッキーの材料を切断する道具（型）を製作し、絵と同じ絵柄のクッキーを焼いて販売するというアイデアの事例では、アートは著作物だとしても、型やクッキーは道具と食品でしかないのである。本来、このような工業製品を保護する役割を担うのが意匠権である。工業製品としての美は、決して純粋美術の美に劣ることはなく、また美の本質に違いがあるわけでもないが、著作権法と意匠法という異なる立法目的から生まれた法律の適用の境界部分に位置し、いずれにより保護されるかは具体的事例に応じて

個別に判断され、時として重複保護される場合もある。

意匠権・特許権は創作・発明をなした者が取得できるとというのが法律の定めであるので、もし事業者が意匠の創作や発明をなしたのであれば事業者にこれらの登録を受ける権利が発生する。しかし、そこまでやる必要があるのかと思われるかもしれない。本来の趣旨に立ち返ると、アートを二次製品に転写しようとするのは障がい者の自立を支援する目的であるから、模倣品が出てくるほどに注目を集めたなら十分目的を達したことになるのではとの考えにも一理ある。しかも意匠の登録を求めるケースはごく僅かであるし、まして発明をなす可能性があるとは考えにくい。結局は、個別に判断し、意匠権の要件を充たし、かつ必要であれば意匠出願すべきであるとしかいいようがないと思われる。

二次製品に他者の意匠権・特許権が存在する場合、事業者にとっては障害になる可能性がある。意匠法・特許法においては、たとえ真似をしていなくとも突然第三者から同一または類似として侵害を問われる可能性がある。意匠権・特許権（実用新案を含む）の有無は特許庁で無料のデータベースを提供しているのので、事前に調査しておくことをお勧めする。

侵害の提起は外部から来るだけとは限らない。製品デザイナーが当該二次製品をデザインした結果を意匠出願し登録を受けたとする。事業者と製品デザイナーとの間で友好的な関係が続く限りは問題が起こることはないであろうが、何らかの行き違いをきっかけに紛争になった場合が問題である。トラブルを防ぐために、デザイン請負契約を締結する際、将来にわたって事業者に対する権利行使をしない旨を規定しておくのがよい。現実には意匠権が発生することはかなりまれなケースであろうから、そこまでは規定しない契約が多い。資料編に収録した契約書〔雛型3〕では念のため規定した。

(3)不正競争防止法

模倣品被害について発売後3年以内のものについて不正競争防止法の救済を求めることができる。

不正競争防止法は事業者間の公正な競争を確保するための法律である。この法律が規制する行為のうち本論で重要なのは模倣品（第2条 三号）である。販売したところ市場で人気となり模倣品が出現したとしたら、模倣品が売れた分だけ事業者の売上が減少し、もし模倣品が品質的に粗悪品であったりすると純正品にも風評が影響してさらに売上が減少するなどの被害が発生する。著作権で保護できる場合であれば著作権侵害を主張して差し止めや損害賠償を請求できるが、著作権で保護できない場合で意匠権の登録もしていない場合は不正競争防止法による救済申し立てを検討する。不正競争防止法は事前に手続きをしておくものではない。模倣品被害が発生したとき考えればよい。これにも期限があって、日本国内で最初に販売された日から起算して3年を経過するとこの法律の保護を受けられなくなる。

2-4. アーティスト

(1)著作権と意匠権

ほとんどのアートは純粋に美を追求したものであるから著作権法の保護を受けられると思うが、工業製品や手工芸品の場合は著作権法の保護を受けられないこともある。

原作品のアートは絵画・彫刻などの美術の著作物のほかに、自動車や服飾などの工業製品のデザイン画のケース、さらには掛け時計、バッグなどのように自らデザイン画をつくるとともに製品を手作りする手工芸品のケースもありえる。二次製品が工業製品や手工芸品の場合は著作権（美術の著作物）と著作権以外の権利（とくに意匠権）との境界にある場合もある。すでに述べたように、著作権法は「美術の著作物は美術工芸品を含む」（2条2項）とするが、美術工芸品の意味するところは明確な基準を欠いている（中山信弘『著作権法』p.145）。よって、解釈は判例に委ねられ、大雑把には、実用を離れて美を追求したものが著

作権法、実用化することを前提としたものが意匠法ということができる（この部分は2-2 (3) (3-2) (b) に詳述した）。アーティストの制作は、たとえアートの対象が自動車や手工芸品であっても、あくまで実用を離れた美の追求だといえる場合もあるであろう。しかし全てがそうであるとは断言できないので、美が実用か純粋美術かは個別に判断せざるを得ない。

制作したアートが工業製品や手工芸品のデザイン画である場合は著作権で保護できない場合がでてくる。確実に保護を求めようとする意匠出願をすることになり、所定の手続きと費用を負担しなければならない。しかしアーティストがこれを行うことはほとんどありえないことである。同じようなアートを創作しているのに一方では著作権法で保護され何らの手続きも費用もなしに権利が発生し、他方では著作権の保護から外れ手続きと費用なしに保護を受けられないことは念頭におく必要がある。

(2)アートの所有権と著作権

アートの販売は有体物の譲渡であり、所有権（その有体物を専有する権利）が移転する。著作権はアートに関わる人工的な権利の概念（複製権、展示権など多数の権利の束）であり、所有権とは異なる。所有権と著作権は独立に取引されるので所有権者と著作権者は必ずしも一致しない。

一口にアートが売れるといっても、アートを美術作品として販売する場合、アートの著作権使用許諾をする場合、アートの著作権を譲渡する場合が想定される。

アートの販売は絵画、彫刻などの有体物（手にとってみることができる物）の所有権を他人に譲渡することである。絵画を買い取った者は自分で楽しんでもよいし、転売してもよいが、あくまで絵画という有体物を占有する権利を有するだけである。

このとき所有権は他人に移転されたが、著作権はアーティストに残っている。絵画が有体物であるのに対し、著作権は人類が概念として作り上げた法的構成、あるいは財とし

て見ると絵画とは切り離されて観念でのみ存在する無体物である。絵画以外でも建築、写真、地図・図面も有体物といえるので同じように考えればよいが、著作権が生じる対象は必ずしも有体物とは限らない。言語の著作物である講演、音楽、舞踊なども著作物とされるがこれらは無体物の例である。著作権の対象は有体物だったり、無体物だったりするが、著作権は人工的な概念なので必ず無体物である。

著作権の使用許諾をすることは絵画を使わせることを許可するという意味ではない。著作権は絵画と切り離された観念であるから、絵画が誰のところにあっても、また絵画が火事で消失したとしても、著作権者は著作権を行使することができる。著作権は様々な権利の束であるが、たとえばその一つである複製権とは「著作者は、その著作物を複製する権利を専有する」（第21条）と定義されている。したがって著作権者のみが複製することができ、他の人に複製を許すかどうかを自由に決めることができる。したがって、著作権の使用許諾とは、複製を例にとると、特定の人に複製することを許可するという意味である。絵画が消失したから複製をつくりたいのであれば著作権者に許可を得て複製をつくらなければならないのである。

これに対して著作権の譲渡とは権利そのものを譲り渡すことである。著作権を譲渡してしまうと、当然であるが著作者には著作権は残らない。全部譲渡ではなく、複製権のみといった一部譲渡もできる。

ところで、著作権はおおきく二つに分かれ譲渡ができる著作権（財産権）と譲渡できない著作者人格権があることを説明した。譲渡できると説明したのは実は財産権の方である。著作者人格権は、公表権、氏名表示権、同一性保持権があり、これらは譲渡ができないので常に著作者の下に留まる。アーティストは自分が制作したアートについて著作者人格権が残っていることに注意されたい。公表権とはそもそもアートを公表するのか、しまっておきたいのかを決定する。氏名表示権は、公表するのであれば実名によるか、ペンネームによるか、匿名によるかを定める権利である。同一性保持権は2-2.(3)(3-1)に詳述したようにアートの改変を禁止できる権利である。アーティストは、たとえば著作権（財産権）が他人に移転しても、またアートの原画の所有権を他人に譲り渡しても、改変を禁止する権

利が残っているのである。したがって、二次製品事業で製品デザイナーや事業者がアートを製品上に転写した場合に、そのできあがり容認できる変化であるか確認を求めていく権利がある。

(3)アートの価格の問題

アートの価格決定は困難であり、一般には他の障がい者施設や一般アーティストの事例を参考に決められているようだ。アーティストに対する報酬としては利益配分型と著作権使用料による費用処理型に分かれる。

権利問題と切っても切れないのが価格の決定であるが、標準的な価格が定まっていると非常に便利であるとの指摘は多いものの適切な価格を提示することはほぼ不可能であるといってよい。この「幸せ Products.」でも話題には上ったが価格帯として提示できるには程遠い状況にあり価格についてガイドラインは提示できない。障がい者アートに限らず絵画の価格の決定は難しいことであるが、それでも日本美術院など業界団体はアーティストごとに標準価格を定めているのは多数の画家の入賞歴や販売価格の実績を背景に算定していると思われる。障がい者アートは歴史も浅く、アーティストを育成する社会システムも整備されてない状況で、アートの価格を決定せざるをえない状況にある。現状は他の施設の価格や一般アーティストの価格を参考にしながら試行錯誤で決めているようである。

二次製品で利用するときの価格とは著作権の利用料に他ならない。利用料を決める要素には原画をアートとして販売したと仮定したときの価格（すなわちアートそのものの価値）、転写先の製品が受け入れることができる価格、生産数量などが考えられる。利用料の支払いは一時金方式と二次製品1個あたりで決める方式があり、両者の混合型もある。事業者は、集計値の報告が不要であるため、一般的には一時金方式を要求するケースが多いと考えられる。

障がい者施設が事業者となっている場合のアーティストへの報酬の考え方として二通りあると思われる。ひとつは、

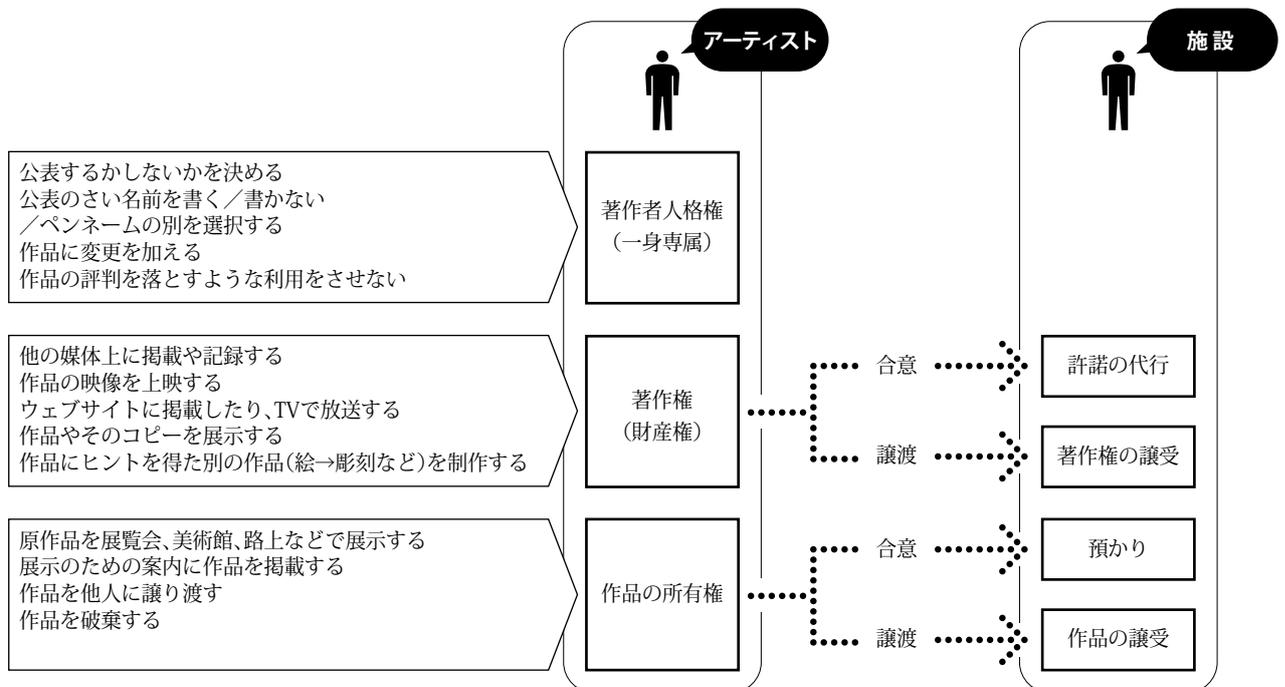
収入から材料費や宣伝費を差し引いて残りをアーティストと障がい者施設の間で配分するような、利益配分型の処理。このようなプラクティスは事実上アーティストも事業者の一員に組み込まれていることを意味するといつてよい。なぜなら、アーティストの報酬が事業の利益によって増減するからである。利益が少ないとアーティストの報酬も減少し、利益が多いとアーティストにも実入りが大きい。アーティストはリスクを背負った状態にある。他の考え方は、アーティストに明確な著作権利用料を支払う方法で、事業者から見れば事業を行うにあたって著作権利用料が費用として支出されるのである。この方法であればアーティストには一定の支払いが確保される。後者の場合、利益を享受する、あるいはリスクを引き受けるのは事業者である障がい者施設である。現在のところアーティストへの著作権使用料を費用処理型、すなわち明確に使用料として支払われるケースは少ないようである。いずれをとるかは、障がい者施設とアーティストの間で決めればよいことであるが、

アーティストの利益を最大にするという理念に則って選択がなされなければならないということだけは確かである。

(4) アーティストは何ができるのか

最後にアーティストの立場から何ができるのか、著作権者人格権、著作権（財産権）、原作品の所有権がアーティストに帰属しているとき、できることを平易な言葉で書き出してみたものが [図 1] (p.46) である。著作権者人格権は「公表をするかしないか決める」など 3 項目がある。著作権者人格権は「一身専属」といって他人に譲渡することはできないので、著作権や原作品の所有権に関係なくアーティストに残ることになる。

次が著作権（財産権）である。たとえば「他の媒体上に掲載や記録をする」は著作権法上の複製権を意味するが、最も頻繁に発生するケースで代表させて上記の表現で説明したものである。アーティストは作品を創作したとき図 1 に記載したような権利を保有するが、自分で保有し続ける



[図 1] 権利のリスト

選択の他に、著作権を譲渡することもできる。譲渡すると、アーティストには当然権利はなくなり、この図の例では施設が著作権を譲り受けるとして記載してある。実務上はアーティストに権利を留保したまま、施設がアーティストの立場でアーティストに代わって許諾等を行うことがある。これは [図 1] 中で「許諾の代行」と書いたものであるが、この行為は施設が明らかな代行を行うというよりも、アーティストの希望を聞いて相手に伝えるという程度のものであろう。そのようにした方が処理が早く進むなどあくまで便宜的なものと考えられる。重要なことは、口頭でもよいのでアーティストと施設の間で、どれを代行できるのか合意しておくことである。

作品の所有者は「原作品を展覧会、美術館、路上などでの展示」などをすることができる。作品の所有権は移転することが可能であり、譲り受けた人は所有者に与えられた権利を当然行使することができる。作品についても施設が管理してアーティストの代わりに展示などを第三者と決めることもあるだろう。この場合もアーティストとの間で合意をしておくことが望ましい。もちろん作品を第三者に譲り渡すこと、破棄することなどの重要な権利の変動がある場合はアーティストの意向にそってやらなければならないのは当然である。

3. 結論

本論では、障がい者アートの二次製品化に付随する権利問題を解説した。二次製品化に関与する当事者として主としてアーティスト、障がい者施設、製品化アイデア提供者、製品デザイナーの権利問題を論じた。二次製品化の事業者は一般の事業者のケースもありうるが、本論では障がい者施設である場合を例にとって説明した。

製品化アイデアの提供はひろく公募するケースを想定し、提供者のアイデア提案書はそれ自体が著作権で保護されるが、二次製品にまで拡大されるわけではない。製品デザイナーは自己の付加価値部分について、デザイン原画についても二次製品についても著作権の保護を受けられる可能

性があるが、あくまで翻案として著作権の範囲に留まる場合に限られる。一般に、著作権の保護を受けられるのは純粋に美を追求した場合であり、実用品を目的とする場合は著作権の保護範囲を外れ意匠権に委ねられる。アートの原画については通常は著作権の保護範囲であると考えられるが、実用を目的とすると解される場合は著作権の保護範囲から外れる場合もある。

著作権は創作することによって権利が発生し、なんらの手続きも不要であるし費用も発生しない。一方で、意匠権は特許庁に出願が必要で費用がかかる。美を追求する心に純粋美術の美も実用の美も区別する根拠はなく、何を描こうと何を創ろうと保護の水準に差があるのは納得ができないと感じる者も多いであろう。ところが法律は著作権法と意匠法があり、前者が文化、後者が産業の発達に寄与するよう異なった成立経緯によって現在に至っているため、工芸のように美術ともいえるし実用ともいえる分野に明確な境界線を引けず個別に裁判所で判断されるという状況にある。保護を確実にするには意匠権を取得することであるが、そこまで必要かどうか検討しなければならない。二次製品の事業においては認識しておく必要があることである。

著作権でも保護されない場合で、意匠登録もしていない場合に、模倣品被害にあった場合は発売後期間が3年と限定されるが不正競争防止法を救済手段として検討することができる。

契約においては、正当な権利の保護と同時に事業において支障のないようにバランスをとるところが大切である。著作権を移転するか否か、移転しない場合には著作者人格権の不行使について、意匠権の発生が予想されるときを取り扱いなどがポイントである。契約については、資料編(p.68-82)において解説および雛型を示す。

加藤直規

(広島市立大学社会連携センター 教授・知的財産マネージャー)

プロジェクト総括

○ 事業総括

本事業と大学の連携について

大井健次（プロジェクト推進委員会 委員長／広島市立大学芸術学部 教授）

広島市立大学では社会連携センターの設置と活動開始に伴い、産学連携、地域連携、地域行政課題等に対する位置づけと対応が、組織的かつ積極的な展開へと進展している。

特に地域連携については芸術学部を中心にした各種の都市型アートプロジェクトや地域型のアートプロジェクトが近年数多く開催されている。プロジェクトで開催される多種多様なワークショップは町内会等地域組織、地域住民、NPO、学生、大学教員を含む研究者たちによる複合的な運営を行っている。言うまでもなくワークショップでの複合的スタッフでの運営は、多種多様なスタッフの綿密な連携やコミュニケーションを必要とする。スタッフは連携の促進や継続、その重要性についてワークショップでの協同を通して実感している。

本研究プロジェクトへの大学としての参画は、従来本大学で行っている地域展開型のアートプロジェクトとはテーマが異なる。大きく異なる項目は下記の二項目である。

- ① 障害のある人たちの芸術活動と美術系大学の教育研究機関との連携
- ② 障害者アートの二次使用を目的とした商品化についての美術系大学の教育研究機関との連携

項目①「障害のある人たちの芸術活動と美術系大学の教育研究機関との連携」については本プロジェクトで行われた障害者アートに関連する施設等の見学や運営担当者からの資料提供と聞き取り調査が主となった。

1990年代初頭から始まった障害者アートの実態調査やネットワークづくりの必要性への気運は、近年公立美術館やギャラリー等で障害のあるアーティストの個展や作品展として紹介されるまでに至っている。障害のある人たちの作品に多く見られる個々の表現力の力強さは美術創造活動を行っている者にとっても大きな刺激となっている。

この研究プロジェクトには学生や大学のOBでもある多くのアーティストやクリエイターが参加している。彼らにとっての日々研鑽している個々の表現や制作活動にとって、

障害のある人たちの創作は日常の表現制作活動と異なる刺激と、個々の制作活動に新たな展開を見いだすための貴重な情報や表現を提供してくれた。美術教育研究者にとっても同様である。

研究プロジェクトの主軸となる項目②「障害者アートの二次使用を目的とした商品化についての美術系大学の教育研究機関との連携」については芸術学部のデザイン分野特にプロダクトデザインの教育研究を行っている教員と若手研究者、クリエイター、在学生たちによってスタッフが構成された。大学の持つプロダクトデザインの教育研究分野のノウハウや企業等とのネットワークが最大限に活用されている。二次活用としての様々な視点からのチェックが短期間で行われ、複数の質の高いプロダクトデザインのプロトタイプや製品として実現することが出来た。

プロダクトデザインの完成への過程では、大学の工房で行われた関連ワークショップが行われた。障害のあるアーティストの参加や、その原画等は学生や大学のOBでも多くの若いアーティストやクリエイターたちに、デザイン分野での新たな展開を見いだすことが予見される貴重な情報や表現を提示してくれた。

また、研究プロジェクトでは、並行して行われた著作権についての調査研究や、NPO等との社会連携への調査研究において大学内の学部を越えた教員の参画があり、大学内の組織連携の進展にも効果的な役割を果たしている。

美術系大学教育研究機関は現代社会に於ける機能の拡大と新たな展開と明確な位置づけが必要である。「障害者自立支援調査研究」、「障害者アートを活用した障害者の自立・社会参加に関する研究プロジェクト」をテーマとする大学と連携して行われた本研究プロジェクトは、同時に美術系大学教育研究機関にとっての今日的な課題を解決すべき意義のある調査研究ともなった。本研究プロジェクトの大学協同と連携についての効果的な継続推進とプロジェクトのさらなる充実を深めたい。

製品開発の現場から

吉田幸弘（製品開発委員会 委員長／広島市立大学芸術学部 教授）

製品開発にあたり、私自身障害者のアートとふれあう機会は今回が初めてのことでありどう接していいやら皆目見当もつかない中、まずはどんな環境でアートが生まれるのか、どんな一日を送っているのか、彼らの日常生活の中から製品につながるヒントを探しに、障害者の施設である“ぼんぼん”を訪れた。手作りで作られたというその施設はアート活動を行うに非常に心地よい空間で皆いきいきと創作に励んでいた。一心不乱に絵を描き続ける人、自動車部品のバリ取りを行う人、その日は気が乗らず座ったままじーっとしている人、様々だ。描かれた原画を前に、邪念の無い純粹なものを見方、屈託の無い表現に感動すら覚えた。普段からアートに触れる機会の多い我々にとっても刺激的な一日であった。あまりにも純粹で、このすばらしいアート作品をどのように生かし、魅力ある製品として成り立たせるか、頭を悩ませた。ただ、描かれた絵画を直接販売したり、二次利用でも平面的な展開による製品が多い中、積極的に立体的三次元への展開を試みようというのが私を含め視察に訪れた全員の感想だったように思う。そんな思いから、絵を画用紙に描くのではなく好きな絵を、色々な形のルアーに描いてもらうというワークショップを行った。これは二次元から三次元への展開の変化と共に、原画を描いたアーティスト自身にも新たな創造力の喚起を期待してのものでもある。

描き終わった後、針をつけ、「これで魚が釣れるんですよ」と言ったときのみんなの驚きの顔がいまでもとても印象に残っている。

この二つのイベントを経て、大まかな方向性が決定した。1つは前述の原画の三次元への展開により、変化する製品。もう一つはこのようなアートがより多くの人たちの手にわたるもの、すなわち日常的によく人目にふれ、使ってもらえる日用品を軸とした製品をコンセプトに開発を進めることとした。一般公募のアイデア募集のデザイン案の中にも日用品への展開が数多くあったことも理由の一つとなり、

また多くの人の障害者アートを活用した製品への期待と関心の高さを伺い知ることができた。

製品のデザインにあたっては原画を生かしながら、製品としての諸条件をクリアし、さらに既存の製品との差別化を図るという困難を極めたものであったが、原画を見るたびに勇気とエネルギーをもらい10の試作品を制作することができた。試作から製品へのプロセスはさらに難しく製造技術やコストといった新たな問題も発生した。しかし、この活動に理解を示し、短い期間にもかかわらず制作していただいた企業の方、粘り強く折衝を重ねてくれた事務局の方々のおかげで、四つの製品が完成品として日の目を見ることができた。最後のイベントでの試験店頭販売では、販売価格や販路等、課題も残るが、多くの人達に店頭で見えていただき「幸せ Products.」として新しい価値観を提示できたのではないかと思う。

こうした難産の末生まれた四つの製品はもとより、今回のプロジェクトに参加した若い大学のスタッフや学生達が、このようなアートや障害者の人達へ関心をもってくれたことが何よりの収穫だったように思う。

今後、各製品デザインのさらなるブラッシュアップと、これをきっかけにアートルネッサンス等で生み出されるアートに関連した数々のデザインによる「幸せ Products.」がブランドとして確立し、広がることによって障害者自身のアーティストとしての自覚と自立に繋がることを願う。

開発に携わった我々には、それぞれの原画が形を変えて製品になった時のインタビューでのアーティスト本人の笑顔がご褒美であり、「私も使ってみたい」という言葉がデザイナーにとっての一番の勲章である。

障がい者を権利面から支える

加藤直規（付随権利等検討委員会 委員長／広島市立大学社会連携センター 教授・知的財産マネージャー）

障がい者アートを二次製品に利用するにあたっての権利問題という社会連携的テーマを頂き、知的財産の専門家としてお引き受けすることになった。しかし、障がい者アートといわれても筆者にはまったく未知の分野であり、まずはざっとインターネット等で情報を探るが、個別的な日々の活動の情報がサイトに散見されるだけで、障がい者のアート活動としてまとまった報告、特にアートの保護を扱った資料はほとんど見当たらないと感じた。そのなかで唯一検索に掛かってきたのがエイブル・アートの『障害者アートと著作権』という書籍であった。この書籍は障がい者アートにかかわる人を対象にした著作権の入門書というべきものである。広範な著作権の領域からごく一部の必須事項を絞込み簡潔に概説された秀作である。刊行後10年がたっているが、まったく色あせるところがない。今日、関係者に認識されている著作権のレベルとして、今回の検討の出発点と考えた。

したがって、今回の検討は、『障害者アートと著作権』を土台にアートを二次製品上にデザインとして装飾するとき新たに発生する権利問題について追加することに帰着する。アートがアートとして取引される間は著作物（絵画や彫刻など）という有体物の所有権の移転の問題として処理されたり、著作権のなかの支分権である複製権、上映権、展示権、翻案権等の問題として処理される。今回の検討もここから出発し、まずはアートを二次製品上に複製したり、翻案したりする問題として検討した。

アートがアートである間はアーティストの権利問題に集中すればよい。そこを離れてアートを二次製品化する場合、アイデアの提供に始まり、デザイナー、事業者など多数の当事者が関与するなかで、ともすればアーティストの立場が縮小していく危惧もある。これら当事者の権利を様々な視点から整理した。

さらには、二次製品上のデザインと化したアートは原作品の雰囲気や漂わせているが全く同一ではない。アーティ

ストはどこまでコントロール権を有すべきなのか、原作品を描いたアーティストは変化した自分の作品を見て何を感じるのか。アートを利用する立場の者は自分としては軽微な修正だと思ってもアーティストは軽微だと思わないこともある。特に障がい者の場合は意思を確認しにくいことがあるが、できる限りアーティストの意向を汲み取る努力が必要であることを説明した。

次に、アートといえど当初から製品デザインとして描かれた場合の著作物性（著作権保護の対象か否かの問題）が問題になるケースも検討しなければならない。この問題は著作権と意匠権の境界問題として知られる。今回の検討でもこの問題は紙幅をとって検討に充てている。法律は美術と工業意匠を始めから区別しているが、同じようなアートが著作権で保護できる場合とできない場合があるということは不当だという意識もある。著作権は権利を発生させるために面倒な手続きも不要であるし費用もかからない。他方で、意匠権は特許庁にお願いしなければならないし、費用がかかる。著作権で保護されるか否かで確保できる権利がおおいに違ってくる。一般に資力の乏しいアーティストからみれば、意匠権を出願することは困難であるので、この差は何であるのかと訝しがるのは想像に難くない。今回の検討では、先人の研究結果を踏まえ、純粋に美を追求したものであれば著作権、実用という制約の下で美を追求したものであれば意匠権で保護できると説明した。この問題の検討にあたり牛木理一氏の研究書『キャラクター戦略と商品化権』がおおいに参考になった。しかし牛木氏も指摘するように現状は必ずしも納得できるわけではない。牛木氏はアニメなどのキャラクターのデザイン化について「商品化権」と呼ぶ新しい概念を提唱している。商品化権は未だ実現していないが、二次製品でも似た議論ができる可能性があり、将来の検討課題としたい。

二次製品に限らず、純粋アートであっても、譲渡価格や著作権使用許諾の対価など価格の問題は未解決であり、い

くつかの障がい者施設は価格を公表しているが、現状ではそこから標準価格を見出すことは難しい。アンケート調査をしても価格の開きは大きく計算の基礎も同一かどうかははっきりしない。この問題は簡単には解決する見込みはないが、お互いに価格を公開することで徐々に収束することを期待する。

契約については各施設で意識に上り始めているようである。またきちんと契約する施設は多くはないが、着実に増えつつある。『障害者アートと著作権』は契約の留意事項を述べるが契約雛型を用意していないので、今回の検討では契約雛型の作成が始めから要請されていた。そこで4つのケースを想定し雛型を作成した。実際に使うときは雛型だから必要な条項はあらたに追加してもよいし、不要なもの削除してもよい。合意して決めればよいことである。しかし、雛型がないと契約することに対しバリアも感じるかもしれない。雛型の提供で契約へのバリアが低くなり、もっと契約を利用できるようになれば、権利保護のひとつの柱となると期待される。

本検討で何度か示したように、ひとつの理念に沿ってAとBを切り分けてみても、それは理念上の切り分けに過ぎない。AとBを正しく切り分けるのは現実を個々に検討するしかない。たとえば、彫刻をした仏壇は芸術性が高いから著作権で保護されるのか、それとも量産品だから意匠権の領域なのかという切り分けは、今回の検討で一応の指針を述べたが、それはあくまで法律の文言、判例、学説から、類似する問題だから同じように判断されるだろうという推定を働かせているに過ぎないのである。したがって、本資料だけを頼りに全てを判定しようとするのは無理であるということは認識しておかなければならない。個々のケースで関係する全ての事情を総合判断していく必要があると思う。

そうだとすると、アーティストや施設が法律問題に遭遇したとき簡単に利用できる法律相談窓口などがあることが

望ましい。筆者はそのような制度上の状況には明るくないが、法律一般では地域の弁護士会、意匠権なら発明協会が相談を受け付ける。大学も昨今は社会連携が期待されているので、このような相談事に対応するようになっている。

今回の報告書にまとめた付随権利の資料は、時間の制約のため十分吟味することはできなかったので法学の論文のような生硬さが残っており、法律問題に不慣れな人にとって必ずしも読みやすいものではない不安がある。しかし、雛型やその解説はなるべくわかり易く書いたつもりであるので、アーティストや施設の皆さんにぜひ使っていただきたい。使いにくいところ、改良して欲しいところがあればご一報いただけると幸いである。本資料がアーティストやその支援者のお役に立つことを期待してやまない。

事業総括

川口隆司（NPO 法人ひゅーるぼん 代表）

「平成 21 年度障害者自立支援調査研究プロジェクト」（厚生労働省）を構成する研究テーマのうち「障害者の芸術文化活動の推進に関する調査研究」では、その研究事業の目的として

「障害者の芸術文化活動を通じた自立と社会参加をさらに促進するため（中略）、福祉施設等における活動の推進や関係者間の連携づくり」

を掲げ、さらにその具体的な事業内容として

- ・福祉施設等における芸術文化活動の啓発など裾野を広げる
- ・福祉施設等における芸術文化活動の指導員の育成や関係者間のネットワークづくり
- ・障害者の芸術文化活動を通じた新たな就労形態としての可能性の検討

の 3 つを示している。

これに答えるかたちで私たちが取り組んだのが、この「障害者アートを活用した障害者の自立・社会参加に関する研究プロジェクト」である。「事業実施計画と概要」ならびに「事業実施報告」に記したとおり、「都市空間を活用した障がい者アートの普及プログラム（Crossing）」によって「啓発など裾野を広げること」を行い、「障がい者アート活用製品の開発販売」と「アートを二次利用する場合の権利とガイドラインの検討」を通して「新たな就労形態としての可能性の検討」を行い、これらすべてを通して「関係者間のネットワークづくり」を行おうとしたのである。それぞれの事業についての「成果と課題」は、前述各章でまとめられているので、ここでは、その先に求められている「自立と社会参加」について社会を創造する役割を担う NPO としての立場で総括を行ってみたい。

まず、「社会参加」についてだが、彼らのアートが「風景」や「物」として具体的な形で社会に存在する効果は絶大であると言うことを伝えたい。障がい者の社会参加が可能となる前提として、障がい者の「買い物がしたい」など

の直接的な「社会参加欲求」を可能にするサービスが存在することが大切であるのは言うまでもないが、それ以上に、常に、障がい者が社会を構成する一員として人々の中に当たり前のよう意識され、存在していることが大切なのではないだろうか。それをいとも簡単に可能にしたのが「街の中でのアート展開」であり「アート製品」であった。「風景」あるいは「物」として目に見える形で身近に存在するということは、きわめて万人向けであるし、特別なセミナーを聞くよりも分かりやすく、なによりも楽しさがある。都市空間でのアート展開も二次利用も、アイディア次第ではもっと多様な形態が生まれるであろうし、それはつまり、障がい者の社会参加の有様を広げるばかりか、障がい者の存在を社会の中で高めていくことにもなる。感性を通じて人の心に入り込んでいくアートの力は、「社会参加」をも加速させる力を包含している。

次に、「自立」について述べる。ここで言う「自立」とは、近年強調されることが多くなった「経済的な自立」という意味を含めた「自立」である。私たちは、この「自立」を「二次製品の開発・販売」という方法で探ってみようと考えた。さて、私たちが想定している障がい者とは、今回のこの事業においても、「アート・ルネッサンス」においても、おもに知的な障害を有する人たちである。「描きたいから描く」「作りたいから作る」という感情で生み出される彼らのアートは、打算のない表現だとよくいわれる。その「打算のなさ」が、彼らならではの独自性に富んだアートを生むのであるが、一方でその「打算のなさ」が、第三者にとっての利用しやすさにつながるということを私たちは十分に知っておかねばならない。障がい者アートそのものの、アートを活用した二次製品制作と販売は、多くの場合、障がい者自身よりもその障がい者に関係性が深い家族あるいは施設現場から始まることが多い。製品開発についての成果の部分で述べたように、アート製品は、障がい者の経済的な自立を生み出す一つの手段であることはほぼ間

違わない。しかし、本人がそうしたいという明確な意志を示す場合を除いて、すべてに先立つ到達目的として「経済的な自立」を掲げ、そのために障がい者のアート活動を促し、二次利用を進めていくということがあってはならない。理由は二つある。一つ目の理由は、アート活動は自立のためだけに存在する行為では決してないからである。二つ目の理由は、障がい者のアート活動そのものが持つ意味を第三者が歪めていくことにつながる可能性をはらんでいるからである。表現すること自体が目的であり、成果であることが多い彼らにとって、アート展を開催することも作品を対価のあるものに変えていくことも、おそらく意志の及ぶところではないであろう。従って、彼ら障がい者がつくるアートを経済的に価値あるものへと変えていきたい考える者は、「彼らのアート活動は人間として尊ばれるべき大切な自己表現のひとつである」というアート活動自体がもつ意味を謙虚に受け止め、反芻しつつ、常に障がい者自身の権利を尊重し擁護するという姿勢を大切にしなければならない。この点については、第4章「アートを二次利用する場合の権利とガイドラインについて」の中でも十分に述べられているので、ぜひ参考にしてほしい。

さて、「はじめに」で記したことの繰り返しになるが、今回の研究の先にある「アート」の持つ力によって社会に新しい幸せを伴った「価値観」を創造していこうとする思いは、「アート・ルネッサンス」という公募展開催の歴史の中で培われ生まれてきたものである。公募展を重ねる中で、多くの人がつながり、学び、成長をしてきた。そして、また新しい力とつながって、この「幸せ Products.」を生みだした。それこそが、私たち広島の強みである。「競争」ではなく「共創」の中で歩みつづけて来た歴史が、すなわち、広島流であり、今後も大切にしつづけたいスタイルである。今回の研究で、成長し続けている「障がい者アート」をおもしろい「風景」の一部として、そしてクオリティの高い「製品」として見せていくための素地はできた。また、そ

のためのガイドラインも私たちの心の中に刻まれた。次の一歩は、それらを、より効果的に、より幅広く浸透させていくため方法を検討することであり、さらにまた、心通う多くの人たちとともに、多様な形態で障がい者アートを発信しつづけていくことである。広島発の「幸せ Products.」は、今歩みを始めたばかりであるが、この動きを、自立と社会参加を包含する障がい者アートを軸にした社会の新たな幸せの一形態として全国に向けて発信して行く力へと高めていきたい。

最後になったが、委員の先生方をはじめ、この研究に快く協力し、支えてくださった多方面のみなさまに心より感謝申し上げたい。ありがとうございました。

○ 委員所感

特異な形の文化を活用していく難しさ

木村成代（製品開発委員会 委員／NPO 法人アートプラットフォーム G 理事）

過去3回、「アートルネッサンス展」障害を持つ人の作品展を審査させて頂き、応募数の増加とビジネスとしての可能性がある作品への対処方法に戸惑っていたところ、この度のプロジェクトによってそれらの作品に日の目を見だせそうな兆しを感じる事が出来、少し胸を撫で下ろす事が出来ました。

広島に限らず、現代社会にそれらの作品の受け皿がいかにか少ないかという問題。それは、現代アート作家としての可能性だけでなく、作品をデザイナーや健常の作家とコラボレートすることで生まれる二次的な可能性を社会(企業)に売り込む挑戦が必要でしょう。

また障害者は、何のために作品を創るのか？本能の赴くまま（幸せを求めて）表現する人もいます。

治療のひとつとして取り組んでいる人もいます。

どちらも本人の取り組みは、純粋で、自らのハンディを補う行為（挑戦）でもあると思います。

これからも作品を創る上での行為（挑戦）を暖かく見守れる社会であるためにも、このプロジェクトは、どのような形でも良いから、とにかく続けて行かなければならないと思っています。

障がい者アートが目指す場所

田中真弓（製品開発委員会 委員／オリエンタルホテル広島 マーケティング部 マネージャー）

アール・ブリュット、アウトサイダー・アート、エイブル・アート、ボーダーレス・アート……。 「障がいのある人たちが創造するアート」については、いまもその概念、呼称、定義について様々な議論の最中にあるようです。また、障がいのある人々をめぐる「自立とは？」 「障がいのある方々にとっての幸せとは？」 「ご家族の希望は？」 「収入の配分方法は？」 など、疑問をあげればきりがありません。

障がいのある人の創作活動を見学する機会を得て感じたことは、「新しい価値が生まれる場に自分は立ち会っている」ということでした。いまの社会ではまだまだ理解を得にくい作品、活動。でもそこには周りの人を揺さぶる生のエネルギーと、既存の価値観のどこにも当てはまらない新しい創造の可能性があります。新しい価値観なので、既存の言葉でそれを表現しようとしたり、既存の法律やシステムでそれを解決すること自体に無理があるのかもしれない

せん。この課題を解決できるのはきっと、既存の考え方や価値観の枠を超えた、新しい視点なのだと感じています。

今回のプロジェクトは2001年より行われている「アートルネッサンス」の取り組みを背景に、展示空間から街に飛び出して社会参加へつなげようという目的で始められました。広島で、今後「障がいのある人のアート」をどのように展開させていくかを模索するための、時機に適したプロジェクトであったと思います。ここで、プロジェクトの目的であった「自立」と「社会参加」という観点から、本プロジェクトの意義と今後について記述したいと思います。

・自立の観点から

当初、アート作品を製品化して経済的な自立を目指す＝販売で利益を出すためには、的確なブランディング、マー

ケティングが必要であると強く思っていました。「製品化」ということは否が応でも既存のマーケットに乗っていくということ。既存商品との差別化を図れるだけの明確な商品力をつけなければいけない、そう考えていました。しかし、その考えを進めれば進める程、プロジェクトの現実とはほとんど相容れなくなり、委員会のたびにジレンマに陥り、もやもやした気持ちが頭から離れないでいました。

本プロジェクトの発起人であるNPO法人ひゅーるぼんの代表、川口さんは「幸せ感」という言葉をよく口にされます。障がいのある人の経済的自立は本人の認識がない場合が多く、また家族も望んでいない事もある。周りの人間の思惑だけが先走り、製品を既存の市場価値で計ろうとすることに違和感があるのではないかと、私の中で考え方が少しずつ変化していきました。このプロジェクトでは経済的な自立は念頭におくけれども、まずは障がいのある本人が幸せを感じ、家族が幸せを感じ、精神的に自立できることがいちばん大切なのではないかと。そんな考えに至ったのは、プロジェクトも終わりを迎える頃でした。

通常のビジネスで製品化を成功させるには、ブランディング、コストコントロールなど多くの方法があります。しかし障がいのある人の創作活動に関してはそればかりに囚われると、本来「障がいのある人の創作活動」、ひいては「障がいのある本人」がもっている輝きが失われかねません。“周りの人を揺さぶる生のエネルギーと、既存の価値観のどこにも当てはまらない新しい創造の可能性”こそが、「障がいのある人の創作活動」がもつ一番の価値だと思います。そこには経済価値では測れないエネルギーがある。彼らの創作活動を体験する行為そのものも、アート体験と呼べるかもしれません。製品化ということに拘らず、そのエネルギーを壊さず伝えることのできる方法を、今後も模索していく必要があると思っています。

・社会参加の観点から

—イベントを通じた広島市民への問いかけと提案—
障がいのある人のアート作品を展示し、市民に見てもらおう試みを続けた「アート・ルネッサンス」。今回のプロジェ

クトでは、もう一段階発展させた形態として、市民を巻き込んだ参加型イベントが開催されました。まず街中でアート作品を見てもらい、製品化のアイデアを募る。そのなかから数点の試作品を作り、広場で発表する。それを製品化し、数か所の店舗の協力を得て販売し、市民が歩きながら回れるイベントとして形にする……。本プロジェクトにおける最も大きな意義は、この「市民を巻き込んだプロセス」にあったと感じています。市民がアート作品を「会場で見える」だけであった関係から、製品を媒体として「街に展開する」ところまで踏み込んだからです。

私個人は、仕事で関わっているということもあり、アートや創作に対する興味は人一倍あります。しかし、障がいのある人に対する知識はほとんどといってありませんでしたし、実際に接する機会も今までありませんでした。接する機会がないと、やはり「知らない」ものとして、理解は一向に深まりません。それを一瞬にして変えたのは、京阪神の施設を見学したときでした。一心に創作を続ける人たち。悲しいことも、楽しいことも、正直に自分の感情を表現し、生き活きとそこに在る人たち。純粋な彼らに出会ったときに、昔は持っていたのに今はみんなが忘れていたような、とても美しいものに触れた時の印象を超える、強い感覚に襲われました。百聞は一見にしかず。障がいのある人が、そうではない人と垣根なく日常生活を送ることが現段階では難しいのかもしれませんが、将来的にはアート作品や製品を通じてではなく、障がいのある人の創作する姿に接する機会が少しでも増えることを願ってやみません。創作に向かう本人から感じることで、本人の放つパワーに触れることからの理解は、作品を通じて理解することの何倍もの影響があるはずで

すべて経済で勘定してしまうと、障がいのある人に対してはどうしても辻褃の合わない部分が出てきます。しかし障がいのある人はその創作活動を通じて、周りの人々に創造的で建設的なエネルギー、何物にも代えがたい価値を与えることができます。そこで、周りにいる人々は障がいのある人を、できる範囲でフォローする。どんな方法でも構わないのだと思います。経済価値では測れない、持ちつ持た

たれつとの関係を社会が受け入れること。まずは周りの個人、企業、大学、行政ができることをサポートするところから始まるのではないかと思います。ネガティブな点を見ていくと何も始まりません。ここはお互いの長所を認め、お互

いが支え合うという人間社会の原点に立ち返る視点がとても重要なのではないかと、プロジェクトを終えて感じました。

「アウトサイダーアート」「アール・ブリュット」の世界 福祉と文化と経済の融合の試み

中村隆行（製品開発委員会 委員／NPO 法人ひろしま NPO センター 副代表理事・常務理事）

NPO 法人コミュニティリーダーひゅーるぼんが取り組んでいる障害者アート展「アート・ルネッサンス」に参加させていただくようになった2001年から数えて2010年でかれこれ10年あまりになります。大胆なタッチや、細部にまでこだわった樹木や草花、町並み、色使いや配色の妙に驚くばかりでした。そして、このような障害者の芸術がアール・ブリュットとかアウトサイダー・アートと呼ばれ注目を集めていることを知ることができました。

アール・ブリュットとは、伝統や流行、教育などに左右されず、自身の内側から湧き上がる衝動のままに表現した芸術。生（き）の芸術。生のピュアな芸術。英語では、アウトサイダー・アートと呼ばれ、フランスの画家ジャン・デュブッフエによって考案された言葉であると言われています。最初に障害者のアートを目にしたとき、生きている実感とでもいうか心を躍動させる作品に感動を禁じませんでした。

今、私ども、ひろしま NPO センターでは、ソーシャルビジネス・コミュニティビジネスの推進を図る事業を展開しております。アーティストからすれば、福祉や地域再生・まちおこしに利用されたくないという方もおられるかもしれない。ましてや、金儲けのためなどは論外と。しかし、生活実感に根ざした経済の新しいシステムを考えていくには創造性が必要であり、創造力・クリエイティビティや変革性・イノベーションは、そのアートの中に見出せるような気がしてなりません。

一方で、まったくのビジネスの視点からは、マーケティングの4Pといわれる、プロダクト・製品、プライス・価格、プレイス・流通販売、パブリシティ・広報について、検討をしていかなければなりません。この場合も、この事業が単なる営利目的ではなく、社会性を兼ね備えている点を見過ごすことなく新たな視点からの展開を考え、福祉と文化芸術と経済の融合を図って検討して行きたいと考えています。

障害者アートを活かした自立・社会参加の未来

金谷信子（付随権利等検討委員会 委員／広島市立大学国際学部 准教授）

「障害者アートを社会に普及・浸透させたい」「アート活動により障害者の自立・社会参加の道を切り拓きたい。」コミュニティリーダーひゅーるぼんの川口さん、木元さんの熱い想いに引っ張られてきた8ヶ月であった。そしてその想いを広島市立大学芸術学部の諸先生方が受け止め、

両者のコラボレーションで素晴らしい試作品が完成し、各方面から注目された。同時に障害者アートを製品化する上でのガイドライン案も関係者の議論をもとに作成された。こうした成果を生み出したプロジェクトに参加出来たことに心から感謝している。

ところで近年の福祉政策は「福祉」から「就労」へと、障害のある人達を含む社会的に弱い立場にある人達に単に福祉を給付することから、積極的に就労の場を設け、自ら収入を得ることによって自立することを支援する方向に重点が徐々にシフトしつつある。障害などのハンディがあるなしに関わらず、あらゆる人々が社会の中でいきいきと暮らし続けていくためには、出来るだけ多くの人々に仕事に就き収入を得る道を開いていくことが非常に重要だと思うし、それが望ましい自立のかたちであるように思う。しかしこれまでにお目にかかった障害者福祉の関係者によると、自立支援法の施行に伴って障害者の就労支援施設でも作業所でも様々な混乱が生じており、障害者の自立につながる政策になりつつあるらしい。理想と現実がどこかで迷走しつつあるのではないかと。公共サービスに市場原理を導入することで効率化が可能になるという原則には賛同しつつも、私は障害を持つ人たちにも普遍的にそのルールを適応することは果たして正しいと言えるのだろうかと思いを続けていた。

そんなときにこの「障害者アートを活用した障害者の自立・社会参加に関する研究プロジェクト」に誘っていただいた。という訳で、非常に期待する思いと、うまくいくのだろうかという一抹の不安があったのも事実である。結果として本プロジェクト自体はかなりの成果を上げ、障害者アートを製品化していく可能性を大きく広げたとと思う。一方で別稿のアンケート調査から見えてきたように障害者

アートを製品化し、商業的活動として障害者の自立につなげていくための体制はまだ未熟な状況ということも明らかになった。

委員会でも何度か話題にしたが芸術文化という分野自体が一般的には商業化が困難であり、様々な社会的支援によって成り立っているという分野である。障害者アートを商業的活動として軌道に乗せていくためには、製品化のみでなく、経営的に成り立たせるための体制づくりが欠かせないと思う。しかしそうなれば当然障害を持つアーティストの自由な表現の場を確保することと、製品化・商業化のために必要な作業をどう両立させるのかというジレンマが生まれてくることも間違いない。

ただ芸術を専門とする先生方が障害者アートの製品化のために文字通り昼夜を問わず取り組まれ、思わず手にとりたくなるような製品がいくつも生まれたということから、障害者アートの底知れぬ力があるのだということに改めて思い知らされた。低価格が価値の全てであるかのような昨今の経済状況は明らかに逆風であるが、社会的な活動や貢献に価値を見出す人々もわずかながら増えつつある兆しは確かにある。そうした魅力の評価出来る消費者が増えてほしいと心から願うばかりである。また今回のプロジェクトを契機として、今後も障害者アートを活用した障害者の自立・社会参加に向けた取り組みを微力ながら応援することが出来ればと思っている。

幸せ Products の研究を通して見えてきた事

加藤宇章（付随権利等検討委員会 委員／アトリエばお 代表）

私は造形アトリエの主宰、高校過程の美術教員、造形作家、障がい者アート展の主催者の一員として、障害のある人とアートを通して関係を持ち続けている経験を持って本プロジェクトに参加した。

私の運営する造形教室「アトリエばお」には、園児から成人までの一般の会員に加え、何らかの障がいを持つ会員が過去も現在も多数通ってきている。彼らが造形活動に参

加できる環境を確保するために、スタッフそしてクラスの仲間たちには、それぞれの障がいも個性の一つとして受け止めてもらえる様に務めている。我々の環境にはまだまだ改善の余地も多かろうと自認はしているが、普段は障がい者に接する事の少ない一般の会員が、クラスでの接触を通して個人としての彼らを少しずつ知り理解し、また会員作品展などの機会にはその家族友人も含めて障がい者の作

品の存在感の強さに感銘を受ける様子を見るにつけ、制作活動や作品を通して社会と障がい者の接点を作る事の大切さを感じている。

障がい者や元不登校児の通う高校過程の専門学校での美術科の授業では、彼らに生き活きと制作してもらおうと授業内容に工夫をこらしても、多人数クラスや設備・物品など制度上や物理的条件の限界を感じる事もしばしばで、物理的な環境整備の重要性にも気づかされた。

時折向う福祉施設や授産施設でのアート活動の支援では、自立支援法で後退した福祉の現場でぎりぎりの努力がされている現実を目の当りにし、負荷の高い中でも奮闘するサポーターの姿に感銘も受けている。

エイブルアートやアウトサイダーアートへの造形作家として個人的な興味から関わりを持ち始めた公募展「アート・ルネッサンス」では、第2回展からその運営・審査を通して多くの作品、障がい者作家ならびにその熱心なサポーターと出会い、造形作家・美術教育者・社会人・親・そして人として多くの物事を学び考える機会を得たと感謝している。

それらをふまえ以下、本プロジェクトについて特に付随権利検討委員として立場から私なりの総括を述べたい。

上記「アート・ルネッサンス」展が果たした役割には『社会に広く障がい者美術の素晴らしさを認知させつつある』『社会に認知され評価される事で障がい者と家族・サポーターが自信を持ち活動が活性化し作品水準も飛躍的に伸びている』『展覧会そのものが、孤立しがちな障がい者や家族・施設・サポーターが共有できる活動拠点の一つとなり、その周辺にいる人々も含めた交流・情報交換を活性化している』等々があげられよう。

また「アート・ルネッサンス」展は本展の他に、レクチャーなど関連の活動も通して、サポーターの造形的スキルの向上や展覧会への応募や運営など展示発表の技術向上にも寄与して来た。

それらの活動が功を奏し社会の中での障がい者アートの認知や普及が進むにつれて、作品を発信する障がい者の側、受け止める社会の側、双方の障がい者アートをめぐる権利

や（経済的な）評価についての認識が未熟である事が改めて浮き彫りになっていった。私は障がい者アートを世の中に根付かせていく運動を一層活性化するためには、作者と作品と周辺との権利関係やサポーターの役割と権利が整理されなければならないと、と認識しはじめていた所であった。

そのような中での本プロジェクトは私にとっても願ったりかなったりの研究であった。障がい者をめぐる活動に実績のあるNPO、障がい者の家族、施設職員、美術教育者、アーティスト、デザイン・権利・社会活動の方面の大学研究者、作品と一般に人々を橋渡しするプロとしてのギャラリストなどが一堂に会した場でそれぞれの立場からの意見交換ができたことは、障がい者アートについての多角的な分析に繋がったし、アートと市場とアーティストを繋ぐ糸の紡ぎ方を模索する上で頼もしい陣容であった考える。

また関西と九州でのアート活動の活発な施設の視察は、先進的な取り組みや地道な活動など、それぞれの方法論で実に熱心に、時に強い信念や覚悟を持って取り組みがされている事がわかりたいへん刺激になった。それら施設の活動の様子が本報告書を通して、参考事例として紹介がされる事で更なる活性化も期待できよう。

「アート・ルネッサンス」でのサポーターとの情報交換や本プロジェクトでの施設へのアンケートからは、アート活動の頻度や資金面、指導者の確保、価格設定や販売ルート、商品化の技術力などに苦労している様子が読み取れると共に、金銭のやり取り等の運営上の問題、本人と施設の契約上の代理の権限など、権利関係の整理がっていない事が活動上の不安につながり、活動の経済的な裏付けとなる販売等より積極的な活動を躊躇する要因になっている事が透けて見えて来る。

前述の活発な施設はすでに、権利関係については概ね何らかの方法で解決または合意をしていて、二の足を踏まず積極的に市場に打って出ており、この分野は権利関係の曖昧さを整理・解決をする事で、堰を切った様に活動を活性化できる可能性が高い事を示している。

本研究が打ち出したガイドラインはそれら権利関係の不安を解消し、活動のエネルギーを本来向けるべき作品や商品の質の向上、販路開拓や企画・展示に注ぐことができる切っ掛けになりうると考えている。

委員会の議論の中では通常のアートにおいても、価格設定の基準や権利関係の認識が曖昧である事や、二次利用する際の著作権や意匠権への私を含む当事者の知識不足が露呈したが、障がい者を取り巻く環境の中ではなおさら認識が曖昧であっても無理からぬ事と思われた。

本プロジェクトで作成した契約書の雛形が、一般の契約書の様に法知識の薄い一般人には解りにくいものでは意味をなさない。よって添付された契約の雛形は、図式や事例を示し、比較的理解しやすい平易な言葉で書く等の配慮がされている。解りにくい契約書で権利を主張し合うよりも、解りやすい契約書で相互に権利を擁護し合う姿勢をもつ事を願っている。

なお上記の契約書雛形はプロのアーティストやクリエイターにとっても充分役立つ質に仕上がっており、本研究の副産物としてプロにも大きな恩恵をもたらす可能性も秘めている。

私は障がい者アートの関係者が使いやすい標準価格表の様な物を、試案として示す事を望みましたが、十分な数の事例が収集できない中ではきちんと吟味した案に出来ない事や、検証が充分でない情報が一人歩きしてしまう悪影響も考慮すると、残念ながら現時点では標準価格表は断念せざるを得なかった。

今の時点で示すことのできる情報を基礎にそれぞれの現場状況に合わせたアレンジが積み上げられる事。また、それぞれの現場が独自に練り上げた方法を共通の雛形に落とし込む事。そして、それらの情報を何らかの形で共有化し、標準価格表の様な物が作成されれば、障がい者アートの活動が新たなステージに登れる事は間違いない。

そのためにもプロダクト分野も含め本研究が継続される事を願う所だが、研究費の都合で継続を断念した今となつては望むべくも無い。

しかし障がい者アートそのものは、政府の指導や手厚い支援で庇護され形成されて来た物ではない。アーティストの

湧き上がる思いを原動力に、サポーターの創意工夫など草の根の力の積み上げで基礎固めをし、次第に世にその存在を示し始めている。

現場と現場の情報交換の場を起点にして、ネットワークの構築をすすめる事で情報を共有化する事（——自然発生的に立ち上がって来るとは考えにくく、意識ある個人または団体が中心的役割を果たさねばならない——）は、障がい者アートの存在・質、さらに経済的な位置付けを世に知らしめるムーブメントの強力なエンジンになるであろう。

今回我々の研究が届かなかった地点に手が届く日が、一刻も早く訪れる事を願っている。

また本研究の中で幾度も取り上げられた話題——作者の思いとサポーターの願いのギャップ、表現活動の「自由」と商業化による「応需」のギャップ——について触れておきたい。

障がい者アートの作者達はほとんどの場合、自分の興味のとくまに筆を走らせ・色を響かせ・土をいじる、という行為をしている。自らの存在を世に問う手段としてアートを選んだわけでもなく、アートで身を立てよう、商業的にも成功しようといった、野心は欠片もない。よって生活環境の変化や担当の施設職員の交代、場合によっては気分が乗らない等のデリケートな、捉えようによっては些細な事情で、制作を中断する事も少なく無いと聞いている。彼らに取ってのアートは、第三者からの評価等は意にも介さない自由気ままな表現活動であり、その純粋さが障がい者アートの支持者を引きつける魅力の大きな部分を占めている。少なくとも私はそう考えている。

一方で、障がい者と日々向き合い生活を支援している家族やサポーターは、障がい者アーティストの才能を開花させ広く世に問い、彼らの存在と作品の魅力をもっと認知してほしいと願い、少なからぬ施設や人々が奮闘している。その願いを叶えるために制作が持続できる環境を整え、維持する資金を得るために作品の売買や二次製品の製作販売が様々な形で試みられ、この度の研究のテーマにもなったのであるが、実はそのこと自体は障がい者本人はさほど意識をしていないのである。

そのギャップはそのまま、自由気ままに「作りたい物を作る」清々しさと、多少無理してでも「売れる物を作る」事の矛盾につながるのである。もちろんこれらの事情はプロの世界にも当てはまる事であって、プロは「覚悟」を持って「自由」と「応需」の間のバランスをとって生きていると考えられる。では障害者美術の場合はその「覚悟」は誰が持つべきなのか？

自由闊達に純粋な表現を楽しんでもらいたい。そしてそれを造形的にも経済的にも正当に評価をして欲しい。それが障がい者アーティスト本人の物ではない以上、そう願うアートサポーター（多くの場合：施設職員や家族）が「覚悟」を持つべきであろう、と私は考える。

その「覚悟」は制作環境の充実から始まり、販路の確保や営業努力そして作品の質の維持・向上と、安定供給のため制作進行管理までもとめられる場合もあるだろう。

またそれらの努力が実って評価がされ商業的な成功を取れば、同じ施設やグループの中で評価や販売実績／価格の差が生じる。または需要に応えるために自由闊達な制作を一時的に制限してでも「安定供給」に力を注ぐ事が求められるもする。

「自由」と「応需」／「個々人の評価の差」にいかに対応するか、サポーターの「覚悟」と能力が試され、それは一般の施設職員の役割を超えた域に達する事は間違いない。事実、視察先の先進的施設もそれらの問題を「うまく調整」し「割り切って」または「思い悩み」ながらも事業を前進させていた。

それはつまり私が以前から感じていたアートサポーターの役割について整理の必要性にも通じる。「サポーターの果たすべき役割」は残念ながら本研究では十分に議論をする時間が取れなかったもので、ここでは私的見解として述べたい。

障がい者アートは作品の画材、制作環境の確保・維持・発表・販売等制作の周辺事項の多くを、そして場合によっては作品テーマの提供までも施設職員・非常勤の専門家・家族によって支えられなければ成り立たない。

障がい者アートに熱心に取り組む施設職員の多くは、アートディレクター／プロデューサー／ギャラリスト／マネージャーとしての複数の役割をこなしている。多くは一般の職員が手探りで美術関連の研修を積む、また専門家をボランティアを含む非常勤で迎える等で対応している。近年は美術大学の出身者を職員として採用する等より積極的な運営に乗り出しいる施設も多い。

前述の様に制作活動の周辺の様々な業務をこなすサポーターの仕事は、障がい者アーティストを生活面から支える日常の関わりの深さ、厚い信頼関係に礎ある。そこには一般のアーティストとディレクター等の様に個々が自立した関係とは違い、個と個の気持ちが溶け合う様な関係を結んでいると私には感じられる。サポーターとアーティストの関係は簡単に他の専門家に取って代われるものではないのだ。

熱心な施設職員は職務としてアート活動専従の位置を確保しているし、複数の障がい者の特性を見極め一人一人にフィットする活動を実にうまくバックアップしている。職員のアートディレクターとしての活動が有効であればある程、作品存在に不可避の影響力も持つのである。そうであれば名を伏せて影の存在に徹するのは如何なものだろうか。

私は思う――アートサポーターはプロデューサーやディレクター（名称はどうあれ）として堂々と表に名乗り出るべきである――と。それが上記の様な「覚悟」もち責任を果たす事に、そしてその仕事の質が正当に評価され、より活発な活動を促す事につながると信じる。もちろん商業的な成功に結びついた際には正当な対価を得る事も保証される必要があろう。それは「障がい者アートを正当に評価し権利を擁護する」事と同等の意味を持つ事であり同時になされなければならない。

障がい者アートの世界が広く認知され経済的基盤を持つという理想に近づくにつれ、サポーターの果たすべき役割は増えまた複雑化するであろう。

彼らの権利について考察するべき日はそこまで来ている。

本研究がもたらした成果はたいへん大きい。障がい者アートをめぐる現場にこれらの成果を活用していただく事で文化と福祉の進展に寄与できる事と自負している。

同時に権利関係の研究の中では議論に乗りながら十分に検証できなかった事も少なく無い。しかし一年にも満たない研究の会議室での議論が出せる処方箋は解決の決めるには到底なり得ない。日々の営みのある現場の経験を集積しながら、この度は検証しきれなかった諸々の事柄が一日も

早く再び議論される事を願う物である。

本研究の一端を担えたことを誇りに思い、積み残した課題について引き続き考察しつつ、今後も障がい者アートと向き合い続けたい。

今後への期待や方向性を含めた本プロジェクトの研究所感

保田香織（付随権利等検討委員会 委員／社会福祉法人かしの木 アート活動支援職員）

当施設ではこれまで、創作活動は障がいを持つ方たちの余暇活動という位置づけで取り組んでいた。プロジェクトに、当施設の利用者も作品と共に参加させていただいた。

一人のアーティストは、脳性マヒを抱えている。作業することが一番の楽しみとされておられたが「年々体が動きづらくなり、外に出るのが辛い。口が上手く動かなくなって喋りにくい」などとボヤかれていた。自分の作品が、展示、製品化されたのを見て、目を輝かせながら大変喜ばれていた。これをきっかけに、作業以外の活動にも興味を向けられるようになり、クラブ活動や休憩時間を有意義に活用されるようになった。

一人の利用者は知的障がいを抱え、現在グループホームで生活されている。自分の作品が、広島市内の骨董を扱われているお店に飾られることを知りとても喜んだ。今まで、生まれ育った街だけで充分と言われ、一人で市内に行こうとされたことのない方であったが、自分の作品が展示されているお店を見て、一人でも、市内に行くことができるようになりたいと言われ、現在、公共交通機関を使う練習を始めている。

一人の利用者は自閉症を抱えている。とても真面目で几帳面な性格。いつも穏やかに過ごされている。しかし、時折、過去の嫌な経験をフラッシュバックしてしまいパニックを起こしてしまうことがある。初めてパニックを見た方はその賑やかさに大変驚かれるのだが、彼の絵や絵を描いている姿を見て、その姿が彼の本質ではないことを感じてくださり、暖かく見守ってくださるようになっている。

また、15名の利用者が、ワークショップを体験した。当施設では、これまで福祉・教育を専攻している大学生の受け入れはあったが、美術を専攻している大学生と交流することは初めてであった。ワークショップは約3時間という短い時間であったが、通常では見ることがない利用者の積極的な姿勢、学生に対する受け入れの良さに驚かされた。

様々な障がいを持っている彼、彼女たちにとって、自らが社会へ参加していくことは容易ではない。今回のプロジェクトから創作の過程、制作されたアートが社会へ繋がるためのツールとなることが分かった。

そのことから今後、彼らのアートを社会へ繋げていくサポーターとして、付随権利等検討委員会で検討された著作権等内容は大切な部分となってくる。権利の考え方は様々ではあるが、施設の職員として、アートのサポーターとして、活動の中心となるものは何なのかを常に考え取り組んでいきたい。

芸術の世界は厳しい。けれども、今回プロジェクトを元に更なる展開を進め、障がいを持っていても、創作活動が、余暇の充実、社会参加、経済的自立等に繋がり、豊かな生活を過ごすことができる方たちが増えることを期待する。

親の立場から

春日美喜（付随権利等検討委員会 委員／アーティスト家族代表）

これまで我が子の作品発表や二次製品使用の交渉に関わっている立場としてまず、本人の思いや望みをどれだけ十分に汲み取ってきたかという反省があります。

又、親であるが故に少し下がった立ち位置で交渉をしてきた現実もあります。（特にエイブルアートの認知が現在程なかった時期には）

今回、付随権利等検討委員会に参加させていただいて、これだけの権利が主張出来れば素晴らしいと思いました。

その為にもエイブルアートの作品が本人の意向と常に対峙することを大切にしながら社会の中でもっと自然に認知され溶け込む必要があると思います。そうなると、彼らの作品の権利もおのずと上向き、それと同時に経済的な自立の道にもつながっていけると思います。但し、こうなるには多方面でサポートをして下さる方々の力が絶対に不可欠だと考えます。

資料編

○ 契約書雛型

加藤直規（広島市立大学社会連携センター 教授・知的財産マネージャー）

障がい者の自立支援を促進する目的で、障がい者が制作したアートを二次製品に利用し製造・販売する試みが始まっている。二次製品化の過程では多くの関与者が存在し、また権利の帰属の考え方も様々である。ここでは代表的な事例において利用しうる契約雛形を示す。

〔雛型1〕著作権使用許諾契約書

- 障がい者施設が二次製品事業をプロデュースする（すなわち、製品の事業者が障がい者施設である）
- アーティストと障がい者施設の間に結ばれる契約
- 著作権はアーティストに帰属

〔雛型2〕著作権譲渡契約書

- 障がい者施設が二次製品事業をプロデュースする（すなわち、製品の事業者が障がい者施設である）
- アーティストと障がい者施設の間に結ばれる契約
- 著作権はアーティストから施設に移転する

〔雛型3〕デザイン請負契約書

- 障がい者施設が二次製品事業をプロデュースする（すなわち、製品の事業者が障がい者施設である）
- 障がい者施設がデザインを外注する契約

〔雛型4〕著作権使用許諾契約書

- アーティストが一般の事業者の二次製品事業に応じるとき契約
- アーティストと事業者の間の著作権使用許諾とする
- 著作権はアーティストに帰属

どのケースでどの雛型を使うべきか。以下、参考事例によって説明する。

障がい者施設Aは施設利用者の自立支援のため絵画教室を開いている。作品は単独に絵として売れる可能性は少ないが、このうちB氏の絵は壁紙か紙バッグなどに使うとおもしろいかも知れない。そこで施設はB氏の絵を工業デザインの下絵として事業化しようと計画する。

B氏の絵を使うためには、著作権がB氏にあるから許諾してもらわないといけない。この目的で、施設AがアーティストBと契約するとき使うのが雛型1または雛型2である。雛型1と雛型2の違いは、雛型1では著作権をアーティストに残しておく、雛型2では著作権はアーティストから施設に移転することにある。施設の考え方にしたがって選択すればよい。したがって、雛型1では使用許諾、雛型2では譲渡の契約なのである。

次に、絵をどのように壁紙や紙バッグに転写するかが課題である。施設はこの相談をデザイナーCに持ち込んだ。デザイナーは、背景色は明るい灰色にしましょうとか、斜めにしたほうがおもしろいとかいろいろアイデアが豊富なので、そこに依頼することにした。このとき施設とデザイナーの間で使うのが雛型3である。

幸いにも注目を浴びて事業が大きくなった場合は、障がい者施設が事業を継続するのではなく一般の事業者委ねる方が望ましいと判断される場合が出てくる。このような場合にはアーティスト側は、事業の内容には立ち入らず著作権の利用許諾としてアーティストの権利保護に注力するという視点でつくったのが雛型4である。

〔雛型1〕 著作権使用許諾契約書の説明

この契約書は、以下の場合に利用するものです。

- 障がい者施設が二次製品事業をプロデュースする
(すなわち、製品の事業者が障がい者施設である)
- アーティストと障がい者施設の間に結ばれる契約
- 著作権はアーティストに帰属

この契約書には、おもに次のことが書かれていますが、雛型なので話し合った結果、追加しても削除してもかまわないものです。

施設はアーティストの作品(その部分である場合も含む)を二次製品(ポスターや衣類など、作品を表面に転写することで価値が生まれる製品をいいます)に転写することができます。また、あわせてその宣伝のために展示やウェブサイト掲載もします。その都度、施設からアーティストに

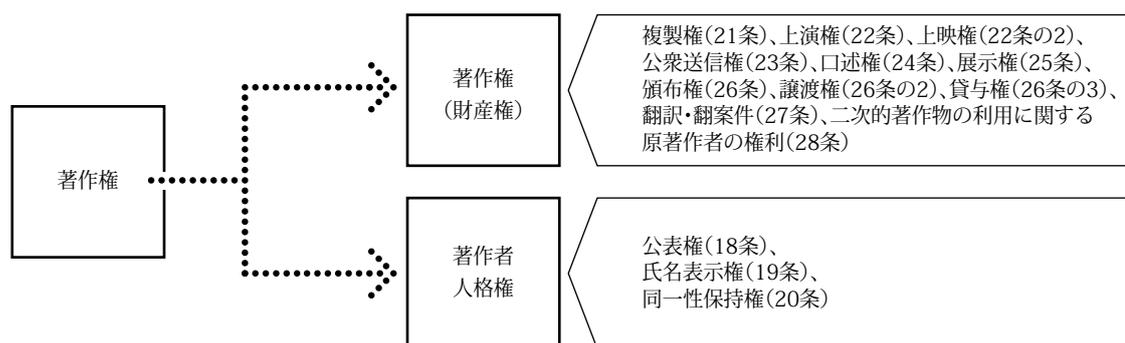
お願いするので、承諾して下さい。施設は、アーティストに代わって、他人に承諾を与える場合がありますが、そのような場合もその都度相談します。

著作権はおおきく「財産権としての著作権」と「著作者人格権」に分類されます。財産権(権利者だけが複製とか展示とかをできる権利)は人から人に移転することができますが、この契約では、利用の承諾に過ぎないので財産権は移転せずアーティストに留まると規定しています。

アーティストは他の者に利用を承諾してもかまわないのですが、その場合は事前に施設に報告してください。

著作者人格権は、意に反した変更をさせない権利です。すなわち、アーティストは変更を許すか許さないかを自分の意思で決めることができます。この権利は契約をもってしても他人に移転できません。

施設は著作権使用の対価をアーティストに支払いますが、その額は施設が別途定める第三者向け許諾料の50%を上限として、話し合いで決定します。一括支払の場合や製品1個あたりで決める場合があります。「二次製品事業に付



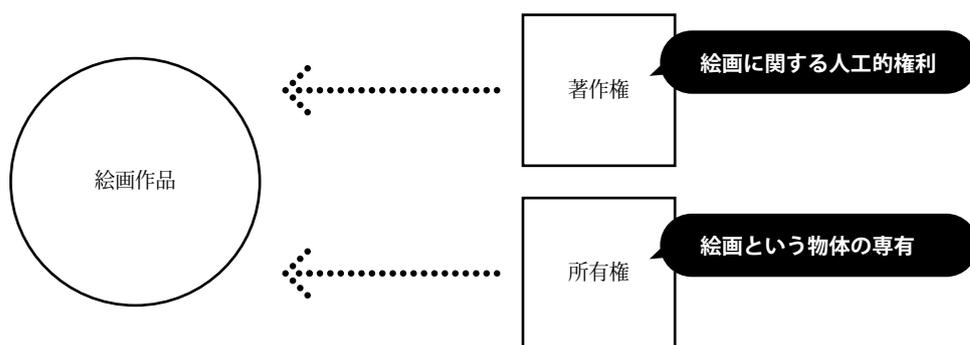
随する権利に関するガイドライン」2-4.(3) アートの価格の問題 (P.46) 参照。第2条第(2)号の事業とは二次製品の宣伝・販売のために行うものなので、施設が行う場合は無償とします。第三者が行う場合は、第(1)号および第(2)号の対価を合わせて許諾料といいます。

他人の作品をまねしてつくった作品は、二次製品化すると他人の権利を侵害することになりかねませんから、施設にお知らせください。この場合は著作権者から承諾を得ないと使えません。

作品を他人に譲り渡したり、その他、作品の管理に影響を与える行為を作品になす場合は、事前に施設に連絡してください。ここで、作品の所有権と著作権の関係は、まず作品は「有体物」であり手にとることができる物です。その物を占有する権利が所有権です。著作権は「無体物」であり、その作品にかかわる人工的に作られた抽象的な概念です。著作権は、作品にかかわる期間限定の権利を規定するために人類が創造した社会的仕組みです。作品が火災で焼失しても著作権は存在し続けます。逆に、作品は存在し

ていても、著作権は定められた期限を過ぎると消滅します。作品が存続する限り、著作権が消滅しても、その所有権は存続します。

この契約は、施設かアーティストのいずれかが終了の意思表示をしない限り自動的に1年ずつ延長になります。



著作権使用許諾契約書

雛形 1

アーティスト（以下「甲」という。）と施設（以下「乙」という。）とは、著作物の使用に関し、次のとおり契約を締結します。

（目的）

第1条 本契約は障がいのある人たちの自立と社会活動への参加を促進するために、乙が甲のアートを使用して二次製品の事業を実施できるよう甲と乙との間で必要な協力関係を築き、ひいては障がい者の利益増進を図ることを目的とします。

（許諾の内容）

第2条 甲は乙に対して、次のとおり著作物の使用を許諾します。

（1）著作物の複製：乙が実施する事業において製造・販売する二次製品へ複製すること。複製は全体の場合と部分の場合があります。著作物のポスター、絵葉書、雑誌等への掲載、衣類、食器、文房具等への転写、記憶装置やフィルム等への記録を含みます。

（2）二次製品の宣伝、販売促進のための著作物の展示、公衆送信および上映等：乙が著作物を展示したり、ウェブサイトに掲載したり、スクリーンやディスプレイに映写するなどして公に提示すること。

（3）著作権の再許諾：乙が著作物、相手先、二次製品を明示して上記の（1）、（2）の方法による著作物の使用を第三者に許諾し、また著作物を貸し出すこと。

2. 使用を許諾した著作物の著作権は甲に留保されます。

3. 使用する著作物は、乙の必要の都度甲と協議し、甲の承諾を得るものとします。

4. 甲は、乙以外の者にも著作物の使用を許諾することや、甲自身が著作物を使用することができます。ただし、その場合は事前に乙に報告するものとします。

5. 乙は、著作物の使用にあたって以下のとおり表示するとともに、再許諾の相手方にも表示を求めるものとします。ただし、やむを得ない事情により表示できない場合には、この限りではありません。

© 制作年 アーティスト氏名

（著作者人格権）

第3条 乙が、著作物の内容・表現またはその題号に変更を加えたり、または著作物の一部分を使用する場合は、事前に甲と協議することとします。

（対価）

第4条 乙は、甲に対し著作権使用の対価を支払います。

2. 対価は、乙が第三者に再許諾する場合の第2条第（1）号および第（2）号の許諾料の50%を上限として甲乙協議のうえ決定します。

3. 乙のための第2条第（2）号の事業においては、対価は無償であることを相互に確認します。

（保証）

第5条 甲は、乙に対し、著作物が第三者の著作権その他の権利を侵害しないものであることを保証します。

(作品の譲渡)

第 6 条 甲が、原作品の所有者であっても、原作品を第三者に譲渡、その他の処分をしようとする場合には、事前に乙に連絡するものとします。

(有効期間)

第 7 条 本契約の有効期間は、本契約の締結日から●●年 3 月 31 日とします。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに、甲乙いずれから相手方に対して本契約を終了する旨の書面による通知がなされない場合は、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とします。

(協議)

第 8 条 本契約に定めのない使用態様については、甲乙が協議のうえ、使用の可否、対価等について決定するものとします。

(保証人の役割)

第 9 条 甲の保証人は、甲の権利を擁護する立場から、本契約の履行に責任を持つものとします。

本契約締結の証として本書を 2 通作成し、両者記名捺印のうえ、各自 1 通を保有する。

●●年●●月●●日

(甲) 住所

氏名 印

(乙) 所在地

名称

代表者 印

(甲の保証人)

住所

氏名 印

続柄

(注：甲の保証人の位置は甲の直後でもよい)

〔雛型2〕 著作権譲渡契約書の説明

この契約書は、以下の場合に利用するものです。

- 障がい者施設が二次製品事業をプロデュースする
(すなわち、製品の事業者が障がい者施設である)
- アーティストと障がい者施設の間に結ばれる契約
- 著作権はアーティストから施設に移転する

この契約書には、おもに次のことが書かれていますが、雛型なので話し合った結果、追加しても削除してもかまわないものです。

施設はアーティストの作品（その部分の場合を含む）を二次製品化（ポスターや衣類など、作品を表面に転写することで価値が生まれる製品をいいます）する事業を行うことでアーティストの社会参加と自立を援助します。この事業を最も効率的に進めるためには、アーティストからいちいち承諾を得ることに時間を費やすよりも、製品を考案したり販売することに時間を費やす方が、結局はアーティストの自立が早まるだろうとの考え方をとります。著作権はおおきく「財産権としての著作権」と「著作者人格権」に分類されます。財産権（権利者だけが複製とか展示とかをできる権利）は人から人に移転することができます。この契約では、財産権をアーティストから施設に移転させます。また、著作者人格権（意に反した変更をさせない権利など）は著作権法上移転ができませんから、アーティストには著作者人格権を主張しない旨、表明していただくこととなります。また、あわせて製品の宣伝のために展示やウェブサイト掲載もします。施設は、他の使用希望者に承諾を与える場合もあります。

施設は著作権譲渡の対価をアーティストに支払いますが、その額は施設が別途定める第三者向け譲渡対価の50%を上限として、話し合いで決定します。一括支払の場合や製品1個あたりで決める場合があります。二次製品事業に付随する権利に関するガイドライン」2-4.(3)アートの価格の問題(P.46)参照。第2条第(2)号の事業とは二次製品の宣伝・販売のために行うものなので、施設が行う場合は無償とします。第三者が行う場合は、第(1)号および第(2)号の対価を合わせて許諾料といたします。

他人の作品をまねしてつくった作品は、二次製品化すると他人の権利を侵害することになりかねませんから、施設にお知らせください。この場合は著作権者から承諾を得ないと使えません。

作品を他人に譲り渡したり、その他、作品の管理に影響を与える行為を作品になす場合は、事前に施設に連絡してください。この契約では、著作権（財産権）は施設に譲渡してもらいましたが、現物としての作品の所有権はアーティストにあります。ここで、作品の所有権と著作権の関係は、まず作品は「有体物」であり手にとることができる物です。その物を占有する権利が所有権です。著作権は「無体物」であり、その作品にかかわる人工的に作られた抽象的な概念です。著作権は、作品にかかわる期間限定の権利を規定するために人類が創造した社会的仕組みです。作品が火災で焼失しても著作権は存在し続けます。逆に、作品は存在していても、著作権は定められた期限を過ぎると消滅します。作品が存続する限り、著作権が消滅しても、その所有権は存続します。

この契約は、施設かアーティストのいずれかが終了の意思表示をしない限り自動的に1年ずつ延長になります。

著作権譲渡契約書

雛形 2

アーティスト（以下「甲」という。）と施設（以下「乙」という。）とは、著作権の譲渡に関し、次のとおり契約を締結します。

（目的）

第1条 本契約は障がいのある人たちの自立と社会活動への参加を促進するために、アートを使用した二次製品の事業を構築し、障がい者の利益増進をはかることを目的とします。

（事業）

第2条 乙は、甲の作品を利用して、以下の二次製品事業を実施します。

（1） 作品またはその部分を複製した二次製品の製造および販売：著作物の、ポスター、絵葉書、雑誌等への掲載、衣類、食器、文房具等への転写、記憶装置やフィルム等への記録を含みます。

（2） 二次製品の宣伝、販売促進のための著作物の展示、公衆送信および上映等：乙が著作物を展示したり、ウェブサイトに掲載したり、スクリーンやディスプレイに映写するなどして公に提示すること。

（3） 著作権の再許諾：乙が著作物、相手先、二次製品を明示して上記の（1）、（2）の方法による著作物の使用を第三者に許諾し、また著作物を貸し出すこと。

（譲渡）

第3条 甲は、前条の目的に使用することを甲乙が合意した作品に関するすべての著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）を乙に譲渡します。

（著作者人格権の不行使）

第4条 甲は、乙ならびに乙より正当に権利を取得した第三者および当該第三者から権利を承継した者に対し、著作者人格権を行使しません。

（対価）

第5条 乙は、甲に対し著作権譲渡の対価を支払います。

2. 対価は、乙が第三者に再許諾する場合の第2条第（1）号および第（2）号の許諾料の50%を上限として甲乙協議のうえ決定します。

3. 乙のための第2条第（2）号の事業においては、対価は無償であることを相互に確認します。

（保証）

第6条 甲は、乙に対し、著作物が第三者の著作権その他の権利を侵害しないものであることを保証します。

（作品の譲渡）

第7条 甲が、原作品の所有者であっても、原作品を第三者に譲渡その他の処分をしようとする場合には、事前に乙に連絡するものとします。

(有効期間)

第 8 条 本契約の有効期間は、本契約の締結日から●●年 3 月 31 日とします。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに、甲乙いずれから相手方に対して本契約を終了する旨の書面による通知がなされない場合は、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とします。

(協議)

第 9 条 本契約に定めのない使用態様については、甲乙が協議のうえ、使用の可否、対価等について決定するものとします。

(保証人の役割)

第 10 条 甲の保証人は、甲の権利を擁護する立場から、本契約の履行に責任を持つものとします。

本契約締結の証として本書を 2 通作成し、両者記名捺印のうえ、各自 1 通を保有する。

●●年●●月●●日

(甲) 住所

氏名 印

(乙) 所在地

名称

代表者 印

(甲の保証人)

住所

氏名 印

続柄

(注：甲の保証人の位置は甲の直後でもよい)

〔雛型3〕 デザイン請負契約書の説明

- 障がい者施設が二次製品事業をプロデュースする
(すなわち、製品の事業者が障がい者施設である)
- 障がい者施設がデザインを外注する契約

デザインの発注なので、1つの案件につき1回だけの発注であることが多い。契約日が発注日となります。

仕様書は、この契約に添付しますが、仕様書には、試作品の説明、特に注意すべき規格、試作品の数量、納入期限、納入場所を記します。

納入物件は試作品、デザイン図、製造工程表、材料一覧などのうち案件によって必要なものが選択されます。

デザイン試作品の検査では、特に注意すべき規格、試作品の数量がポイントとなります。製造請負や売買契約の場

合に、しばらく使ってみないと判明しない瑕疵の無償補修を規定することが普通であるが、デザインの場合は、たとえば衣類の絵柄の試作品で洗濯によって色あせが起こるなどの問題が起きたときに別の材料を無償で検討させる場合が一例です。

デザイン事務所が付加する価値は、アーティストの著作物を翻案した二次的著作物または原著作物を各種媒体上に配置しなおすこと、にあると考えます。付加価値部分は必ずしもすべてのケースで著作権の保護を受けられるとは限りません。著作権で保護される場合に備え、プロデュースする者が自由に使用できるよう著作権（財産権）をデザイン事務所から施設に移転し、また著作者人格権と意匠権等の不行使の取り決めをします。

デザイン請負契約書

雛形 3

施設（以下「甲」という。）とデザイン事務所（以下「乙」という。）とは、●●のデザインに関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲は、添付するデザイン仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、●●のデザインを乙に発注（以下「本業務」という。）し、乙はこれを請け負う。

（再請負の禁止）

第2条 乙は、甲の承認なくして本業務の全部又は一部を第三者に請け負わせてはならない。

2. 前項において乙が本業務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合でも、乙は本契約上の責任を免れることはできない。

（納入物件及び納入期限）

第3条 乙は、仕様書に定めるデザイン試作品（以下「納入物件」という。）を、指定した数量だけ指定した納入期限までに、甲の指定する納入場所に納入する。

（費用負担）

第4条 本契約の遂行のため乙に発生する材料費その他の一切の費用は乙の負担とする。

（検査）

第5条 甲は、納入物件の納入を受けたときは仕様書に指定する規格を充たしているかどうかの検査を行い、納入した日から起算して10日以内に乙にその結果を通知する。

2. 前項の通知のない場合は、当該納入物件の検査は合格したものとする。

（瑕疵の補修）

第6条 甲は、納入物件の検査合格後であっても、納入した日から6ヶ月以内に納入物件に重大な瑕疵又は不具合が判明した場合は、乙に対し相当の期限を定めて無償で補修させることができる。

（代金）

第7条 本契約の請負代金は金●●円とし、甲は消費税相当額とともに乙に支払うものとする。

（代金の支払）

第8条 甲は、第5条により検査合格とした場合は、前条の請負代金を、納入物件の納入期限を含む月の翌月末までに銀行振込にて乙に支払うものとする。

（権利義務の譲渡）

第9条 乙は、甲の承諾なくして本契約上の権利又は義務を第三者に譲渡し又は担保に供してはならない。

(著作権等)

第 10 条 乙は、納入物件に関する著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む）を第 5 条に定める検査合格のときをもって甲に譲渡する。

2. 乙は納入物件に関する著作者人格権の主張を行わないものとする。

(意匠権等)

第 11 条 乙は、納入物件または納入物件に類似する物品について意匠権、商標権、特許権、実用新案権等の出願をした場合は甲に連絡するとともに、甲または甲より正当に取得した者に対して権利行使をしないものとする。

(保証)

第 12 条 乙は、納入物件が第三者の著作権等を侵害しないものであることを保証する。

(契約の解除等)

第 13 条 甲又は乙は、相手方当事者に次の各号に記載した事実のいずれかが生じた場合、何らの催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 契約上の義務に不履行があったとき
- (2) 手形又は小切手の不渡り
- (3) 破産、民事再生、会社更生、会社整理の申し立てのあったとき
- (4) 財政状態が悪化し、又はそのおそれが顕著なとき
- (5) 契約の履行が困難であると認められるとき
- (6) 監督官庁、司法から営業停止の処分又は判決をうけたとき

2. 甲又は乙は契約の解除をした場合でも、相手方当事者に対する損害賠償請求をすることができる。

(契約の解除の効果)

第 14 条 前条によって一方の当事者が契約を解除した場合、相手方当事者は一切の債務について期限の利益を失い、契約を解除した当事者に直ちに弁済しなければならない。

(有効期間)

第 15 条 本契約の有効期間は、本契約の締結日から 1 年間とする。

2. 前項に拘らず、第 6 条、第 10 条第 2 項、第 11 条、第 12 条、第 17 条の規定は、本契約が終了又は解除となってもなお有効に存続する。

(協議)

第 16 条 本契約に定めのない事項については、甲乙が協議のうえ決定する。

(紛争解決)

第 17 条 本契約に関する紛争の解決は、訴えられる当事者の地域管轄を有する裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書を 2 通作成し、両者記名捺印のうえ、各自 1 通を保有する。

●●年●●月●●日

(甲) 所在地

名称

代表者

印

(乙) 所在地

名称

代表者

印

[雛形4] 著作権使用許諾契約書の説明

この契約書は以下の場合に利用するものです。

- アーティストが一般の事業者の二次製品事業に応じるとき
- アーティストと事業者の間の著作権使用許諾とする
- 著作権はアーティストに帰属する

この契約書には、おもに次のことが書かれていますが、雛型なので話し合った結果、追加しても削除してもかまわないものです。

対象とする作品は明確にしておきます。間違いを避けるために作品の画像を付録1に添付します。区分とは、油彩画、版画といったアートの種類です。

事業者を実施を許可する製品も付録2で特定します。事業者は付録2で合意した製品のみを製造することができます。ここで、アーティストは自分の意思に沿わない製品の申し出を拒否することができます。

著作権はアーティストに帰属することを確認の意味で記述しました。この契約では、乙の事業者以外に許可することも、自分が実施することもできます。

乙の事業者の業務には関与しないとしても、著作者人格権を行使して我慢できない変更は認めないことを明確にしました。

対価は一時金として設定しましたが、「一時金+数量比例（製品1個あたりいくら）」とか「数量比例」のみで契約することもあります。沢山売れる見込みがあれば、数量比例としたほうがアーティストには有利です。支払いは現金であることを明記しました。

真に自分の創作である作品、すなわち他人の作品をまねて制作したものでない作品を使ってください。著作権に関する責任は自分でとらねばなりません。著作権以外の事項は事業の問題なので、事業者が責任を引き受けることになります。

損害賠償は民法の決まりなので、書いても書かなくても賠償しないといけないことは変わりはありませんが、上限を対価の額に制限したり、賠償の対象を限定することはできるので、アーティストの保護のため条項に入れました。

作品を他人に販売する（作品の所有権の移転）ことは著作権には関係ないので問題ありませんが、著作権を事業者以外の人に譲渡すると、事業者が事業を続けられなくなって困ることになるので、もし著作権を譲渡したいなら、初めに事業者に持ちかけることとします。

意匠権は費用がかかるので事業者にまかせることとします。

契約期間は3年とし、申し出なければ自動的に1年間の延長が毎年続きます。

事業者から異なる製品の許諾依頼があったときは、さらに対価を定めて書面の覚書を締結し、本契約に追加します。

著作権使用許諾契約書

雛形 4

●●●●（以下「甲」という。）と●●株式会社（以下「乙」という。）とは、著作物の使用に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（著作物の表示）

第1条 本契約が対象とする著作物は次に示す作品（以下「作品」という。）である。

名称：●●●●

区分：●●●●

制作時期：平成●年●月

作者：甲

作品の所有者：甲（異なる場合は変更）

著作権者：甲

（許諾の内容）

第2条 甲は乙に対して、作品の著作権の使用を次に示す条件で許諾する。

（1）乙が製造又は販売する付録2に示す製品（以下「製品」という。）において作品を複製すること。

（2）乙は製品の宣伝、販売促進のため作品を印刷物に掲載し、展示し、公衆送信および上映等の方法により公に提示することができる。

2. 使用を許諾した作品の著作権は甲に留保される。

3. 甲は、乙以外の者にも著作権の許諾をすることや、甲自身が作品を使用することができる。

4. 乙は、著作物の使用にあたって以下のとおり表示するものとする。ただし、やむを得ない事情により表示できない場合には、この限りではない。

© 制作年 アーティスト氏名

（著作者人格権）

第3条 乙が、作品の内容、表現またはその題号に変更を加えたり、または作品の一部を使用する場合は、事前に甲と協議することとする。ただし、乙の製品の性質上やむをえないと認められ、かつ軽微な変化はこの限りではない。

（対価）

第4条 乙は、甲に対し著作権使用の対価として一時金により金●●円を支払う。

2. 対価の支払いは本契約の締結の日の翌月末までに、甲の指定する銀行口座に現金にて振り込むものとする。振込手数料は乙の負担とする。

（保証）

第5条 甲は、乙に対し、作品は真に甲の創作であり、第三者の著作物に依拠して制作したものでないことを保証する。

2. 万が一、第三者から作品に対し前項に反するとして著作権侵害の訴えがあった場合は甲の責任と負担において、それ以外の訴えである場合は乙の責任と負担においてこれを処理するものとする。

(著作権の譲渡)

第6条 甲が第1条に示す作品に関する著作権を甲の家族、保証人、後见人又は甲が所属する施設等以外の者に譲渡しようとするときは、乙に優先的な交渉権を与えるものとする。

(意匠権等)

第7条 乙は作品を使用した物品に関する意匠登録の出願をすることができる。

(損害賠償)

第8条 甲又は乙は、本契約の義務について違反又は重大な過失により相手方に損害を生じさせたときは、その損害を賠償する責任を負う。

2. 前項の賠償の対象は相手方に直接発生した費用に限るものとし、かつ損害賠償金額は第4条に定める対価の額を上限とする。

(解除)

第9条 甲又は乙は、相手方に次の各号に定める事由のいずれかが発生した場合は、相手方に催告を行い、かつ催告の日から2ヶ月が過ぎてもなお当該事由に解消の見込みがない場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 契約上の義務に不履行があったとき
- (2) 手形又は小切手の不渡り
- (3) 破産、民事再生、会社更生、会社整理の申し立てのあったとき
- (4) 財政状態が悪化し、又はそのおそれが顕著なとき
- (5) 契約の履行が困難であると認められるとき
- (6) 監督官庁、司法から営業停止の処分又は判決を受けたとき

2. 甲又は乙は契約の解除をした場合でも、相手方当事者に対する損害賠償請求をすることができる。

(契約終了後の措置)

第10条 本契約が解除された場合においては、乙は作品を使用した製品をすべて破棄するものとする。ただし、有効期間が満了して契約が終了する場合は、乙は契約終了の日に所有する製品の在庫に限り引き続き販売できるものとする。

2. 本契約の終了後といえども第5条、第8条、第9条第2項、及び第15条はなお有効とする。

(有効期間)

第11条 本契約の有効期間は、本契約の締結日から3年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、甲乙いずれかから相手方に対して本契約を終了する旨の書面による通知がなされない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(異なる使用態様)

第 12 条 付録 2 に定めのない使用態様については、甲乙が協議のうえ、使用の可否、対価等について決定し、本契約に付属する覚書を締結するものとする。

(保証人の役割)

第 13 条 甲の保証人は、甲の権利を擁護する立場から、本契約の履行に責任を持つものとする。

(協議)

第 14 条 本契約に定めのない事項及び本契約について甲乙に解釈の相違が生じた場合、双方友好的に協議の上解決する。

(専属的合意管轄裁判所)

第 15 条 本契約に関する争点について訴訟の必要が生じた場合には、甲の住所を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書を 2 通作成し、両者記名捺印のうえ、各自 1 通を保有する。

●●年●●月●●日

(甲) 住所

氏名 印

(乙) 所在地

名称

代表者 印

(甲の保証人)

住所

氏名 印

続柄

(注：甲の保証人の位置は甲の直後でもよい)

付録 1
作品の画像等

付録 2
乙が作品を利用する製品の名称、説明及び画像又は図面

○「障がいのある人のアート活動支援状況についてのアンケート調査」から

金谷信子（広島市立大学国際学部 准教授）、木元絵美（NPO 法人ひゅーるぼん）

「障がいのある人のアート活動の支援状況についてのアンケート調査」から

「障害者アートを活用した障害者の自立・社会参加に関する研究プロジェクト」では広島県下を中心とする中国地方において障害のある人のアート（以下「障害者アート」とする）活動の支援に取り組む団体を対象に、①障害者アートの支援活動の実態、②制作されたアートの外部への提供の実態、③アートを外部に提供する際の問題点、④障害者アートを自立に結びつけていく際の課題を探るために、2009年12月にアンケート調査を行った。調査を依頼した対象団体は、本プロジェクトの主催団体であるひゅーるぼんが2001年から中国5県に呼びかけて実施してきた障害者アート展「アート・ルネッサンス」へ作品応募をした実績がある76団体である。調査票の回収数（率）は22団体（29%）。回収数は限定的であるが当地域で長年障害者アートの活用に力を注いできた団体がほぼカバーされており、障害者アート活用の積極派の動向を理解する一助とすることができる。

回答が寄せられた団体の事業（施設）種別の割合は、授産施設26%、更生施設11%、デイサービス11%、就労移行・継続支援事業所11%、病院7%、作業所4%、グループホーム4%、地域活動支援センター4%、学校4%などである。障害者の就労支援を主目的とする福祉事業（施設）が約半数であり、生活援助・医療・教育などを主な目的とする事業（施設）が残りをおさめている。

以下では、本アンケート調査結果に基づき、障害者アート活動の支援状況の実態を概観していくことにしたい。

（アンケートの実施および集計作業は事務局であるひゅーるぼんが実施）

アート活動の分野・活動の位置づけ・支援形態

～絵画主体、自由な表現活動を重視

[問3(1)、(2)、(3)]

活動分野の第1位は「絵画」(90%)、第2位は「書」(67%)、第3位は「陶芸」(48%)、第4位は「工芸」(38%)である。「絵画」を中心に複数の分野に取り組んでいる団体が多い。

こうした活動の位置づけは、「正規の活動」が76%、「余暇のクラブ活動」が24%で、多くは団体本来の活動と位置づけられているが、4分の1は余暇として実施されている。

活動の支援形態は、「障がいのある人がアートに取り組みやすい環境を整えたり、必要に応じて本人の表現を阻害しない範囲での支援を行う」が81%と主流であり、「画材や作品制作の方法を教えたりそのための技術訓練」は10%でかなり少ない。障害者アート活動支援では、指導・技術訓練の側面より、作者の自由な表現活動を側面的に支援することが非常に重視されていることがわかる。

アート活動の支援・指導者 ～団体職員が中心

[問3(5)]

アート活動の支援・指導に携わる人は「団体職員」が76%、「外部の専門家・講師」が52%である。団体の職員自らが指導者であることが多い。外部の専門家関わっているのは約半数である。

アート活動に必要な材料や場の提供

～場所は施設、材料は施設と本人

[問3(6)]

「団体が材料も場所も提供」が76%、「団体が場所は提供すが材料は原則本人が負担」が29%である。約3割は材料費は本人が負担となっている。

アート作品の外部提供(譲渡・貸出・二次利用のための提供) ～有償提供実績は6割

[問4]

制作された作品を外部に有償で譲渡、貸し出したりは二次利用のために提供(アートの製品化や冊子等へのデザイン使用、第三者への複製の許諾など)した実績のある団体は57%に上る。有償での提供形態別に実績をみると「有償で譲渡(販売)」は52%、「有償で貸し出し」は10%、「有償で二次利用のために提供」は14%である。つまりアート制作を商業的活動につなげた実績を持つ団体は半数を超えるが、そのほとんどは作品の販売であることがわかる。二次利用のために有償で提供した実績のある団体は現段階ではごく一部に留まっている。

作品や製品の販売、デザイン使用などの許諾

～本人と団体関係者・家族が共に

[問5(1)]

作品や製品の販売、デザイン使用などの許諾を行っているのは「作者本人」(79%)が最も多く、次いで「作者が所属する団体関係者」(57%)、「作者の家族」(50%)である。なお作者のみで許諾を行っているケースは1団体(7%)のみで、ほとんどの団体では作者と団体関係者あるいは作者と家族というように複数で許諾を行っており、作者本人の意思を確認しつつ、団体関係者もしくは家族が支援するというのが主流のようである。

作品の販売、貸出、二次利用(デザイン使用、加工許可)に関する取り決め

～取り決めなしが6割、困りごと4割

[問5(2)、(3)]

こうした作品の販売、貸し出し、二次利用(デザイン使用、加工許可)に関して作者との間で取り決めや契約などを行っているかについては「行っていない」(57%)が「行っている」(43%)を上回っている。またこうした外部への作品提供に際して何か困ったことや悩んだことがあるかについては「特になかった」が57%だが「あった」も43%

となっている。各団体では作品の外部への提供を進めてはきたものの、そのための条件等の確認や整理が追いついておらず、結果として何らかの困りごとや悩みごとを抱えている団体が少なくないという実態がわかる。

価格設定をする人、決め方、収入の配分

～団体関係者が大半で決定、ルールはケース・バイ・ケース

[問6(2)、(3)]

作品や製品の販売価格やデザイン使用料の価格設定を行っているのは「作者が所属する団体関係者」(100%)である。「作者本人」(8%)の関与はごく一部に留まっている。作品を外部に提供する際の条件設定・交渉そして配分というマネジメントに関わる部分は団体関係者が全面的に担っていることがわかる。

施設における価格設定の方法は自由記述としたので回答は「材料費程度」というものから「一般アーティストの価格を参考」というものまで様々である。「施設内で作者ごとに決まっている」「材料費、著作権料、10号で1,000単位」のように施設内に明確化したルールを定めていると考えられる団体は少数派であり、外部の専門家の助言や相手先との交渉、あるいは施設内の他の仕事とのバランスなどを考慮してケース・バイ・ケースで決めるという形態が一般的であることがうかがわれる。

作品を外部に有償で提供して得た収入の配分も自由記述としたので回答は「ほとんどが施設の収入」というものから「本人と施設で配分」あるいは「全額本人へ」というものまで様々である。本回答により明確な分類をすることは困難だが、何らかの考え方に沿って、施設(あるいは他のメンバー)と作者に分配するというのが一般的であることがうかがわれる。

有償での作品提供の実績

～取引の規模はまだスタート・ライン？

[問6(1)、(4)]

これまでに有償で外部に提供した作品数を見ると、「有償で譲渡（販売）」の実績がある 11 団体のうち、10 点未満が 4 団体 (36%)、10 点以上 50 点未満が 3 団体 (27%) であり、半数以上の団体の販売実績は 50 点未満であるが、団体によっては 1,000 点以上となっている。多数の販売実績のある団体の作品は陶芸作品あるいは工芸作品であることが予測される。「有償での貸し出し」の実績がある 2 団体のうち、1 団体は 10 点、1 団体は 25 点である。「有償での二次利用」の実績がある 3 団体のうち 1 団体は 3 点、1 団体は 10 点である。

これらの有償での作品譲渡（販売）の実績がある 11 団体の 1 点当たりの取引金額をみると、最高価格は 5,000 円未満が 4 団体 (36%)、5,000 円以上 1 万円未満が 2 団体 (18%)、1 万円が 2 団体 (18%)、2 万円が 1 団体 (9%)、10 万円が 1 団体 (9%)、35 万円が 1 団体 (9%) である。10 万円以上の高額な取引を実現させている団体もあるが、半数以上の団体では最高の取引金額が 1 万円未満である。なお 1 点当たりの取引金額の最低価格をみると 1,000 円未満と回答している団体が半数を超える。

外部への有償での作品提供を商業的活動としてみると、その規模あるいは取引の実績は、1 団体あたり数万円から数 10 万円程度であることがおおよそ予測される。

アート活動の今後 ～今後は増えるが8割

[問8(1)、(2)、問9(1)]

こうした障害者アートに対する今後のニーズの動向については「今後は増えていく」(82%) が圧倒的に多い。また団体としてアート活動にどう取り組むかについては「さらに積極的に取り組みたい」(73%) が最も多く、次いで「現状どおり取り組みたい」(32%) となっている。現在、障害者アート活動の支援に熱心に取り組んでいる団体からの回答であるため、こうしたニーズを積極的に評価しているのはある意味で当然と考えられるが、日々、障害者の芸術活動に接し外部とのつながりを拓きつつある現場では、こ

うした活動をさらに広げていきたいという熱意が非常に強いことが改めてわかる。

具体的に展開していきたいアート活動の方向としては「作品展などを通して作品をもっと社会に広めていきたい」(86%) が最も多く、次いで「アート活動の場・時間を保障していきたい」(45%)、「作品を活用した製品の開発等を積極的にやりたい」(45%) となっている。障害者アートの芸術的また社会的な価値の認知は徐々に広がってきたと言われているが、現場でこうした活動の意義に対する社会的な理解はまだ不十分と考えられていることがわかる。一方で、本プロジェクトが目的としてきた作品を活用した製品開発に対する関心も半数近くに上り、かなり高いことが注目される。

アート活動支援の鍵は人材確保

[問9(2)]

アート活動を今後さらに展開していくために必要な支援策としてあると良いと思うのは第 1 位が「アートに関する知識・技術を持った指導者・技術者の協力」(73%)、第 2 位が「作品を広める場の支援」(64%)、第 3 位が「製品化におけるデザイナーなどの専門家の協力」(55%)、第 4 位が「アートに関する知識・技術を持った職員の育成」(45%)、第 5 位が「社会の障がい者アートや障がい者の就労に対する理解」(41%) である。知識・技術を持つ指導者・技術者やデザイナーなどの外部の専門家の支援を希望する回答が多いことが注目される。また団体の職員の知識・技術を育成していくことへの支援の要望もある。

他方で作品を広める場の支援や障害者アートや障害者の就労に対する社会的な理解を挙げる団体も各々半数近くあり、障害者の社会参加に対する一般の理解はまだ不十分であるという実態がうかがわれる。

まとめにかえて

本アンケート調査は非常に時間的な制約が大きいなかで実施されたものであり、障害者アート活動支援に熱心に取り組む限られた数の団体の状況を捉えたものだが、障害者

アート活動支援に取り組む団体の期待と展望、そしてこうした活動を取り巻く課題と環境の厳しさを多面的に把握することができたのではないかと考えている。

本調査で明らかになったことを列挙すると、一つ目は障害者アート活動の支援は、福祉施設などの団体の職員の方々の熱意と試行錯誤により支えられているということである。具体的には、活動場所や材料の提供、制作の支援・指導という芸術活動の面でも、作品を外部提供する際の許諾や価格設定などのマネジメントの面でも、団体の職員が中心的な役割を果たしていることがわかった。こうした結果からは、障害のある人たちに自由な表現活動の場を提供することでいきいきとした生を全うしてほしい、可能であればアート活動を社会参加や経済的な自立につなげてほしい、という思いで障害者アート活動の支援が手探りで献身的に続けられていることが伝わってくる。

二つ目は、福祉施設などの団体の職員の皆さんは必ずしも芸術活動の専門家や商業的活動のベテランではないため、障害者アート活動の制作や生まれた作品を広く外部に提供していく上で、さまざまな困難や悩みを抱えているということである。団体の職員が中心となって作品の外部提供のための条件や価格の決定を行っているが困りごとや悩みを持つ団体も半数近くあり、また自由記述には「(障害者の芸術活動の)指導は難しい」「変則勤務で継続指導が難しい」「どういう形で商品化すればよいのか」などの意見も多数寄せられている。

三つ目は、商業的活動として障害者アートを見るとその規模は現時点ではささやかなものであり、事業としてはスタート・ラインに立ったところという現状である。作品の製品開発等への関心は高いが、活動の現場では作者本人の自由な表現活動を伸ばすことを第一の目的としており、技術的な指導や訓練はほとんど行われていない。その是非をここで問うことは出来ないが少なくとも安定的な商業的活動を目指す体制が整備されているとは言い難い。本プロジェクトが目的とした製品化などの作品の二次利用の実績がある団体も留まっている。

四つ目は、一昔前に比べると、今日では障害のある人たちの社会参加は広がりをみせ、障害のある人たちが活躍する場を職場でもスポーツや文化の様々な分野でも目にする

ことが増えてきた。しかし自立を目指して日夜努力している障害者の立場は、こうした状況はまだ不十分と認識されていることである。

五つ目は、こうした課題を解決していくためには、外部の芸術の専門家・指導者やデザイナーなどの協力が強く求められているということである。本調査の回答の選択肢には無かったが、今後はマネジメント面の専門家の協力も必要になることが予測される。

さらに本アンケートの回答団体は障害者アート活動支援に熱心に取り組む団体が大半を占めていたが、1団体は「現在は行っていない」と回答していること、回答がなかった団体の中には昨今障害者福祉が施設・事業運営の効率化を求める方向に大きく政策転換する中で障害者アート活動を中止した団体が少なからず存在すると側聞していることを付記しておきたい。

このように障害者アート活動支援には課題が山積しており、これを取りまく環境も決して楽観視できるものではない。しかし昨今では、障害のある人たちの芸術を評価する専門家や展覧会が国内外でかなり増えてきたこと、あるいは金銭的な利益だけではなく社会貢献を伴う事業に対する関心の高まりという追い風もある。本調査からは、何より障害者アート活動支援に積極的に取り組んできた団体の人達の今後の活動展開に対する意欲は非常に高いことが明らかになった。障害者アートを社会に広げていくこと、そしてそれを一定規模の商業的活動につなげていくためには様々なハードルが立ちはだかっているが、こうした志を持つ仲間や専門的知識・技術をもつ支援者が各地に増え、活動が広がっていくことを期待したい。

障がいのある人のアート活動支援状況についてのアンケート集計結果

研究事業の参考とするため、広島を中心とした障がい者アート支援現場の実態や抱えている課題を明確にすることを目的としたアンケート調査を実施した。

アンケート実施対象 …………… 2001 年度～2007 年度の「障がいのある人の芸術作品展 アート・ルネッサンス」に作品応募のあった中国地方 5 県の障がい者支援施設、学校、絵画教室などの団体。

アンケート実施期間 …………… 2009 年 12 月 1 日～12 月 26 日

配布数 …………… 76

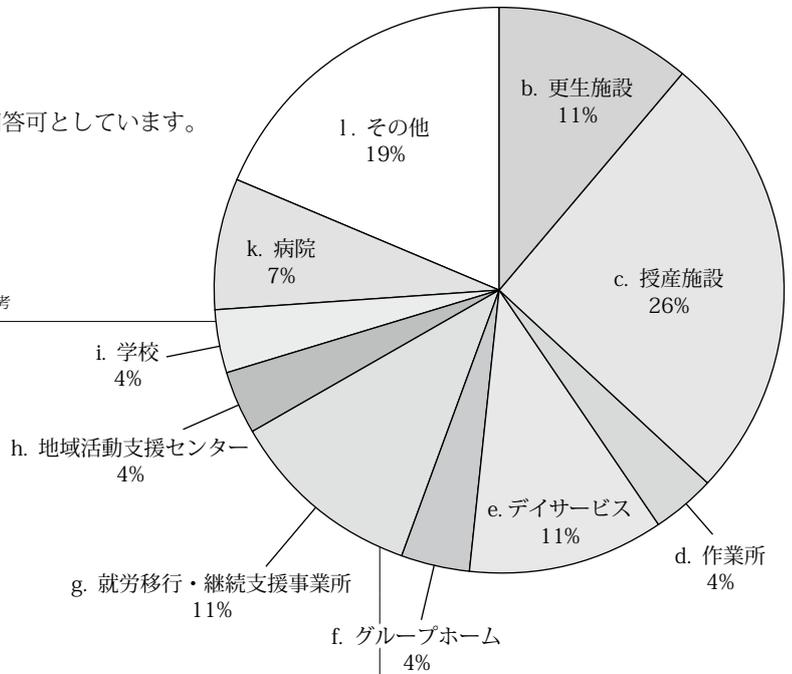
回答数 …………… 22

回収率 …………… 29%

※各設問での回答は、特に指定のない場合は複数回答可としています。

1. 貴団体の事業(施設)種別を教えてください。

| 選択肢 | 回答数 | 割合 | 備考 |
|-----------------|-----|-----|-----------------------------|
| a. 児童関係施設 | 0 | 0% | |
| b. 更生施設 | 3 | 11% | |
| c. 授産施設 | 7 | 26% | |
| d. 作業所 | 1 | 4% | |
| e. デイサービス | 3 | 11% | |
| f. グループホーム | 1 | 4% | |
| g. 就労移行・継続支援事業所 | 3 | 11% | |
| h. 地域活動支援センター | 1 | 4% | |
| i. 学校 | 1 | 4% | |
| j. 教室(絵画教室等) | 0 | 0% | |
| k. 病院 | 2 | 7% | |
| l. その他 | 5 | 19% | NPO、障害者支援施設、生活介護事業所、多機能型事業所 |



※1つの回答先が複数事業を行う場合があるため回答事業数合計を割合算出の総数としています。
N=27

2.貴団体では、現在アート活動を行っていますか？

| 選択肢 | 回答数 | 割合 | 備考 | 0% | 100% |
|---------------------|-----|-----|----|----|------|
| a. 行っている | 21 | 95% | | | |
| b. 以前行っていたが今は行っていない | 1 | 5% | | | |

※ここで言う「アート活動」とは、一般的に言う創作活動を継続的、定期的に行っていることを指します。

N=22

3.「質問2」で「行っている」を選択された場合にご回答ください。

(1)貴団体で行っているアート活動の分野には何がありますか？

| 選択肢 | 回答数 | 割合 | 備考 | 0% | 100% |
|--------|-----|-----|---|----|------|
| a. 絵画 | 19 | 90% | | | |
| b. 書 | 14 | 67% | | | |
| c. 陶芸 | 10 | 48% | | | |
| d. 工芸 | 8 | 38% | 手芸、織、木工、レザークラフト、ルー プ細工、タイル細工、フェルト細工、段 ボール工作、染色、クラフトかご | | |
| e. その他 | 4 | 19% | パステルアート、泥アート、切り絵 | | |

N=21

(2)貴団体におけるアート活動の位置づけは何ですか？

| 選択肢 | 回答数 | 割合 | 備考 | 0% | 100% |
|-------------|-----|-----|------------|----|------|
| a. 正規の活動 | 16 | 76% | | | |
| b. 余暇のクラブ活動 | 5 | 24% | | | |
| c. その他 | 1 | 5% | 利用者によって異なる | | |

N=21

(3)貴団体ではアート活動をどのような形態で行ってられますか？

| 選択肢 | 回答数 | 割合 | 備考 | 0% | 100% |
|--|-----|-----|---------------------|----|------|
| a. 障がいのある人がアートに取り組みやすい環境を整えたり、必要に応じて本人の表現を阻害しない範囲での支援を行う等のアート活動の支援 | 17 | 81% | | | |
| b. 画材や作品制作の方法を教えたりそのための技術訓練を行う等の指導 | 2 | 10% | | | |
| c. その他 | 1 | 5% | 授業(美術、図工、総合的な学習の時間) | | |

N=21

(4) アート活動はどれくらいの頻度で行っていますか?

| 選択肢 | 回答数 | 割合 | 備考 | 0% | 100% |
|------------|-----|-----|---|----|------|
| a. 毎週行っている | 10 | 48% | 週1～2回、1回あたり1～2時間程度 週2～3回、1回あたり1.5時間程度 週3回、1回あたり2時間程度 週5回 週5回、1回あたり3時間程度 週5回、1回あたり4時間程度…回答数2 週7回、1回あたり1.5～2時間程度 週10回、1回あたり2時間程度 毎日 | | |
| b. 毎月行っている | 10 | 48% | 月1回、1回あたり2時間程度…回答数2 月1回、1回あたり5時間程度 月2回、1回あたり1.5時間程度 月2回、1回あたり2時間程度…回答数3 月2～3回、1回あたり1時間程度 月3回、1回あたり1時間程度 月3回、1回あたり5時間程度 | | |
| c. 随時行っている | 1 | 5% | 毎日～週1回の利用者まで頻度は様々 | | |

N=21

(5) アート活動の支援・指導にはどのような人が関わっておられますか?

| 選択肢 | 回答数 | 割合 | 備考 | 0% | 100% |
|--------------|-----|-----|--------------------------|----|------|
| a. 外部の専門家・講師 | 11 | 52% | | | |
| b. 団体(施設)職員 | 16 | 76% | | | |
| c. その他 | 3 | 14% | NPO法人関係者、当事者(メンバーの一員)、教員 | | |

N=21

(6) アート活動に必要な材料や場所の確保はどのように行っていますか?

| 選択肢 | 回答数 | 割合 | 備考 | 0% | 100% |
|-------------------------------|-----|-----|--|----|------|
| a. 団体(施設)が材料も場所も提供 | 16 | 76% | 職員がボランティアで提供も含む | | |
| b. 団体(施設)が場所は提供するが、材料は原則本人が負担 | 6 | 29% | | | |
| c. その他 | 1 | 5% | 団体が場所の提供。アート活動後のサロンでコーヒー、ケーキを出すので材料と合わせて500円もらっている | | |

N=21

4.「質問2」で「行っている」を選択された場合にご回答ください。

貴団体では、アート活動で制作された作品を販売したり、外部に譲渡、貸出、二次利用のための提供（アート製品化や冊子等へのデザイン使用、第三者への複製の許諾など）を行ったことがありますか？

| 選択肢 | 回答数 | 割合 | 備考 | 0% | 100% |
|----------------------------|-----|-----|----|----|------|
| a. 無償で譲渡したことがある | 3 | 14% | | | |
| b. 無償で貸し出したことがある | 6 | 29% | | | |
| c. 無償で二次利用のために提供したことがある | 3 | 14% | | | |
| d. 有償で譲渡(販売)したことがある | 11 | 52% | | | |
| e. 有償で貸し出したことがある | 2 | 10% | | | |
| f. 有償で二次利用のために提供したことがある | 3 | 14% | | | |
| g. 譲渡、貸出、二次利用など外部に行ったことはない | 7 | 33% | | | |

※参考

| | | | | |
|-----------------------|----|-----|--|--|
| 「a～f無償または有償で行ったことがある」 | 14 | 67% | | |
| そのうち、「d～f有償で行ったことがある」 | 12 | 57% | | |

N=21

5.「質問4」で「a～f無償・有償で行ったことがある」を選択された場合にご回答ください。

(1) 作品や製品の販売、デザイン使用などの許諾は誰が行っておられますか？

| 選択肢 | 回答数 | 割合 | 備考 | 0% | 100% |
|---------------------|-----|-----|---|----|------|
| a. 作者本人 | 11 | 79% | | | |
| b. 作者の家族 | 7 | 50% | | | |
| c. 作者が所属する団体(施設)関係者 | 8 | 57% | | | |
| d. 作者の成年後見人 | 1 | 7% | | | |
| e. その他 | 1 | 7% | 外部へデザイン提供したことはない。 自主製品のデザインとして使用する際、 本人と家族の了解を得る。 | | |

N=14

(2) 作品の販売、貸出、二次利用(デザイン使用、加工許可など)に関して、作者との間で何か取り決めや契約などをされていますか?

| 選択肢 | 回答数 | 割合 | 備考 | 0% | 100% |
|-----------|-----|-----|----|----|------|
| a. 行っている | 6 | 43% | | | |
| b. 行っていない | 8 | 57% | | | |

N=14

(3) 作品の販売、貸出、二次利用(デザイン使用、加工許可など)を行う際に何か困られたことや悩まれたことがありましたか?

| 選択肢 | 回答数 | 割合 | 備考 | 0% | 100% |
|-----------|-----|-----|--|----|------|
| a. 特になかった | 8 | 57% | | | |
| b. あった | 6 | 43% | 価格設定/作者・購入者間の調整/契約書を交わす以前は作品に関するトラブルあり | | |

N=14

6.「質問4」で「d～f有償で行ったことがある」を選択された場合にご回答ください。

(1) 有償で作品の譲渡・貸出・二次利用を行った作品はこれまでに何点くらいありますか?

a. 有償で譲渡(販売)した作品数

| 作品数 | 団体数 | 割合 |
|-------------|-----|-----|
| 10点未満 | 4 | 36% |
| 10点以上50点未満 | 3 | 27% |
| 50点以上100点未満 | 1 | 9% |
| 1000点以上 | 1 | 9% |
| その他 | 2 | 18% |

N=11

b. 有償で貸し出した作品数

| 作品数 | 団体数 |
|-----|-----|
| 10点 | 1 |
| 25点 | 1 |

N=2

c. 有償で二次利用を行った作品数

| 作品数 | 団体数 |
|------|-----|
| 3点 | 1 |
| 10点 | 1 |
| 回答なし | 1 |

N=3

(2) 作品や製品の販売価格、デザイン使用料などの価格設定は誰がどのように決めておられますか？

● 誰が

| 選択肢 | 回答数 | 割合 | 備考 | 0% | 100% |
|---------------------|-----|------|----|----|------|
| a. 作者本人 | 1 | 8% | | | |
| b. 作者の家族 | 0 | 0% | | | |
| c. 作者が所属する団体(施設)関係者 | 12 | 100% | | | |
| d. 作者の成年後見人 | 0 | 0% | | | |
| e. その他 | 0 | 0% | | | |

N=12

● どのように(自由記述)

- 他の施設の価格を参考
- 一般アーティストの価格を参考
- 本人・職員間で決める
- 作者本人また施設職員の思い
- 一般アーティストの価格を参考にしたり、相手から言われる額をふまえて施設長等で協議
- 外部から来ている専門家の判断
- 講師の先生に価格を決めてもらう
- 施設内で作者ごとに価格が決まっている
- 材料費、著作権料、10号で1,000単位
- 材料費程度
- 陶芸は仕事として行っている所以他の陶器とのバランスを考えて決めている

(3) 作品や製品の販売、デザイン使用等から得る収入はどういう形で配分されていますか？(自由記述)

- 他の作業収入と合算した後、工賃として本人に還元
- 他の収入と合わせ全員に給料として分配
- 本人と施設で配分
- 病院の経費として材料を購入しているため病院に入金
- ほとんどが施設の収入(原材料)、1名のみ本人と施設で配分(契約)
- 本人に著作権料、施設に材料費
- 3割は材料費等として施設へ、7割は工賃として本人へ
- 材料費、宣伝費を除いて本人と施設で2等分
- 全額本人へ

(4) 有償で作品の販売・貸出・二次利用をした実績に関して、1点あたりの取引額を差し支えない範囲で教えてください。

a. 有償で販売した取引額

〈取引の最高価格〉

| 金額 | 団体数 | 割合 |
|---------------|-----|-----|
| 5,000円未満 | 4 | 36% |
| 5,000円以上1万円未満 | 2 | 18% |
| 1万円 | 2 | 18% |
| 2万円 | 1 | 9% |
| 10万円 | 1 | 9% |
| 35万円 | 1 | 9% |

N=11

〈取引の最低価格〉

| 金額 | 団体数 | 割合 |
|------------------|-----|-----|
| 100円未満 | 2 | 18% |
| 100円以上1,000円未満 | 4 | 36% |
| 1,000円以上5,000円未満 | 1 | 9% |
| 5,000円以上1万円未満 | 2 | 18% |
| 1万円 | 2 | 18% |

N=11

b. 有償で貸し出した取引額

| 金額 | 団体数 |
|---------------|-----|
| 500円～1,000円 | 1 |
| 8,000円～9,000円 | 1 |

N=2

c. 有償で二次利用を行った取引額

| 金額 | 団体数 |
|----------|-----|
| 2万円～6万円 | 1 |
| 8万円～12万円 | 1 |
| 回答なし | 1 |

N=3

7. 「質問2」で「以前行っていたが今は行っていない」を選択された場合にご回答ください。
 アート活動を行っていない理由があれば教えてください。

| 選択肢 | 回答数 | 割合 | 備考 | 0% | 100% |
|------------------------------|-----|------|----|---|------|
| a. 自立支援法へ制度が移行したことで実施が困難になった | 1 | 100% | |  | |
| b. アート活動の必要性を感じない | 0 | 0% | |  | |
| c. 指導者がいない | 0 | 0% | |  | |
| d. 材料費などお金がかかるので経営的に困難になった | 0 | 0% | |  | |
| e. 自立に結びつかない不安がある | 0 | 0% | |  | |
| f. 生産性が低い | 0 | 0% | |  | |
| g. その他 | 0 | 0% | |  | |

N=1

8. 全員ご回答ください。

(1) 障がいのある人のアート活動に対するニーズ(アート活動を行う場・時間の必要性)は今後どうなると思われますか?

| 選択肢 | 回答数 | 割合 | 備考 | 0% | 100% |
|-------------|-----|-----|----|---|------|
| a. 今後は増えていく | 18 | 82% | |  | |
| b. 今後は減っていく | 0 | 0% | |  | |
| c. 現状と変わらない | 2 | 9% | |  | |
| d. わからない | 2 | 9% | |  | |
| e. その他 | 0 | 0% | |  | |

(その他意見)施設に余裕は少なくなっているが、授産的な仕事も減り時間をもてあます施設が増えてきている。

N=22

(2) 今後もアート活動に取り組んでいきたいと思われませんか?

| 選択肢 | 回答数 | 割合 | 備考 | 0% | 100% |
|------------------|-----|-----|----|---|------|
| a. 現状どおり取り組みたい | 7 | 32% | |  | |
| b. さらに積極的に取り組みたい | 16 | 73% | |  | |
| c. 今後は取り組みを減らす | 0 | 0% | |  | |
| d. わからない | 0 | 0% | |  | |
| e. その他 | 0 | 0% | |  | |

(その他意見)いろいろとやってみたいと思うが、時間的制約などで難しい。

N=22

9.「質問8(2)」で「a～b取り組みたい」を選択された場合にご回答ください。

(1)今後どのような形でアート活動を展開していきたいと思われませんか？

| 選択肢 | 回答数 | 割合 | 備考 | 0% | 100% |
|------------------------------|-----|-----|----|----|------|
| a. アート活動の場・時間を保障していきたい | 10 | 45% | | | |
| b. 作品展などを通して作品をもっと社会に広めていきたい | 19 | 86% | | | |
| c. 作品を活用した製品の開発等を積極的に行いたい | 10 | 45% | | | |
| d. その他 | 0 | 0% | | | |

(その他意見)仕事として取り組むべきことと余暇として取り組むべきこととあり、どちらも必要。

N=22

(2)そのためにはどのような支援があると良いと思いますか？

| 選択肢 | 回答数 | 割合 | 備考 | 0% | 100% |
|-----------------------------------|-----|-----|-----------------------|----|------|
| a. アートに関する知識・技術を持った職員の育成 | 10 | 45% | 商品開発やデザインに関する知識・技術。 | | |
| b. アート活動を行う上での知識・技術を持った指導者・支援者の協力 | 16 | 73% | | | |
| c. 製品化におけるデザイナーなどの専門家の協力 | 12 | 55% | | | |
| d. 作品を広める場(作品展の開催など)の支援 | 14 | 64% | | | |
| e. 社会の障がい者アートや障がい者の就労支援に対する理解 | 9 | 41% | | | |
| f. その他 | 1 | 5% | 美術関係者とのコラボ展、ワークショップ開催 | | |

N=22

10. その他、アート活動を支援する上で悩んだり困ったりしていること、

課題と感じていることなどがあればご自由にご記述ください。

- 題材・画材の選び方、作品の保管方法に悩む。
- 活動費として月300円本人負担だがギリギリ。製品化で活動費を稼ぎたい。
- 変則勤務のため、統一した継続した支援が難しい。
- 障がい者アート作品をどういう形で商品化すればよいのか。
- 施設関係者にアートに対する理解や知識を持っていただきたい。
- 利用者個々の絵や陶芸、切り絵など「描きたい、切りたい」という気持ちをどれだけ強く引き出していけるか悩んでいる。
- どの施設も職員ひとりひとりに専門特化しがちで複数の職員が連携が難しく、他施設との連携も余裕なし。その職員が異動や休職、退職になると活動に影響が出る。
- 今まで作りためたものに光を当てたいと思うが、なかなかできていない。
- 障がいを持っている人に絵画制作の指導は難しいところがある。技術面(色彩、構図等)は理解しにくい。保護者に話をして本人に伝達してもらっているが、なかなか思うように伝わらない。今はいい面だけを伸ばすように指導。時折マンネリ化に悩むことあり。
- 障がいのある当事者の方が「表現したい」と内から思えるような支援が必要なのだと思います。まずは「描きたい」「表現したい」という思いを大切にとらえ、育んでいくことが大切なのだと思います。そのためには、いろいろな経験、さまざまな集団、人とのかかわりを保障していくことが必要なのだろうなあとと思います。その上で、その方が表現したいものの最適な表現方法をいっしょにさがしていくという視点が必要で、支援者はその引き出しをたくさんもっていた方がよいのだろうと思います。が、なかなか……。
- 学校では作業学習の時間が増え、そのしわよせとして美術等の時間数は減少している。また、教員定数の減少により、教員一人あたりの業務が増える傾向がある。アートに取り組むには厳しい現状があり、本来の生徒の力を開花させたり、活動を継続するには私たちの努力が必要。生徒の卒業後も活動を継続させたいが、アートの活動を続けられる進路先はほとんどない……等々いろいろ課題があります。

本プロジェクトを実施するにあたり、下記の方々にご協力
いただきました。感謝を申し上げます。

| | |
|-----------------------|--|
| 沖田孝司 様・千春 | 財団法人広島市ひと・まちネットワーク まちづくり市民交流プラザ |
| 春日一志 | STICK SWEETS FACTORY シャレオ店 |
| 加藤大貴 | STICK SWEETS FACTORY 広島袋町店 |
| 寺田真理 | 橙 dai-dai |
| 野田真里 | 暖厨 DINING Danchu |
| | パン工房 みどりの館 |
| アトリエばお | ひとは福祉会 |
| インスマート株式会社 | 広島市立大学 吹奏楽部 |
| エンタープライズ株式会社 | 広島地下街開発株式会社 |
| NPO 法人アートプラットホーム G | 広島テレビ放送株式会社 |
| NPO 法人エクスクラメーション・スタイル | 広島ファッションビジネス専門学校 |
| NPO 法人コーナス | 福祉作業所 kara |
| NPO 法人ひろしま NPO センター | 袋町「裏通り」活性化委員会 |
| NPO 法人まる 工房まる | 袋町ワイン食堂 LE JYAN JYAN |
| 羽前そば道場 極 | ふれ愛プラザ |
| 贈り物雑貨店 Lisu Lisu | White Garret |
| オリエンタルホテル広島 | 社会福祉法人かしの木 |
| CAFÉ PRIMAL θ (del) | 社会福祉法人岳心会 野呂山学園 |
| 株式会社ヴィ・ド・フランス | 社会福祉法人京都身体障害者福祉センター 京都市ふしみ学園 アトリエやっほう !! |
| 株式会社グッズ・カンパニー | 社会福祉法人創樹会 アートセンターきらり |
| 株式会社中国新聞社 | 社会福祉法人聖森会 知的障害者通所授産施設 はたのざと ドットファクトリー |
| 株式会社リシュラ | 社会福祉法人素王会 アトリエ・イン・カーブ |
| 株式会社読売新聞 | 社会福祉法人福岡障害者文化事業協会知的障害者通所授産施設 JOY 倶楽部プラザ アトリエ・ブラヴォ |
| 株式会社 J.F.S | 社会福祉法人吉備の里 |
| gallery G | 社会福祉法人わたぼうしの会 コミュニティショップ CHIRORI |
| こっとう史音 | 有限会社松本パーク |
| コミュニティほっとスペースぼんぼん | |
| 財団法人たんぼぼの家 | (順不同・敬称略) |

厚生労働省 平成 21 年度障害者保健福祉推進事業（障害者自立支援調査研究プロジェクト）
「障害者アートを活用した障害者の自立・社会参加に関する研究プロジェクト」報告書

編集：
障害者アートを活用した障害者の自立・社会参加に関する研究プロジェクト推進委員会
〒 731-0102 広島市安佐南区川内 5-14-24-2F NPO 法人ひゅーるぼん内
Phone: 082-831-6888 Fax: 082-831-6889
<http://www.hullpong.jp>
<http://www.happyproducts.jp>
happyproducts@hullpong.jp

デザイン：中村圭

印刷：株式会社中本本店

制作年月日：2010 年 3 月 31 日

© 2010 障害者アートを活用した障害者の自立・社会参加に関する研究プロジェクト推進委員会 NPO 法人ひゅーるぼん